

第百三回国会 商工委員会 議録 第二号

昭和六十年十一月十五日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 粕谷 茂君

理事 浦野 休與君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 太田 誠一君

理事 奥田 幹生君

理事 高村 正彦君

理事 椎名 素夫君

理事 中川 昭一君

理事 野田 毅君

理事 原田昇左右君

理事 村岡 兼造君

理事 上坂 昇君

理事 水田 稔君

理事 横江 金夫君

理事 木内 良明君

理事 西中 清君

理事 伊藤 英成君

理事 野間 友一君

理事 田原 隆君

理事 渡辺 秀次君

理事 城地 豊司君

理事 宮田 早苗君

理事 尾身 幸次君

理事 奥田 敬和君

理事 加藤 卓二君

理事 佐藤 信二君

理事 田名部匡省君

理事 仲村 正治君

理事 林 大幹君

理事 水野 清君

理事 奥野 一雄君

理事 浜西 鉄雄君

理事 元信 堯君

理事 和田 貞夫君

理事 草野 威君

理事 福岡 康夫君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣 村田敬次郎君

出席政府委員 赤羽 隆夫君

局長 齋藤 成雄君

局長 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

局長 齋藤 成雄君

委員外の出席者

法務大臣官房審議官 稲葉 威雄君

建設省道路局国道第一課長 布施 洋一君

商工委員会調査室長 倉田 雅広君

資源エネルギー庁公益事業部長 山本 幸助君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

通商産業大臣官房審議官 松尾 邦彦君

通商産業省基礎産業局長 岩崎 八男君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

資源エネルギー庁長官官房審議官 野々内 隆君

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一君

委員の異動  
十一月十四日  
兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

兼任 晃司君  
同日 森本 晃司君

兼任 康夫君  
同日 福岡 康夫君

本日の会議に付した案件  
連合審査会開会申入れに関する件  
一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○粕谷委員長 これより会議を開きます。  
この際、連合審査会開会の申し入れに関する件についてお諮りいたします。

ただいま内閣委員会において審査中の内閣提出、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、内閣委員長と協議の上、公報をもってお知らせいたします。

○粕谷委員長 内閣提出、一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。

○浦野委員 今国会に政府が社債特例法改正法を提出し、順次これを許します。浦野休與君。

案、これを提出されたわけでありませうけれども、この背景には、現在の我が国経済の置かれた厳しい現状、そして問題点があると考へるところでございませう。すなわち、米国の対日貿易赤字、これが史上最高を記録いたしております。あわせて米国の初めとする諸外国との貿易不均衡による対日批判の高まりの中で、先般五カ国蔵相会議を境といたしまして円高の兆しが見えるわけでありませうけれども、依然として輸入は停滞しておる、こうした現状から、今日鎮静化が見られるところの貿易摩擦の再燃あるいは保護主義の台頭、これが懸念されるところでございませう。こうした状況からいたしまして、我が国の貿易不均衡問題、これは早急に解決をしなければならぬ問題でございませう。

今日、官民一体となつて市場開放対策、これに全力を尽くしておるわけでありませうけれども、加えて内需拡大を推進するといふ根本的な対策が不可欠であると思つておるわけであります。政府は十月十五日の経済対策閣僚会議において内需拡大のための対策、これを決定されておられます。民間活力を最大限に活用しながら内需拡大を促進する姿勢を示したわけでありませうが、この柱の一つとして、特に民間設備投資の重要な担い手であるところの電気事業者に対しまして、昭和六十三年までの間に送配電の高度化を中心に一兆円程度の追加投資を要請し、業界もこれに努力すると聞いておるところであります。しかし、電力業界の設備投資は膨大なものであり、当然設備資金も巨額に上るわけで、電気事業者が円滑に資金の調達ができるように、国としても必要な条件整備を図っていくことが必要であると思つておるわけであります。今回政府が本法案を提出したのは、電気事業者の社債発行における制約を緩和しつつ円滑な資金

調達を図ることにより、電気事業者に要請しておられる追加投資を含めまして、今後の電力業界の設備投資がこれまで円滑に実施される、このためであると私は認識をいたしております。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。まず、電力の需要見通しにつきましては、先般の電気事業審議会の需給部会の報告の数字を基礎にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、どのくらいの電力を使うかという電力需要についてでございますが、六十年の見込みは五千三百四十九億キロワットアワーでございますが、これに対して七十年には七千八百億キロワットアワーということでございまして、年平均は二・八%で着実に増加していくものと見込まれております。この間、GNPにつきましては毎年約四%で伸びるといふことで想定をいたしてござい

ます。次に、最大需要電力、すなわちピークの電力需要につきましては、今後とも夏の冷房需要は堅調な伸びとなると予想されまして、六十年の見込み一億九千八百八十一億キロワットに對しまして、七十年では一億五千二百億キロワットと、年平均三・三%の割合で伸びるものと予想されております。

これに應じまして、電源の設備についてでございますけれども、これは昭和六十年見込みは一億五千四百二十五億キロワットでございますが、七十年には二億五千万キロワットということ、七十年は二・九%ということ増加するものと見込まれております。それから次に、設備投資でございますけれども

も、今後着実に増加する電力需要に対応するということと、さらに電源の多様化を進め、また電力供給の信頼度を向上させるために、送配電、変電設備を建設するというところでございまして、設備投資は膨大なものとなる。九電力ベースで、六十一年度から七十年にかけて十年間で約四十五兆八千億円となるものと見込まれております。

○浦野委員 ただいま説明があつたわけでありまして、電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

力、こうしたものに相当する分を控除する必要がござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

ます。電源設備については、最大需要電力、つまり夏場のピークにおける需要電力はウナギ登りに上るとたゞいま御説明もあつたところでござい

か、こう思ふのでありますけれども、その点はどうでございませうか。

○山本(幸)政府委員 先生の御指摘どおり、負荷平準化ということが非常に大きな課題でござい

ます。供給面につきましては、電源のベストミックスを達成するということが非常に重要でござ

います。燃料情勢の見通し、各電源の特性、経済性とか安定性、負荷追従性等を考慮しまして、バランスのとれた構成を目指していくということが大事かと思つております。具体的には、ベースになる電源として原子力あるいは水力、石炭火力と

いうものを想定し、また、ミドルとなる電源につきましては、石炭あるいはLNGというものを考えてござい

じて低くなるという制度を現在とっております。  
第三番目には、深夜電力制度がございます。これは主として家庭用の温水器でございますけれども、深夜の八時間あるいは五時間というところで電力を使うようにいたしました場合には、割引引いた料金を適用するというようなことでございます。

さらに、今後の課題といたしましては、一番問題になりますのは、季節別、時間帯別の料金制度を根本的に導入したらどうかということでございます。これはかねがね指摘されておりますけれども、この制度を導入した場合に需給調整がうまくいくかどうかということにつきまして、現在各方面の識者を集めて検討を進めている段階でございます。そのほかに、例えば需給調整契約をさらに拡大するとか、あるいは夜間に負荷が造成できるようないわゆる機械装置の開発をさらに促進するというようなことも、負荷の平準化に役立つ今後の方向かと存じます。

○浦野委員 いろいろと難しい問題もあろうかと思ふんですけれども、ぜひとも適正な負荷平準化対策、これについて全力を尽くしていただきたいと思ふわけであります。

引き続いて、先ほどの想定についてお尋ねするわけであります。一般電気事業会社の資金調達の方、そして今後の見通しについて説明をいただきたいと思ふます。

○山本(幸)政府委員 今後増大する一般電気事業会社の設備投資は大変巨額でございます。長期にわたる資金を必要とするわけでございますが、そのときどきの経営環境とかあるいは金融動向等を勘案して、調達コストが低くて、しかも長期安定的な資金調達を行うことが非常に重要でございます。

この場合の基本的な考え方といたしましては、第一に、設備資金は本来自己資金のうち内部留保等で調達することが望ましい、その不足分は借り入れ、社債から成る外部資金で調達するというところで、でき得れば自己資金を一番重要視したいと思ふます。

いうことでございます。

第二は、外部資金につきましては、そのときどきの金融情勢によるコスト、条件等を勘案しまして、社債あるいは借入れ、あるいは調達手段のうち有利なものを選び合わせを選択しているというところでございます。社債につきましては、大変大きなロットで調達できる、しかも長期安定資金であるということでございます。一般電気事業会社の長期設備投資資金としては非常に適した、かつ重要なものと考えております。

今後十年間の見通しでは、総工事資金四十五兆八千億円の資金調達を、自己資金で二十二兆九千億円、外部資金のうち社債、借入れ、それぞれ十一兆四千億円というところで、外部資金は二十二兆九千億円ということを見込んでおります。

○浦野委員 ただいま説明のございました資金調達の見通しの中で、増資につきましては調達コストが非常に高い、電力会社の配当負担は既に巨額に上っておりますという点から料金属の圧迫要因となるため、今後増資ペースは抑えざるを得ないと思ふんですけれども、自己資本の比率の兼ね合いも含めてお尋ねをしたいと思ふます。

○山本(幸)政府委員 電力の設備投資資金の調達の手段のうち増資、すなわち株式からの調達につきましては、電力は他産業に比べて大変資本金の規模が大きゅうございまして、五十九年度末現在、九社合わせて二兆四千億円でございます。そのように非常に資金の規模が大きゅうございまして、配当の負担が巨額になるというところでございます。

また、資金調達コストとして見た場合には、配当、それからさらにそれにかかります法人税その他の税金というものを考えますと約二〇%ということでございます。社債とか借入れの場合の約七%というものと比べますとかなり割高でございます。

こういう問題がございますので、電気料金の長期的な安定を維持して、増資が原価上昇圧力とならないようにするために、六十年代には従来の増資ペースよりかなり鈍化せざるを得ないと考えております。過去十年は年間約六%程度のペースで増資が行われましたけれども、今後はかなりダウンス、二%程度というふうな我々は想定いたしております。

○浦野委員 外部資金でありますけれども、この中で社債と借入れの比率を二対一、こうした想定をしておられますか。これはどういう考え方に基づいておられるのか。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。外部資金は社債と借入れにより調達するわけでございますけれども、借入れのうち財政資金につきましても、貸出原資の伸び悩み等資金量、コストの面から楽観は許されないとすることが今後については言えるかと思ふます。また、民間資金につきましては、長期資金の供給という面で不安定な面もございまして、電力につきましても大口融資規制ということの抵触問題もございまして、そういうことで不安定な要因もございまして、一方、社債につきましても、大変大きなロットで調達できるという長期安定資金としては非常に望ましい、また長期設備投資資金としては欠くことができないと我々は考えておまして、今後社債の発行は活発化することが予想されております。

こういうことでございまして、今後一般電気事業会社が資金調達するに当たっては、そのときどきの金融情勢によって調達コストあるいは条件等を勘案して、社債あるいは借入れの手段のうち有利な組み合わせを選択することになると考えております。したがって、社債、借入金比率につきましても、今後ともそのときの金融情勢などで増減することが考えられるわけでございまして、長期的に見ればはば一対一、半々というふうに見込むのが最も妥当であろうと思ふわけでございます。

○浦野委員 続いてお尋ねいたします。本改正案の第二の改正点であると思ふのですが、一般電気事業会社の特例措置を当分の間の措置とした、この点について、なぜ十年間の限時法から今回当分の間という措置をとられたのか。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。現在の社債特例法は、制定当時、電力需要の増加に対応して電源の多様化を図るための電源施設の建設あるいは公害防止投資などに要する建設資金の急増ということが予測されて、十年間くらいでこれらの資金需要が一巡するというところを見込みまして、十年間の限時法といたしたわけでございまして、しかしながら、その後の情勢によりまして、特に第二次石油ショック以後全体的な経済成長がダウンし、それに伴いまして電力需要も下方修正、また電力の設備投資も下方修正ということで、こうした電源多様化のための施設の投資が一巡するということにつきましてはかなりおくれってきたということがございまして、

今回、社債発行限度の問題について検討いたしました際、前回の特例法制定一年後、すなわち昭和五十二年に、商法二百九十七条の特例法として社債発行限度暫定措置法というものができました。御承知のように、商法二百九十七条では、社債の発行は資本金プラス準備金の額までとなっております。これに對しまして、五十二年にできた社債発行限度暫定措置法は、これをすべての会社に対して二倍まで引き上げることとしたわけでございまして、その際、その措置を当分の間というふうないたしました。

その当分の間とした理由といたしましては、商法二百九十七条の規定そのものについて見直しが必要である、果たして商法の規定のように社債の限度を規制する必要があるかどうかということにつきましても、かなり論議がございました。そういうわけで、早晩その二百九十七条自体を見直すこととなるであろうということで、その法律、すなわち暫定措置法では当分の間とされたわけでございまして、

問題につきましては、ただいま申し上げました商法の発行限度の暫定措置法と同じ考えに立ちまして、これを当分の間とするということで、将来、商法二百九十七条自体が再検討されるのが予想されますので、それが再検討されて結論が出るまでの間ということで、当分の間とさせていただきます。

○浦野委員 当分の間ということですが、ただいまの説明の中にございました商法改正の動向と絡むということがございますけれども、商法改正の動向についてはどのように受けとめておられますか。

○山本(幸)政府委員 商法の改正は法務省の所管でございますので、私どもが法務省から伺っている内容をお答えいたしたいと思います。

現在、法制審議会の商法部会がございまして、そこでこの次の商法改正に向けて検討をいたしております。現在は大小会社の区別ということでも、ローターマを検討中でございますけれども、商法二百九十七条につきましても、同条の抜本的な見直しを含めて社債法全般に対して、関係各界の見直しを図りながら、次回改正の対象とすべきかどうかということも検討中であるということでございます。いずれにしましても、次回の商法改正についてはこの商法二百九十七条の規定の改定が当然議題に上ることになっているわけでございます。

○浦野委員 本改正案によりまして、電力は特例措置の対象としておられますけれども、ガス事業はなっていないわけでありまして、この点について本当に問題はないのか、政府としてどういう考え方を持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。今後の一般ガス事業会社の資金需要を考へてみますと、大手の一般ガス事業会社につきましては、既にLNG導入に関連する主要な設備投資を大体終えております。したがって、今後中長期的に見まして大幅な資金需要が発生するという状況

にはございません。また、中小の一般ガス事業会社につきましても、一部の会社についてはLNG導入等に伴う設備投資の増大も考えられるわけでございますけれども、これにつきましても、今回の特例法の適用がなくなりましても、先ほど私が申し上げました昭和五十二年にできた社債発行限度暫定措置法によりまして資本金と準備金の合計の二倍まで社債が出せるということでございますので、この限度の範囲内で十分に対応できるということでございます。

また、特に中小のガス会社に対する今後の資金の供給という面につきましては、LNGの導入に伴う設備投資にかなりのお金が必要であるということもございまして、開銀と北東公庫から低利の融資制度ということで、五〇程度の低利の融資制度が今年度から設けられておりまして、この制度を活用して中小ガスを中心とするLNG化というものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浦野委員 それでは、昨今新聞等にも時折出るわけでありましても、円高基調によりまして円高差益、これが論議されつつあるところでございまして、この差益について国民の皆さんの関心も結構高いわけでございますけれども、これにつきましても大臣はよく御発言なさっておられる。先般の一般質疑でも御答弁がございましたけれども、事態の推移を見守るといってお話でございます。

慎重に検討したい、推移を見守っていききたい、こういうことを御答弁なさっておられるわけでありましても、それにはいたしまして、一つは、いつごろをめどとするか、こちら辺におも考へていただく必要がなかぬのか、めどを立てていただく必要があるのではないか、このように感ずるわけでありましても、この点につきましても、この円高基調の見通し、それから差益をどのようにするかということにつきましてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○村田國務大臣 浦野委員にお答えを申し上げます。現在の円高基調の問題については、実はまだG5の九月二十二日の打ち合わせ以降五十日余りしか日にちがたっていない。したがって、実際に電力会社の収支面に影響が及ぶまではタイムラグがある。現在の状況で直ちに収支に円高の影響が出るわけではない。したがって、今後為替レートの動向など事態の推移を慎重に見守っていきたいということをお答えしたわけでございますが、さらに一歩進んで、それではいつごろそれがわかるのかという御質問かと思っております。

これは、現段階で先の見通しを言うことは、今申し上げましたように困難でございますけれども、今後六十年度決算が明らかになって、これに基づいて六十一年度の収支見通しが立てられるような時期が一つの節目ではないか、こういうふうにか考へておられるわけでございます。

この問題は非常に重要な問題でございます。で、なお一つ例を引いて申し上げますと、為替レートと電気事業の動向の問題で、一番最近の事例としては、五十三年の下期に為替差益の料金割引措置というのをとったことがございます。あのときは、年度平均レートで五十一年度の平均が二百九十三円四十五銭、五十三年度の平均が二百九十二円五十七銭で、その間九十円内外の差があるわけでございます。しかもごく一部引き下げましたところ、今度は逆の傾向が起ってまいりました。一年数カ月にして今度は料金改定をした。大幅な五割アップというふうな料金改定をしたという経験がありまして、このことから見ると、よほどこの問題については慎重であらねばなりませんし、また円高差益の還元というのはいかなる形で考へるかということも、これはまだまだだかかって将来の問題であると思っております。

したがって、国民生活、消費者の生活というものを基本に考へる政府の立場から、この問題についてはなお慎重に見守り、今申し上げましたように、ことしの決算が明らかになり、来年度の収支見通しを立てる時期においてある程度の判断をする一つの節目とすべきではないか、このような考へ方をいたしております。

○浦野委員 これをいかにしていくか、見通しも現段階ではまだはつきりいたしませんし、なかなか難しがるかと思うのです。このことは電力会社の経営の問題もありませんし、中長期的視点に立つての料金の長期安定、こうした点も図っていかなければならぬ。差益については必要な設備資金に充てる、こうした点も考慮していかなければならぬ。還元の方法につきましてもいろいろ議論もあるかと思うのですけれども、なかなかこの点につきましても、そう急に結論の出ることではなからうかと思うのでありますが、どうぞひとつ国民の納得のいく施策として受けとめていただきたい、このように考へるわけでありまして。

なお、エネルギーセキュリティの確保を図る、こうした観点から、私は核燃料サイクルの確立、これは我が国として極めて重要なものであろう、こう思うわけでありましても、この核燃料サイクル事業化推進に当たって、通産省の基本的考へ方及び青森県の六ヶ所村の核燃料サイクル施設立地の進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○達坂政府委員 お答えいたします。先生御指摘の核燃料のサイクル事業化でございますが、これは現在いろいろ六ヶ所村で計画しておるのでございます。まず、この意義でございますけれども、今後電力供給の中核的役割を果たすということが原子力の役割でございますが、この中で核燃料サイクルというものが必要不可欠なものであるというふうな位置づけられております。

それで、現在の状況でございますが、昨年七月に電気事業連合会から青森県に対して、青森県の六ヶ所村むつ小川原工業開発地域にウラン濃縮、使用済み再処理施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設、いわゆる三施設でございますが、この三施設の計画につきまして申し入れがなされまし

た。それで、本年の四月に青森県より電気事業連  
合会に、これに対してこれを受け入れるとい  
う正式の回答がなされたところでございます。

現在は、本年六月二十七日から、当事者でござ  
います日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産  
業株式会社の両当事者によりまして、立地予定地  
点地域の陸地の立地環境調査が行われているとこ  
ろでございます。すなわち、この立地環境調査と  
申しますのは、気象とか地質などにつきまして詳  
細な調査をする、こういうことでございます。

今後でございますが、海城の部分につきましても  
同様に立地環境調査を進めまして、来年六十一年  
には準備工事に着手したいというふうな計画で  
あると承知しております。

このような状況を踏まえまして、通産省といた  
しましては、電気事業の健全な育成という観点も  
含めまして電力会社を指導しているわけでござい  
ますが、同時に、建設資金の確保あるいは広報対  
策の充実など立地関係の円滑化、事業化に直結し  
た技術の確証試験とか、そういう問題につきまし  
て総合的な施策を展開いたしまして、この関係の  
助成をするということをしていまして、核燃料サ  
イクルの着実かつ健全な事業化に万全を期するよ  
うにしたいということを進めておるところでござ  
います。

以上でございます。

○浦野委員 ありがとうございます。

若干本改正案とは外れたお尋ねになるうかと思  
うのですが、最近の新聞、十一月二日の読売に、  
「東電も通信サービス参入」、こういう見出しの記  
事が載りまして、以後各紙にこの電力会社の電気  
通信事業への進出、これが記事として載ってお  
るわけでございます。これに対してN.T.T.の意  
見というものがまた記事として出るわけでござい  
ますけれども、政府として、この電力会社の電気  
通信事業への進出、このことについてはどんな受  
け止め方をされておられるのか、この点について  
お聞きしたいと思います。

○野々内政府委員 東京電力が電気通信事業に進

出するという報道がございまして、東京電力もそ  
の方向で現在進んでいると聞いております。

電気事業者は、その保有したてております設備  
あるいは通信の技術につきまして非常に高いポテ  
ンシャルを持っておりまして、各方面から電気通  
信分野での協力ということにつきましてその要請  
が高まっているというふうな、需要側からの要請  
がございまして、しかし、一方また電力会社とい  
うのは、御承知のように、安定的かつ低廉な電気の  
供給を行うという責務を持つ公益事業者でござい  
ますので、仮にも電気事業の適正な遂行に悪影響  
を与えようというふうなことがあつてはならないと  
いう意味で、慎重な配慮が必要なのでございま  
す。

こういう二つの観点から、私もといたしまし  
ては、電力会社の電気通信事業への関与につきま  
しては、一つは、子会社の活用というふうな方法  
によりまして本来事業への影響が回避されるよう  
な方法が望ましいという点、もう一つは、電気事  
業自体が公益的な事業でございまして、他の電  
気通信事業者に対しては中立的な支援をする必要  
がある、こういうふうなことを基本的な考え方と  
して対応すべきだということを考えております。

東電の行つております考え方は、子会社を設立  
するという方式であり、また経理的区分も明確に  
するということ、電気事業者の保安体制に影響  
を及ぼさないような事業運営というものを進行  
としていくというふうな理解をいたしております  
ので、基本的には問題はないのではないかと  
いうふうに考えております。

今後、高度情報化社会というものが実現をいた  
して行くというように私も考えておりますので、  
そういう社会になりますと消費者の選択の幅  
も広がる、あるいは地域の情報化に貢献するとい  
うことで、こういうプロジェクトといったしまし  
ては、公益事業者として取り組んで差し支えない  
分野ではないかというふうな考えております。

○浦野委員 最後の質問に入ります。  
私が最初に申し上げましたように、現在我が国

を取り巻く経済上の厳しい環境、この中にあつて  
貿易不均衡を是正していかなければならぬ。そう  
した点につきましては、官民一体となって市場開  
放努力に全力を傾注して。あわせて内需拡大  
を推進する。景気浮揚、したがってそれに輸入促  
進を絡めるといふような重要な柱としての内需拡  
大、そしてまた内需拡大策の中で重要なシエラを  
持つておられるところの電力業界に対しまして、六十  
三年度までに追加一兆円、七十年年度までで四十六  
兆円という膨大な設備投資が行われるわけであり  
まして、それについて今回の改正案で円滑な資金  
調達を図られるような措置を講ずる、こういうこ  
とでございまして、この設備投資、これは  
購入品目も多岐にわたる、他産業に対しましては  
景気浮揚のための極めて大きな波及効果を持つて  
おる。

特にその中で、私は地元の中小企業、こうした  
人たちに對しては、工事、資材の発注、購  
入、こうした点から極めて影響を与える、その利  
益を広く及ぼすことができるのではないかと、そう  
した点から地域経済にも大変効果をもたらすであ  
ろう、このように受けとめておるわけでありませ  
けれども、こうした点につきましても、僕は政府  
としても十分配慮をしながらやっています、この点  
につきましても政府の考え方を聞ききたいと思  
います。

○村田国務大臣 浦野委員の御指摘は非常に重要  
な御指摘であると思つて、先ほど来質疑応答で  
示されておりますように、内需拡大について電力  
会社あるいはガス会社等の公益事業会社の果たす  
役割は非常に広いわけでございます、今回の政  
府の内需拡大の要請に対しまして、先般私のと  
ころに、九電力の代表である電運連の会長あるい  
は三大ガス会社の代表である東京瓦斯の社長等が  
おいでになりました、内需拡大についての協力要  
請をいたしましたところ、快くこれを引き受けて  
いただきますことと協同していただいております。

こういった点での電力会社、ガス会社の政府へ  
の協力というものは非常に誠心誠意であるとい  
うふうに私は受けとめておりますが、それと同時に  
非常に、非常にす野の広い産業でありまして、今御  
指摘になったように、電力事業関係の事業は非常  
に多いわけでございますので、地域経済あるいは  
中小企業、そういった広範な範囲に対して非常に  
バランスのとれたよい影響、そしてよい協同をし  
ていただくような配慮も、資源エネルギー庁長官  
にも指示をいたしまして、よくやってもらうよう  
な、そういうことを今後対策として考えていき  
たいと思つております。

○野々内政府委員 若干補足させていただきます  
と、今回の内需拡大策の対象設備は、送電とか配  
電というふうな電力の流通関係の設備が大部分を  
占めておられて、これらの設備は、機器、材料  
など比較的簡易なものが多いというところで、各電  
力会社では地元業者からの供給に依存する場合は  
非常に多くなつてきているということが言えるかと思  
つております。また他方、工事の実施面でも、送  
電、配電それぞれの専門の地元業者が工事を請け  
負つております。したがって、今回の内需拡大  
策の効果は、かなりの部分が各地域の地元業者  
に波及するというふうな考えられております。

なお、電力会社の方でも、機材、請負工事等の  
調達において地元依存となつておられて、また  
供給に直接かかわることから、地元業者の優先利  
用あるいは育成等にも特段の配慮をされていると聞  
いております。

いづれにいたしましても、今大臣が御答弁申し  
上げましたように、私もといたしまして、今  
後とも中小企業あるいは地域経済の発展のために  
十分な配慮をするように指導してまいりたいと思  
っております。

○浦野委員 ありがとうございます。質問を終  
わります。

○粕谷委員 以上をもちまして浦野君の質  
疑は終わりました。



越えた場合、七十二年には六・〇四になるということなんです、これは今までの率をずっと割ってみまして、その延長線として単純計算ですけれども。だから、そういうふうなことがなぜ起こらないのかという事は、今の説明でもよくわからないです。

例えば原子力発電の問題についても、当初計画されたときのあれを見ますと、これは五十八年十一月の電気事業審議会需給部会の試算という発表で見ても、火力、水力はちよつと除きますが、原子力に例を挙げてみても二千五十六万キロ、これが五十九年の実績。七十年段階ではこれの倍以上、つまり二・三倍に当たるんですね。四千八百万キロ。こういうふうな調子でいくわけです。つまり国民総生産、GNPの伸び、言ってみれば技術によって食っていく日本ですから、そういう生産に伴うところの伸びと同時にこういうエネルギーが必要だということも私どもも十分理解しておるわけです。そういうものについて見た場合に、このような調子は続くと私は見ておるわけですが、いやそうでない、一巡すると言ったその一巡というのとは一体どういう内容の数字になるのか。

何がどのようにして一巡するからこういうことは起こらない。つまり、きちつとした見通しがないけれども、およそ何年先ごろには一巡することになるはずだ、あるいはなるというふうなものがない限り、言葉の上で一巡するから四倍が六倍になって、今度は、この次はないということには今の説明ではどうしても納得できないわけです。そういうこれからまだ需要が伸びていくであろうということ、それに対しての内容を見ると、かなり原子力関係については力が入っておる。火力、水力については横並びか、あるいは火力の場合にはちよつと減るような格好になっておる、この構成比でいきますと、そうすると、それだけ原子力発電というもののかなり投資をしなければならぬということになるのですが、それでどこで打ち止めになるのかということはどうしてもわからない。その辺をちよつと詳しくわかるように説明をして

ください。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、今度の法律改正の前提となる大きな投資につきまして、その一つの大きな要因が原子力発電の建設ということにあることはそのとおりでございます。特に今後十年間につきましては、原子力発電につきましては非常に力点を置くということでございます。先ほど御指摘のございましたように、七十年度には倍近い大きな容量になるということでございます。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕  
それでは、この状況がずっと続くかということでございますが、御承知のように、各電源につきましてはそれぞれ特性がございます。例えば原子力につきましては非常に長期運転した場合のコストは安いけれども、そのかわりフレキシビリティに欠けるとか、あるいは石油のようにコストは高いけれども非常に臨機応変にそれが調節できるとか、またその中間の設備をうまく構成していくことで、そういう各電源の特徴をうまく構成いたしまして、ベストミックスと申しておりますが、ベストミックスの電源構成を達成する必要がある。

特に、先生も御承知のように、最近はいわゆる負荷追随性というのが非常に重要な問題でございます。ピークと平均電力の差がどんどん開く。これは電力にとりましては非常に非効率的なことになると思いますし、ひいては全体的な電源コストを高めるといふことにもなりますので、そういう観点から今後は負荷追随性を重視していくということになりますと、原子力なら原子力だけを非常に突出しましてそれだけになってしまふということになりますと、これは非常にフレキシビリティの欠けた電源構成になりますので、今後は、やはりある段階に至りましてベストミックスを達成していくということになるかと思ひます。

そういうことで現在の見通しの十年間というものを見通しますと、非常に大規模な原子力についての投資を行うわけでございますけれども、それ

はやはり一巡して、現在のような大型投資というのが永遠に続くということではないということでございます。

○浜西委員 後ほど専門的なことを少しお尋ねしますが、計画では十年先を見通して二・三倍の原子力発電所を今からつくっていくというわけでしょう。ところが、後ほどまた言いますけれども、コジェネレーションという問題だつてあるのに、そういうことが目前に既に実用化されつつあるのに、全然そういうものがベストミックスの中に入っていない。あるいは今、年負荷率の改善というものの考え方にも入っていない。そういうのも片方だけ想定しながら当面、当面が三年か五年かということならばある程度わかりますけれども、十年間こういうことでずっと計画を立てるといふこと、そのことに対する私の疑問点が残るわけです。専門的には後ほど言います。

また、代替エネルギーという新しいエネルギーといいますが、そういう問題について通産省そのものもそれなりにいろいろな文書でもって明らかにしておるわけですし、民間ではそれなりに既に着々と、極端に言えば十兆円市場になるといふくらいで、大変飛びついて研究開発しているわけですから、それは後ほど触れます。

さて、そういう意味で、できるならば原子力発電というものに頼らなくても電源が確保できるといふいう体制を絶えず追求していくべきだということまで前回の、前回というのは五十二年、我が党がその当時この法案についていろいろ質問した経過からかんがみて、やはり原子力の安全性というものもこの法案審議に際してはたしておかなくちやならぬと思ひます。

まず、原子力問題について通産省なり政府発行のあれを見ますと、意外に放射性物質の半減期というものがそう長くない。それこそ長いので十二、三年だとか三十年だとかいうような説明がありますが、私は専門家でないのでわかりませんが、それをお尋ねするのですけれども、原子力発電

の炉の中に発生する、もちろん後ほど廃棄物の処理のことについてもお尋ねしますが、放射性物質というものは、私が聞いたところによると二百種類ぐらいある。二百種類の中で瞬時に半減してしまふものもある。だからさきさきだけども、長いものになると大変なことだ。例えば再処理と関係いたしますが、プルトニウム239というものの、これはそれこそ半減期は二万四千年とも言われているのです。比較的短い半減期の問題については、私はそれなりに考えてもいいと思ひますが、半永久的に考える気の遠くなるようなそういうプルトニウム239というふうなことは、これはウラン238に中性子が吸収されてそういうものが一つのものに生成されるというふうな説明を聞いていますが、これ以外にどのような放射性物質があるのか、特徴的なものを少し、たくさん並べなくてもいいのですが、五つや六つ並べてもらいたいと思ひます。その半減期をひとつ……。

○逋坂政府委員 お答えいたします。原子力発電所の運転に伴いまして発生する放射性物質にはいろいろの種類がございます。御指摘のとおりでございますが、大きく分けまして、使用済み燃料の中に入るもの、それから運転中に発生するものというふうに分けられると思ひます。

まず、運転中に中性子が発生して周辺の炉水や機器で発生するものといましては、腐食生成物と申しておりますが、要するにさびとかそういうところ当たりまして発生するものが多いわけでございます。そういうものは比較的レベルのものでございまして、いずれも半減期は短い、こういうことでございまして、その代表的なものとしたしましては、マンガン54、半減期が約二百七十八日、コバルト60、約五年、セシウム137が約三十年、セシウム134が半減期二年でございます。沃素131が約八日、コバルト58が約七十一日、鉄59というのがあります。約四十五日、ストロンチウム89が約五十日、ストロンチウム90が約二十八年でございます。

一方、再処理施設などで使用済み燃料を再処理

したときに出るものとしたしまして、仮定がいろいろあるわけですが、百万キロワットの原子力発電所を一年間運転いたしましてその中に含まれる核種を想定いたしますと、まず割合と種類を申し上げます、全体の約二〇%を占めますのがセリウム144という核種でございます、半減期が二百八十五日、それから同じく約二〇%を占めます、キュリー数の意味でございますが、半減期十七・五分という非常に短いものでございませうけれども、プラセオジウム144というものでございませう。それから、全体の一三%を占めまして、半減期が三百六十八日のルテニウム108、全体の約三%を占めますのが半減期二十八年のストロンチウム90、先ほども出てきておるものでございませう。

それから、全体の約一兆分の八程度で非常に微量でございますが、半減期が非常に長いものというところで、一番長い代表的なものとしては五百億年のルビジウム87というのがございます。それから、全体の約一億分の二程度、ですからこれも非常に少ないのですが、半減期が千七百万年の沃素130というのがございます。それから、全体の約十兆分の二程度、これも非常に少ないのですが、半減期が千六百万年のキュリウム240、こういうことでございます。

こういうものがございませうけれども、先ほど来申し上げておりますように、要するにパーセントの多いのは比較的短い。短いといっても、それは比較的論理ですから、長いというふうに言われるかもしれないが、量の少ないものは非常に長い半減期のものがある、こういうことでございます。

それで、こういうものをどうするかということでございますが、これは今申し上げましたように非常に半減期が長いという核種もございませうので、非常に長期間安定な貯蔵をしなければいけません。非常に長期安定な貯蔵をしなければいけません。安定なガラス固化によりまして三十年から五十年貯蔵する、そして冷却をした後数百メートルの深い地層に処分する、そしてそういう長いものは長

期間にわたる人間環境からも隔離する、こういうような考え方で今いろいろ進めておるところでございます。

○浜西委員 話が出ましたからちょっとそれにも触れますが、仮に量的には少ない微量なものであっても、五百億年だの一千六百万年だの、気の遠くなる話でありまして、地球が果たしてそれまで存在するかどうかともわからぬぐらいの大変な、言ってみれば一遍それが生成されると永久に生き続けるかと思つてもいいと思うのですが、これらを含めて、今出ましたようにこれの後始末、廃棄処理の問題について少し触れてみなきゃならぬと思うのです。

その前に、使用済み燃料を再処理することによって、また強い新たなそれこそ原子の力を發揮できるようにするわけですね。プルトニウムになるわけですが、そういう生成過程での使用済み燃料の発生量、これは聞くとところによると、原子力発電所百万キロワット、これで年間二十五トングらい出るといふことなんです、稼働日数にもよりますが、現在我が国の原子力発電で起つてくる使用済み燃料の発生量というものは、これはまた後の質問の再処理なり廃棄物の処理の問題に関連しますが、年間どのくらいあるのですか。

○達坂政府委員 使用済み燃料の発生量は大体百万キロワット当たり年間三十トンということになります。現在発電所は三十一基二千三百六十キロワット、まあ二千五百キロと換算いたしましたら、その三十トンの二十五倍です。七百五十トングらいの使用済み燃料が年間発生する、こういうことになります。

○浜西委員 そういたしますと、これの廃棄処理、大変なことだと思つたのですが、今ちょっと説明があつたように、ガラス容器で云々とかいふふうなこともありました。そこで、これは最大限安全な方法をとらなないと、それこそ人類とかかわり、今は地震もなく何となく安全に保管をしてあるとか地中に埋めるとかいうことでありませうが、きのうですか、あのような噴火がコロソバアでありました。あのような大地震その他大変なことを想定して最大限安全なことをやらなければいけません。この処理で、低レベルのものもはそれなりにまた違う処理をし、高レベルを今言うガラスに固定して埋め込んで、一定の期間冷やして、そして地中深く埋めるといふのか、その点の放射性廃棄物の処理の仕方、今までの例でいいますと、二千五百キロといたしましておおよそ量的に七百五十トングらいになる、そういう計算になるといふことですが、これが全部そうなるのか、それともその中で振り分けて、低レベルと高レベルに分けて処理が違ふのか、その辺をちょっと素人にお聞きして説明してください。

○達坂政府委員 お答えする前に、先ほどの三十トンでございますが、これはちょっと誤解ないようには御説明いたしますが、その中にはこれから再処理して使うウランとか被覆のジルコニウム、こういうものも入つておまして、正確な数字はまだあれでございますが、恐らくジルコニウムを入れましたも五トンとか六トンとか、そのぐらゐのオーダーになります。ですから、三十トン丸々が廃棄物ではないということでございます。

それから、御質問の件でございますが、原子力発電所で発生するものをどういふふうに処理、処分するか、こういう御質問でございます。

まず、発電所で運転に伴いまして発生する低レベルの、先ほどコバルト60とか鉄の59とかという御説明をいたしました、そういうものは、今二百リットルのドラム缶の換算で年間約三万五千本程度発生しております。この処理につきましては、現在は施設の方で安全に貯蔵しておるところでございますが、将来につきましては、この処分については六ヶ所村の方の施設を活用することも今後あり得るかと思つております。

それから、再処理施設に伴つて発生するものでございますが、これは先ほど御説明いたしましたように非常に長いものが入つておりますので、長



面してからまだ経験を持っていないのですから、何年間こうしたら、あるいは何千年こうやったら結果として安全ですとかいう実証がないわけですから、絶えずしもという不安、万が一という不安がつきまとう。

そういう意味で、五十一年の時点では、この電力債の問題について、設備投資にこれが絡まっています、原子力発電問題について安全性の確認をやはりすべきだという前提でいろいろ論議されたのを、今から十年前の議事録でありますけれども、それを見まして、私はそういった意味での立場で今回の問題の、十年先は二・三倍を見通しての今からの設備投資である。若干先ほどの言葉ではつきりしませんでしたけれども、内需拡大という要請にこたえて前倒し的な意味である、これも大体わかりましたが、純粹に内需拡大の立場でこれをとらえようとするならば、二・三倍になるような原子力発電を十年を見通してやる前に、現在開発されつつあるコジェネについてもっと積極的に取り組むべきではないかと私は思うわけです。

私は、説明するまでもない、むしろこのことをここで説明してもらいたいわけですが、コジェネレーションについては、現在我が国ではアメリカよりずっと進んでおるわけですから、そういう法律もつくっておるわけですから、その問題についてどの程度進んでおり、およびその実用化のめどはどの辺に置いておるのか、現状を説明してください。

○山本(幸)政府委員 コジェネレーションと申しますのは、現在ガスタービンとか、あるいはガスエンジン等によって発電を行う一方で、その廃熱を利用して給湯したりあるいはその他の熱需要にこたえたりというシステムでございます。これは電気の需要と熱の需要との適切な組み合わせが可能で、コストの低減その他メリットが高まっております。

現在では、このコジェネレーションはホテルとかあるいは事務所等を中心に進められております

けれども、小さいものもあると思いますが、現在まで把握している限りでは、日本で大体数十カ所行われておるといふふうに認識いたしております。

今後の進展につきましては、経済性等の観点から、電力の需要と熱の需要とがバランスよくマッチする分野についてこれが発展していくだろうと考えております。そういう意味では、いわゆる国全体のエネルギー供給の中で重要な地位を占めるというふうなものではなからうと考えております。

このコジェネレーションを導入する場合には、その設備の効率的利用とか、あるいは予備電力の確保とか、あるいは発電電力の質的向上というふうなことで、一般電気事業者からの電力供給に依存するというのが実情でございます。すなわち、一般電力系統に並列するということが、電力とつながってやっていると、これが現状でございます。コジェネだけでやった場合には、何か起こった場合には完全な停電になったりあるいは定検とか保修したら真っ暗になっちゃうということでございます。通常は一般電力系統へ並列をして行っております。

そういうような並列をいたしますときには、今度既に存在する方、本体の方の電力に不安定な要素ができたりの場合は負荷率に悪化を起すというふうなこともございます。そうした悪影響についての防止策というのが必要でございます。したがって、今後コジェネレーションの導入という場合には、一般の電気消費者への影響等を十分に勘案して、これとの調整を図りながら進めることが必要でございます。現在通産省におきましても制度面の具体的な適用について検討を進めていっております。

○浜西委員 これはまだ今検討の段階のように言われておりますが、諸外国ではかなりこれが進んでおるわけですね。だから、一つの例で言いますと、これはアメリカ、イギリスその他のいろいろな例が載っておりますけれども、アメリカでは

第一次オイルショックに伴って、省エネという立場でコジェネを推進をしてきて、既に普及の段階に入っております。言ってみれば実用化したわけですね。したがって、そういうふうなことに對して法的にそのことを、いろいろ先立って施行規則みたいなものを決めておるといふものも、私の手元に資料があるわけですね。

例えば、電気事業者がコジェネによって発電をしたその電力、それを電気事業者がその電気を生産したというか起こしたと同じように生じたであらうというコスト、それを前提にして給機回避原価に反映する料金でやる、こういうふうなことで、それで電力を購入手にしなければならないという、つまり電力会社が見れば勝手につくっておいでなんだということを言わないようにさせるためにも、そういうきちっとした施行規則というものを決めておる。それから、電気事業者は、そういうコジェネをやっておる地域とか事業所だとか病院、そういうところに対して、常時送っている電気を差別をしてやるというふうなこともしてはならないということだとか、つまり、この施行規則に盛り込まれる代償的な電気に對して、言ってみれば援助しておるわけですね。やりやすいように仕向けておるわけですね。これはアメリカの実態です。

だから、この法案の中にも、どこかに説明その他でちょっと書いてあったと思うのですが、できるだけ負荷率というものをうまくコントロールしていかなければならないという精神になっておると思う。つまり安定供給、ピーク時であるが何であるかがいつでもということになりますと、できるだけピーク時をうまく抑える、コントロールする、そういう意味では、これはピークカットの大きな力になると思うのです。これらを全然組み上げないで、話は変わりますけれども、十年先を見越しての設備投資計画になって、つまり六倍社債というふうな話が非常に単純にいつておるわけですね。こういう問題も、もう目前に

おるわけですね。それとあわせて、燃料電池という問題だって大きく新聞でも取り上げられておる問題であります。これも先陣争いだ、この燃料電池の問題なんかは十兆円市場だ。これは水の電気分解ですか、ああいうのをうまく逆利用したものであろうと思っております。専門的にはよくわかりませんが、その今の説明はコジェネレーションのことですが、この燃料電池、これは新聞に載っておりますけれども、十分通産省は知っておられると思うのです。現状大体どうなっているのですか。既に企業間で競争的にこれに取り組んでおるといふふうに書いてある。この問題はどうか。

○山本(幸)政府委員 現在、いわゆるクリーンなエネルギーということで、燃料電池とかあるいは風力、太陽の光を利用するというような研究開発を行っております。通産省でもいわゆるサンシャイン計画あるいはムーンライト計画ということで、積極的に技術開発を進めておる。これにつきましては、我々としても非常に成果が上がっているというふうなところがございます。ただ、こうしたエネルギーは、安定的かつ経済的かつ大規模ということで現在使えるような状況でございます。現在は技術開発の段階であるというふうな考え方をしております。

こうした中で、今先生御指摘のいわゆる燃料電池というものは、一言で申し上げますと、電気分解をするそのちょうど逆をやります。電気分解すると水が酸素と水素に分かれますけれども、酸素と水素を合わせますと電気が出て熱が出て、そこで水ができるという過程になるわけでございます。これは将来非常に有望なもの。特にいわゆる分散型電源と申しまして、大きな電源を遠隔地でつくってそれを消費地に運ぶという考え方のちょうど裏返しで、消費地に近いところでもって電気を起こしてそれを配る。特に燃料電池の場合には非常にクリーンでございます。酸素と水素で水ができるというところでクリーンでございます。

九

いう点では非常に有望かと存じております。

ただ、現在の段階では、技術開発としては非常に成功しておりますけれども、コスト面その他で非常にまだ問題がございます。やはり今後十年あるいはそれ以上の年月を経て実用化されるというところでございますが、将来の非常に有望な電源として、電力会社もまた電力会社以外のガス会社、石油会社等も注目しているところでございます。

○浜西委員 今通産省の説明のとおりの内容で、私どもの資料では、かなりもう電機メーカーがその開発に取り組んで、それこそこの新聞に書いてある「先陣争い激烈 夢膨らむ十兆円市場」ということで、しかもこの中に説明がありますように、六十五年ごろから実用に入るといふことも書いてあるわけです。

それから、コージェネについては、これはまだ小型の段階であるかも知れぬけれども、ガスタービンによって補助的にやれば、原子炉野球があるときにターラーをかけてテレビを見ようというようにときにそれをやればいいことであって、これは完全にピークカットのできる大変便利な品物だと私は思う。これも公害が少ない、音も小さいというふうな説明があるわけです。

この種の関係が、今回の電源開発というか電源確保のための設備投資に全く想定もなければ触れられてない。ひたすら原子力発電に力を置いて、もちろん比率で見ると非電源部門もかなり比率が高いようですから、これはまた後ほど触れられますけれども、そういう意味では、社会資本的な意味でこれから大いにそれが使われていくのだからと思えますから希望を持っていますけれども、どうしたって、今私が質問しておるような、そういう年負荷率の問題をうまくコントロールすることについても非常に有効なものだと思ふ。したがって、この際、基本的な考え方ですから、今いまいかなるときにどうだという質問じゃありませんが、せっかく大臣が来ておられるのですから、ひとつ、安定的な多種多様の電源の確保というか、

いかにいうにも切りかえがきく、そういう補助的な、いい、公害のない、騒音のないこの種のことについてこれから力を入れてやるべきだと私は思うが、大臣の考え方を聞いておきたいと思う。

○村田国務大臣 浜西委員にお答え申し上げます。これから、できるだけ公害の少ない、そしてまた高効率の電源の開発、開発、これはもう非常に重要な問題であると思ふ。

委員の御見識、よく承りました。よく検討させていただきます。ありがとうございました。

○浜西委員 大臣のお考え方はわかりました。検討していろいろやるということですから、大いにこれから期待いたします。そこで、話を少し戻します。したがって、今回六倍にしたことに對して私はまだどうしてもずっと胸に落ちてないのですけれども、当面七十年をめどのあれでありますから、またその時点で本委員会でのような形でこれが取り扱われるかわかりませんが、最大限原子力発電ということの、今の場合それが確かに国民生活に大きく寄与しておることはわかりますけれども、最大限安全性を追求するという立場も片方で持ちながら、できるだけそういう心配のないクリーンなエネルギーの開発に国の金を使う、あるいは電気事業者もそういう方向へ研究費をどんどん使っていくという方向だけは、何とかこの委員会を通じて私は要請をしておきたい。希望を申し上げておきます。

そこで、次へ移ります。

さつき説明ありましたように、いろいろ非電源部門についても投資をするというわけですが、そこで、ちょうどあしたは一年前のあの世田谷の共同溝というのですか、地下パイプというのですか、あの火災が起こってちょうど一年目になるわけですね。それで、コスト面では私自身もかなり疑問もありますし、確信は持てませんが、少なくともこれから、よく使う言葉ですが、二十一世紀を目前にして将来のためにも社会資本の最大のものだと私は思うのですが、共同溝、言ってみれば

これからの情報産業の問題もある。もちろん、けさのテレビではありませんけれども、高圧を張っておるところの電線に冬やってくる渡り鳥がぶつかってけがをして、もう野生に返れないというふうなのを写真入りですと説明してましたけれども、こういうことを考えても、単純な話ですけれども、やはり地下に埋めて、そこで共同溝の中で処理すれば、もちろんセキリテイルの問題もいろいろありますが、そういうことをやればもちろん美化にも通じるし、渡り鳥も死なないし、道路拡張工事その他大変なメリットが波及的に出てくる。

だから、共同溝そのものは確かに膨大な資金が必要だ。このコストというものをどう見るか。見方によっては、私は結果的に大変安いというふうに見えるのじゃないかという気がする。そういうものがこれから先は中心となって、社会資本の設備投資の中にきちっと位置づけられていいのじゃないか。もちろん、通産省だけでやるというわけにはいかぬでしょう。恐らくこの辺のことは建設省を中心とするいろいろなプロジェクトというわけは、庁のそういうためのプロジェクトというか特別委員会を設けてやるということの結果的にはなるでしょうが、通産省としても今の電源開発の中で非電源部門についてはかなりウエートを占めるような計画になっておるわけですから、中身はもっと知りたいわけですが、その辺の考え方はあるのかないのか、将来どうなのか、その辺をひとつ示してもらいたいと思ふ。

○山本(幸)政府委員 送電線と配電線があるわけでございますが、まず送電線につきましては、先生御指摘になりました共同溝へ送電線を入れるというところで、これは都市空間の有効利用あるいは都市災害の防止という観点から非常に重要だということでも推し進めております。それから配電線につきましても、いわゆるキャブシステム方式、これは簡易共同溝と言っておりますけれども、それによって地中化をしていくということで、電気事業の観点からもこれが合理的な範囲で着実に進

むことが非常に望ましいということをやっております。促進のための措置としまして、まず先ほどの送電線の共同溝につきましては、現在開銀融資による助成措置がございまして、これを今後とも引き続き継続してやっていくということでございます。

それから、配電線の地中化につきましては、今後関係各省とも調整しながら進めてまいりますが、来年度の要求として財投による低利融資、それから税制上の助成措置というものを含めまして現在要求いたしております。今後これを計画的に推進していくという方針でございます。

○浜西委員 私の言うのは、当面本格的な共同溝、これをそれこそ政府が一九〇〇年取り上げる、こういう意味で言っておるのですが、今建設省の道路局長の私設諮問機関でやられておるところのキャブシステムというのですか、これは大体どんなようなもので、それに通産省も今言ったような送電線その他を地中に埋めるといふ計画でしようから、それに関与しておるのか、これに對してどういふ参画をしていくのか、この見直しなども含めて説明していただきたい。

○山本(幸)政府委員 配電線の地中化につきましては、今先生御指摘の建設省のキャブシステム研究委員会というのがございまして、これは先般十月二十一日に報告を出しましたが、私どもこの委員会とも非常に密接な連携をとってやっております。

御承知のように、地中化は非常に望ましいわけでございますけれども、一方建設費用が非常に高くなる。これは地上に張るよりも五倍から三十倍ぐらい高くなる。それから、事故が起こった場合に修理が非常に難しい、早期修理が難しいというような問題点がございまして、しかしながら、今後地中化を大いに進めようというところでございまして、従来年間二、三十キロメートルぐらいのペースでやっておったわけでございますけれども、これを急速に加速しまして百

キロメートルぐらゐのオーダーでいこう、それで、十年間で一千キロメートルの地中化を行おうということを考えておりました、この一千キロメートルの地中化の我々の計画につきまして、先ほど言いましたキャブシステム研究会とも相談して、これを全體的にうまく計画をつくりながらやっていこうということ考えておりました。

さらに、今度内需振興のために約一兆円を電気事業としては追加投資いたしますが、その際に、この地中化につきましても、先ほど言いました一千キロメートルの実現につきましてもさらに一層加速してやっていこうということ考えておりました。

○浜西委員 大体考え方、見通しはわかりました。

ちょっと細かいことを聞いておくのですが、投資をして、今建設省が中心になって研究をし、そういう諮問を受けてこれから実行段階に入るのだと思うのですけれども、その場合のそれを経費の配分だと、それからINSの問題ですが、新たにそれを使用させてもらうという業者が出てきたときに、そういうふうなものは後からかかったコストを計算して分担してもらうとか、あるいはそこを通すために料金を取るとか、ちょうど高速道路に投資しておいて料金を取るというあれに似たようなことをするのか、その辺がわかればちょっと説明してもらいたいと思います。

○山本(幸)政府委員 現在キャブシステムにつきまして、電力だけではなくて電話とかその他も入るわけでございます。その入る際に、例えば電力をとってみますと、単独でやる場合に必要な費用を限度として払うということでございます。マキシマム自分だけでやった費用を払うというところで、それが若干安くなるというのを当然期待していただいております。それから、先生の御指摘のように、後から入ってきた場合にはその分だけ当然負担する人がふえるわけでございますので、その分は割り戻しをいただけるというふうになっておるようでございます。

○浜西委員 もうちょっと聞くのですが、CATVとか、一定の地域にそういう業者がCATVを設置して始めようという場合には、顧客それぞれ各戸に、わざわざ一定の部落まで地中に埋めて引く張るとか、いろいろやり方はあると思うのですが、そういうふうな場合、それから、もうちょっと話を進めると、共同溝的なものというところ、簡易な小さなものになるだろうと思うのですが、こういう場合にガスとか水道、上水道ですね、下水道は無理だろうと思うのですが、その規模とかおおよその構想、どの程度のものなのか。このキャブシステムのその辺をもうちょっと聞いておきたいと思う。

○山本(幸)政府委員 共同溝の場合には非常に大きなものもございまして、先ほどから問題になっておりますいわゆるキャブシステムの場合には、歩道の下に置く割と小型のものでございまして、現在考えられますのは電力、それからNTT、電話というのが中心になっております。したがって、ガス、水道その他も一緒に入るようなものではございません。

それから、先ほど先生が御質問されました、実際に要望があつて、そこでもってみんなできつたらどうなるかという問題でございまして、先ほど言いましたように、キャブシステム研究会でも、これは計画的にやろう、特に、当面やはりある程度都会の密集したところから進めていこう、といひますのは、そういうところがやはり何といたって全体的なコストとしては安くなるわけでございますので、そういうところから始めるというところでございまして、しかしながら、例えば商店街とかそういうところがぜひやりたいというので、地元が強く要求してやる場合には、むしろ地元負担というのが原則になってくるということになっておるようでございます。

○浜西委員 細かい話ですが、これ以上やってもちょっとな感じが……  
そこで、話はまた基本に戻るのでありますが、冒頭私がお話したように、類推してずつと延長線で見ると、それこそ八倍になる可能性も将来出てくるわけですが、大体商法の二百九十七条の立法の趣旨というものは、釈迦に説法、私が言う必要はないと思ひますから言いませんが、その趣旨と電気事業法の三十九条の特例とのかかわり、解釈、もともこれには一定の歯どめというか担保という意味もあつていろいろ規制が加えられていると思うのです。それとこのような、いとも簡単というところ、おかしいのですが、四倍が六倍になり、今度は八倍になるだろうとさつきから私は言っているのですが、その辺の立法の趣旨と扱い、二百九十七条と電気事業法三十九条のかかわりについて、ちょっと専門の立場で説明してもらえますか。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。商法二百九十七条の立法の趣旨は、やはり社債権者の保護ということでございます。ただ、世界的に見るとこういう法律は余りないそうでございます。イタリア、スペインその他にあるということ、アメリカ、ヨーロッパの諸国にはこういう規定がないということもございまして、現在の規定の必要性そのものを根本的に検討しようという段階にあることは、先ほど申し上げたとおりでございます。

なお、今度六倍にするわけでございますので、その点で社債権者の保護に欠けるところがないかという問題がございまして、この点につきまして、実は電力の場合につきましては、公益事業として国によって規制、監督をされて、絶えず適正な運営が図られておるといふのが第一点。それから第二点は、電気事業法によりまして電力の場合の社債は一般担保が適用されるということ、これは非常に強うございまして、民法の先取特権に次ぐ非常に強い先取特権が認められております。それから第三番目には、発行する際に当該社債が一般電気事業会社の財産状況とか償還能力に照らして大丈夫かということを通産大臣が確認することになっておまして、そういう意味で私ども電力債について債権者の保護には欠けるといふことがないというふうに考えております。

○山本(幸)政府委員 商法二百九十七条は社債権者を保護する目的であることとございまして、けれども、こうした立法措置といふのは世界的に見ても余りない。先ほど私、スペインと申しましたけれども、これは誤りで訂正させていただきますが、イタリア、ポルトガル、アルゼンチンというところにあるけれども、欧米諸国の主要な国にはない。それは、こういう形でもって社債権者を保護しなくても、いわゆる社債の格付とかあるいは社債を発行する機関に対する指導というふうなことで十分できるということが、国際的な大きな流れになっております。そういう情勢を踏まえて

○浜西委員 電力、電気事業の關係はこればかりでしたが、これと同じような特例扱いという、特例を受けるところはそう数は多くないと思うのだが、どこどこがあるのですか。  
○山本(幸)政府委員 現在特例を受けておられますのは、一つは特殊法人でございまして、例えば国際電信、KDD、それからNTTの出します電話債券、それから日本航空、電源開発というのがございまして、そのほかに鉄道債券、それから中小企業金融公庫が出す債券その他について特例がございまして、

ちなみに申し上げますと、電発の場合には十倍、それから日本航空の場合には五倍、電信電話の場合には四倍ということになっております。なお、銀行につきましては別途ございまして、例えば東京銀行の場合には十倍、それからいわゆる長期信用銀行につきましては三十倍ということ、これも特例が認められております。

○浜西委員 そうすると、かなりの事業所といひますか、そういうところがあるのですが、これはこの提案のどこかの説明の中に書いてあったと思うのですけれども、近く見直しをするというの、そういう問題に対して商法とどういった特別法とのかかわりで、やはり正常なあるいはそのことが適用できるような法律に手直しという意味だろうと思ふのですが、その辺をちょっと説明してもらえますか。

○山本(幸)政府委員 商法二百九十七条は社債権者を保護する目的であることとございまして、けれども、こうした立法措置といふのは世界的に見ても余りない。先ほど私、スペインと申しましたけれども、これは誤りで訂正させていただきますが、イタリア、ポルトガル、アルゼンチンというところにあるけれども、欧米諸国の主要な国にはない。それは、こういう形でもって社債権者を保護しなくても、いわゆる社債の格付とかあるいは社債を発行する機関に対する指導というふうなことで十分できるということが、国際的な大きな流れになっております。そういう情勢を踏まえて

して、法務省といたしても、この二百九十七条そのものが必要性があるかどうかというのを考え直したいということでございます。

○浜西委員 今の点は、考え方はわかりました。それで、私は素人でよくわからないのですが、設備投資をした場合には減価償却をやりますね。それらが今回のそういう問題が起って八倍にしかならぬということと減価償却の性格というものがちよつとわからなくなつたわけですか。それぞれ耐用年数その他ありますが、一定の期間を通じてそのことはまた新たに設備がえがでるようになるのが、減価償却等の準備が、それらがどのように動いておるのか。それは電気事業については徹底的なもので、とてもじゃないが増資、増償をしなければやれないシステムなのか、どこかに欠陥があるのではないかと気がするのです。そうでなければいいのですが、そういう意味でこの減価償却というものはどのような形で補完されているのか、どのようにそれが手当てをされているのか、それをちよつと教えてください。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。普通設備投資をいたしまして、それを減価償却でもって回収いたすわけでございますので、同じ設備をつくるという場合については、普通は減価償却だけで論理的にできるわけですが、それに対して、実際にはインフレがあつたり、それから新しく買う設備が高くなつてしまふというようなこと、なかなか減価償却だけでは賄えないという状況がございます。

さらに現在、電力会社がいろいろございますけれども、次々と設備がふえていくという場合につきましては、減価償却だけでは既存の設備分だけのお金しかないわけでございますので、新しくふえる分の設備についてのお金というものは、これは新しく調達する必要があります。今後約十年間を見ますと、全体で四十六兆円お金が要るわけでございますが、これにつきまして私ども、約半分は内部留保で賄いたい、残りの半分について外部資金ということで、社債と借入金

で賄うということを考えておりますが、その前半の五割という内部留保につきましては、その非常に大きな部分が減価償却ということでございます。

○浜西委員 大体わかりました。

この法案とは直接関係がないのですが、後で質問される同僚議員も触れられると思うので、特別に円高差益によつてもうかつておる。これに対しては、国民感情というか、消費者から見れば、もうかつておるのなら料金を下げてほしいんじゃないかという単純な気持ちが起こつてくると思ひます。私もそう思ひます。もうかつておるときには還元するということにならないのかどうか。その辺の料金の算定は大変難しく、素人ではわかりにくいわけですが、簡単にいいですから、そういうことに対する希望が消費者に強いという立場を代表して、そういう意味で質問するわけですから、答えてください。

○野々内政府委員 電気料金は電気事業法に基づきまして総括原価主義をとっておりますので、電力料金の収入と原価を比較いたしましたら、余れば値下げができますし、足らなければ値上げをする、これが一般原則かと思ひます。

ところで、電気料金というものは国民生活、産業にとつて非常に重要なものでございまして、これをできるだけ長期安定的にしなければならぬということもまた事実かと思ひます。今回の円高の問題につきましては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、まだ始まつたばかりでございますので、その帰趨もめどがつかない状態でございますから、もうしばらく慎重に様子を見守りたいと思つております。

○浜西委員 最後に、通産大臣と科技庁長官にお尋ねいたします。今さっきから私がいろいろ主張しておりますように、内需拡大というのについては基本的に私どもは賛成であるし、どんなやうなことをすればならぬと思つております。そういうことと、社会資本を充実させる意味での共同溝の問題を取り上げましたが、この共同溝はどう考えても、何としてでも進めなくちゃならぬと思つております。交通整理の問題もあるし、それから、立

体交差にする場合でも共同溝がいかに役に立つか、最近の交通ラッシュその他を見ますと、いつもそういうことを思つたわけですが、地上からガスホースや水道や電線、そういうものがなくなるというものは、また違った意味で新しい都市化というものが生まれてくると思つたので、この共同溝に対する将来の取り組みの姿勢をぜひ通産大臣にお願ひしたい。

それから科技庁長官には、今さっきから出ております新しいクリーンなエネルギー。原子力に頼つておるし、またそれをさらに拡大しようとすることに對して私は反発するわけですが、クリーンなエネルギーに對して、コージェネの問題、それから今さっき申しましたように、それこそ水分解の新しいシステムによるこの無公害の電池開発など、これらに對してこれから集中的に取り組むという問題に積極的に取り組んでもらいたい。したがつて、その辺の決意のほどをお伺ひしたいと思います。

○村田國務大臣 共同溝の問題、この点は私は非常に重要だと思ひます。都市空間の有効利用、それからまた都市災害の防止などの観点から共同溝への収納を推進する。そしてまた、キャブシステム方式、いわゆる簡易共同溝も含めて配電線地中化についても、今後電気事業の観点からも合理的な範囲で着実に進めていくべきものである、このように考えております。

そして、電力の共同溝につきましては、今後とも引き続き開銀融資による助成措置を継続してまいる所在でありますし、配電線の地中化については今後関係省庁とも調整をしながら計画的に進めていく所でございます。その工事費につきましては、六十一年度財投及び税制上による助成措置を要求しておるところでございます。建設省その他この問題についての所管官庁とよく協議をして、浜西委員の御指摘になりました点を今後進めていく方向で検討をいたします。

○野々内政府委員 先生御指摘のコージェネあるいは燃料電池というふうな新しいエネルギー、こういうものにつきましては、今後電力の需要に對しては低減という観点から、それそれ望ましいポジションというものを検討いたしましたして進めてまいりたい、かように考えております。

○浦野委員長代理 浜西鉄雄君の質疑は終わりました。

続いて、和田貞夫君の質疑に入ります。○和田(貞)委員 今、同僚の浜西議員の質問に對しまして、今次の提案に對するあるいはエネルギー政策等についての政府の御意見をいろいろと賜つたわけでございます。現行社債特例法が十一年間の時限法であつた、これが来年の三月三十一日で失効するので、このまま放置するとそれ以降の需要にこたえる電源開発等の設備投資というものが困るのだ、だからこれを延長するということ、それから社債発行限度の倍率を現行の四倍から六倍にするという内容であります。四倍から六倍にするという内容はさきまして、十一年間の現行の時限法を今度は時限法じゃなくて当分の間ということで改正するという内容であります、この当分の間というのは日本の法律には随所にあるわけでございます、大体何年ぐらゐを目途とされておるのか。長いものでは四十年間も当分の間が続いている法律があるわけなん

です。したがって、そのような設備投資というのは必要でないというように時期に仮になったといたとしても、それが当分の間ということですから、未来永劫に続いていくというようにも考えられるわけなんです。今次の法改正に当たって当分の間ということにしたいききについてお答え願いたいと思います。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

今度のこの法律の改正につきましては当分の間としたことにつきましては二つ理由がございます。

第一の理由は、前回のこの特例法ができた後、昭和五十二年に社債発行限度暫定措置法というのができました。商法では資本金プラス準備金の額までとなっている枠を二倍まで発行できるということとで、これは一般の企業全部にそれを認めたわけでございますが、その際に当分の間とされたわけでございます。そうされた一番大きな理由は、もとになつております商法二百九十七条につきましてそういう規制が必要であるかどうかということについて早急に見直す必要があるということと、その見直しがいずれ行われるということでございます。その見直しが行われるまでの間ということとで当分の間とされているわけでございます。

今回この特例法の改正法も基本的には商法二百九十七条に対する特例法でございますので、このもとになる二百九十七条が見直されるということになります。この法律もその際に、もう一回存在を含めて洗い直す必要があるということとでございますので、当分の間としたわけでございます。

これが第一の理由でございます。

第二の理由につきましては、社債の発行限度額を引き上げる一番大きな理由は、今後十年間に約四十六兆円、これは六〇%が非電源でございますけれども、電源、非電源を含めて非常に大型の投資が行われるということでございます。それに対応するために社債の限度額を引き上げるわけでございますが、その投資が一巡するだろうということとでございまして、その投資が一巡した場合にこういう特別の措置は要らないということとでござ

います。

したがって、私どももいたしましては、この当分の間というのは商法の規定が、見直しが行われるまでの間ということと、あるいはその前に資金が一巡するということとでございまして、一巡した段階ではこういう措置は要らないということとで、その両方の意味から当分の間を考えているわけでございます。

○和田(貞)委員 一巡するということは大體どのくらいの見直しをつけておられるのかということ

と、法務省来てもらっておられると思いますが、本来、暫定措置法だとかあるいは特例法というのは、今も御説明があったように本法、本則が原則であるわけですから、その原則である現行の商法第二百九十七条の規定の見直し検討というのはどの程度まで進められておられるのか。次には通常国会でございまして、次の通常国会でこの部分についての商法の改正が出されるというふうな作業を法務省としてはされておられるのか、その点もひとつあわせてお答え願いたい。

○山本(幸)政府委員 電力につきましても大型投資がいつ一巡するかというところというのを尋ねてございまして、何年と申し上げたいところでございますけれども、やはり内外の流動的なエネルギー情勢とか、あるいは今後の電力需要の見通し、さらには電源立地の進捗状況その他等を考えますと、何年ぐらいで一巡というのは、現在の段階で申し上げるのはなかなか難しいというふうに考えております。

○福葉説明員 商法二百九十七条の見直しについてでございますけれども、私も、今会社法に關しましては、中小会社に適用した会社法をつくるという見地から検討いたしております。これは会社法の全面改正の見直しの一環でございますが、その一環として社債法についてももちろん見直しをしなければならぬということも考慮しております。ただ優先順位といたしまして、社債法の問題というのはやや後になっております。しかしながら、この社債発行限度の問題に關し

ます限りは産業界から非常に強い要望があり、また、事実資金調達面でこれが制約になっているという状況があったようでございまして、先ほど公益事業部長からお話ございましたように、昭和五十二年に社債発行限度暫定措置法という法律で暫定措置を講じたわけでございます。これは商法の全面改正の一環として社債法について見直しをするという際に根本的に見直しという趣旨でございます。

ただ、この社債発行限度の規定と申しますのは社債権者の保護のためのものでございまして、その社債権者の保護のためにこの二百九十七条の規定がどのように効果があるかという点についてはいろいろ議論があり、しかしながら代替措置として考えられる社債権者保護の措置が一体どんなものであるべきか、また、現実に日本においてどういう規定を設けることが可能であるかという点についてまだ必ずしも明確なコンセンサスができていないわけではございません。

特に、ことしになつてから社債につきましても格付機関というものが三つほど相次いで設立されたわけでございますけれども、そういうものも信頼度というものについてもまだ確定してないというふうな状況がございます。そういうものも信頼度とかいう点も含めまして、私どもとしてはなるべく早く社債法の改正作業に取りかかりたいというふうには思っておりますけれども、現在のところ、来年の通常国会に直ちに提出するというふうな態勢にはございません。

○和田(貞)委員 先ほど山本公益事業部長が我が党の浜西議員に対しては、今も法務省の方から現行商法の社債発行限度というものはこれは社債権者の保護という説明がございましたが、これは別段、特例法が倍率を四倍を六倍にふやしても迷惑をかけない、保護になるという内容の趣旨の説明が事業部長の答弁としてあったわけですが、法務省の方はあくまでも、本則の商法の改正

についてはそこまで到達しておらない、ただ、事務的に今直ちに次の通常国会に出せるというふうなことがないという一つの理由に、そういう意見もある、議論もある、こういうふうに言われているわけですね。そこでちょっと食い違いがあるんじゃないかというように私は思うのですが、この特例法の改正を出されたことについて、法務省と意見の相違についてはどういうことですか。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど、今度六倍にいたしましたが、電力債の債権者には保護という観点からは問題はないというお答えをいたしましたわけですが、その根拠は三つほどございまして、第一は、電力事業の場合につきましても公益事業として電気事業法という法律がございまして、これによつていろいろの規制監督措置が行われております。したがって、電力各社につきましてもその適正な運営が確保されているというところでございまして、それから第二は、これも電気事業法によつてございまして、一般担保が適用されておりました。電力会社の社債権者はその会社の財産について先取特権が認められるということとで、非常に優先的な権利が認められているということとでございまして。

第三番目には、社債特例法、今度の法律の第三条に基づきまして実際の社債発行をする際には、その社債が一般電気事業者の財産状況とかあるいは償還能力等に照らしまして過大なものではないということを通産大臣が個別に確認するという制度をとっております。したがって、その際に担保余力につきましても十分確認されるというところでございまして、これは電力事業の社債についての特別な制度でございますけれども、以上の三点から見まして、社債権者の保護は十分であるというふうな考え方をしております。

○和田(貞)委員 法務省の方にお尋ねしますが、そうすると電力事業については今お答えになったことは認めておられるわけですね。ただ、一般的に、暫定措置法があります、社債の限度枠を一

挙に二倍にするということについてはいろいろな意見があつて本則の改正案についてはまだ踏み込めないということですか。

○稲葉説明員 電力会社については今お話がありましたような特殊事情、例えば行政監督が行われているとかあるいは一般担保に供されているとか、そういう社債権者保護のための措置が講じられているわけでございまして、一般の会社についてはそういう措置がないということからその差があることは当然であるというように思っております。

先生御指摘のように、暫定措置法におきましては、担保つき社債でありますとか転換社債でありますとか、特殊のものに限りまして発行限度の二倍まで発行することを認めているわけでございませうけれども、直ちにこれを本則化する、あるいは一般的にこれを二倍、三倍にするというような措置を講ずるのが適當かどうかという点については、先ほどお話ししましたような事情、諸条件の考慮が見終わっておりませんので、まだそういう段階にはなっていない、こういうことでございませう。

○和田(真)委員 これもひとつ早急に議論を進めていただき、検討していただきたい。何か法律というのはいくらある方がいいというようなことじゃなくて、本則は本則としてある以上は、できるだけ暫定措置法とか特例法とかいうようなものが少ない方がいいと私は思いますので、その他の関連もあると思ひますけれども、早急に本則自体の改正案について近い国会に上程をしてもらう努力をしてもらいたいという意見を付しておきたいと思うわけであります。

そこで、もう一つ。経済企画庁の方にお尋ねしたいわけなのですが、十月十五日の経済対策関係会議で決めた「内需拡大に関する対策」、いわゆる内需拡大策についてでございます。今度の特例法の改正案というのは内需拡大策というよりも、むしろ大方の改正の理由の部分というのは内需拡大策とは関係がないかの答弁を先ほどお聞きしてお

ったわけなのですが、しかし、この内需拡大策の中に「民間設備投資の促進」ということで大々的に電力事業についていろいろな設備投資の指導をするということを掲げておられるわけですね。

この内容を見てみますと、三カ年間で一兆円程度の設備投資を追加させて努力指導をやっていくということだけで、あとの法改正については内需拡大じゃなくてむしろ現行の電力事業の来年以降の設備投資に支障を来してはならないので社債の倍率を六倍に引き上げるといったことだと思つたのです。

しかし、いずれにいたしましても、この関係閣僚会議でお決めたになった政府の「内需拡大に関する対策」というのが出ておられるわけですから、このことについて、我が国の経済に与える効果というのは今後一体どういふ見通しがつくのかということについて経済企画庁の方からひとつお答え願いたいと思ひます。

○赤羽政府委員 十月十五日経済対策関係会議において御決定になりました内需拡大に関する方策の経済効果いかんということでございませうけれども、このたびの内需拡大策につきましては特徴が四つございませう。

まず第一は、この対策は経済摩擦の解消を経済の拡大均衡を通じて実現しようというねらいを持つておられるという点が第一点でございます。

それから、十月十五日という時点で決定をする、つまり我が国の予算制度のもとにおきましては新しい予算措置あるいは税制改正措置を伴つた措置を決める時間的時期ではない、こういうこともありまして、民間活力を最大限に活用することを基本としておられるという点が第二点でございます。

したがいまして、予算、税制措置等を伴うような国内需要の拡大策につきましては、今後の予算編成、税制改正の過程で検討をしてお答えをいたします、こういうことを第三点として言っております。今申しましたように、経済摩擦の解消を主眼と

して経済の拡大均衡を通じて実現するということではございませうけれども、九月二十二日のG5の決定以来円レートの急速な上昇があるわけでございますから、さらに第四点といたしまして、円レートの動向とその国内経済に及ぼす影響に適切な注意を払いつつ弾力的な政策運営を行つていきたい、今後の経済政策につきましても政府としての態度をはっきりさせたという点がございませう。

内容的には「当面早急に実施する対策」と「今後推進する対策」といったようなことで、かなり多岐にわたっております。その中で公益事業、特に電力、ガスの設備投資の追加、そのための資金の円滑なる調達という観点から今回の法律案を御審議いただいているということでございますが、いろいろ多岐にわたる項目につきましてもすべて効果を計算することは必ずしもできません。

そこで、一定の前提条件を置きますと、試算が可能なものについてその効果を推計したということとでございますが、その効果は事業規模で三兆一千億円強、さらに波及効果も含めまして、GNPの拡大効果ということになりますと四兆一千億円余りということになります。これは今後一年間ということでございまして、六十年間ということではございませぬ。

さらに今回の対策の主たる目的が経済の拡大均衡を通じて経済摩擦を解消するということでありますので、この輸入拡大効果についても計算をしておりますけれども、私どもの推計によりまして、二十億ドル前後の輸入拡大効果があるということとでございます。

○和田(真)委員 電力業界の設備投資は、この資料にも書いてありますように、また先ほど提案者の方から言われておりましたように、かなり大規模な設備投資であるために大企業への発注というところになっていくわけですね。したがって、この設備投資によって中小の企業に対して、あるいはその地域の経済に対してどのような効果をもたらすというふうな期待を持っておられるのか。そういうことは全然考えておられない、中小や地域のこ

とは全然考えておられない、とにかく今お答えになつたように大きな経済効果ということだけしか考えておられないということなのか、ひとつお答え願いたいと思ひます。

○村田國務大臣 和田委員、非常に全般的な御質問をいただいておりますのでございまして、内需の拡大についての意義というものも非常に認めをいただいたわけでございます。

先ほど経済企画庁の担当でございます赤羽局長から詳細に内需拡大についてのお話があったわけでございますが、当然、内需の拡大というのの対象設備は、送電、配電など電力流通関係の設備が大部分となつておられるわけでございます。これらの設備は機器、材料等比較的簡易なものが多く、各電力会社は地元業者からの供給に依存する場合が多い、こういう想定をいたしておられるわけでございます。

また、工事実施の面でも、送電、配電など、それぞれ専門の地元業者が工事を請け負つておられるのが実態であらうかと思ひます。したがって、今回の内需拡大策の効果は、かなりの部分が各地域の地元業者に波及をする、こういう期待を私どもはいたしております。

なお、電力会社の方でも、機材、請負工事等の調達において地元依存ということを考えておられます。また、工事の実施や事故のときの対応など安定供給に直接かかわることから、地元業者の優先利用、育成等にも特段の配慮をしておる、こういうふう聞いております。

いずれにいたしましても、通産省としては、今後とも中小企業等、地域経済の発展のためにこの内需の拡大が及ぶことを前提と考へまして、十分な配慮をしていきたい、このように考へております。

○和田(真)委員 貿易摩擦の解消の一策として、内需の拡大ということは、むしろ今日冷え切つたあるいは倒産が相続く中小企業あるいは地域経済に経済効果をもたらしてほしい、こういうところから我々が言つておられるわけでございますので、今

通産大臣の方からお答えになったわけでございますが、とにかくそれは下請あるいは又請、材料と云うことになれば、そのことに通じていくであろうと思われれば、やはり配電線の地中化の問題にいたしても、これは電力会社自体が抱えておられる建設計画の子会社というのがありますし、それを中心になされておられるというのが事実問題であります。

したがって、一般的な中小企業あるいは地域の経済にもたらす影響が大なるように、なお各電力会社にせよとも設備投資に当たっては、せつかくの内需拡大の一環としてやる限りにおいては、今大臣がお答えになったそのことを十分に徹底してもらおうようにお願いしておきたいと思っております。

なお、先ほどは西議員の質問にお答えになったわけでございますけれども、この地中化の問題は、簡易共同溝を含めて、なかなかこれでは進まないわけですね。大都会から電柱の姿がなくなるといふのは大体何年ぐらい先になるのですか。あるいは日本列島から送電線の鉄柱や町、村の配電線の電柱がなくなってしまうというのはほど遠い将来の話になるのじゃないかと思うのですが、これはひとつ率直に、今のようにな十年で千キロとかあるいは一年で百キロとかというふうなことで、どのうも話にならぬわけでございますので、これは町の美化の点からいっても必要な問題であるわけでございますから、その点ひとつお答え願いたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 配電線の地中化につきましては、都市あるいは町の美化、さらには交通の問題、それから電力の場合の安全の問題等々非常に望ましい点が多いと思っております。先ほど申しましたように、そのお金は電線を張るのに比べて、場所によって非常に違うので、非常に五倍から三十倍ぐらいいかかるといふことで、非常に膨大なお金がかかるわけでございます。従来は年間大体十五キロから三十キロぐらいいかかっていく、しかもほとんどが東京でございます

が、やっておったわけでございます。それに対して、これを急速に加速しようということで、先ほど申しましたように、年間百キロぐらいいかかるといふことで、これは従来のペースに比べて四、五倍のペースアップになるわけでございますが、そういうことで現在進められているわけでございます。そのためのお金は大体三千億ないし四千億円かかるだろうということでございます。

今般、内需拡大ということで一兆円の投資をするわけでございますけれども、その際にもこの地中化については大いに加速しようということで考えています。ただ問題は、これを加速するといいたしましても、実際に進行するには当該地元と調整し、かつ工事が大規模工事になりますので停電が非常に長く続くとか交通遮断が起こるとか等々ございまして、やる場合には計画的にやらざるを得ないというところでございます。

先生がおっしゃいました日本全国から電柱がなくなっていくというのを将来の夢でございまして、けれども、ざっと計算しても何百兆円というお金だそうでございます。やはりある程度密集した都会地を中心に地道に進めていくということになるうかと思っております。

○和田(貞)委員 この点は時間の関係もあるもので、その議論はしたくないわけでございますけれども、せめてひとつ共同溝にしてもあるいは簡易共同溝にいたしまして、そういう姿をつくって一日も早く消えるような、そういう姿をつくって一日も早くめになお一層の努力をしてみたいというところを意見として申し上げておきたいと思っております。

そこで、各電力会社は近年極めて高収益を上げてきているというところでありますが、これは国際的に見ても日本の電力会社が非常にもうけておるといふことが言われるわけでございます。電力会社というものは、言われておるように、公益性というのを主としておられるわけですから、収益を上げればそれを需要者に還元するというにしたいかなくてはならないのであります。先ほど言われ

ておったわけでありまして、株主への高配当はやつても、料金の値下げということよりも長期安定ということをしつば言われるわけですね。値上げをする場合も長期安定と言われる。そして、円高によって円高差益が出てもあるいは高収益を上げて値下げをするという姿を見せるんじやなくて、長期安定のために設備は、こういうことを繰り返しておられる限りにおきましては、どうにもこうにもならぬ値上げだといふときに消費者は納得しませんよ。やはり消費者に対して還元をする、値下げによって還元をしていくということをお忘れはならないと思っております。

したがって、各国の電力会社と比べて日本の電力会社というのはいわゆる国際的に優位に立った高収益を上げておられるのであります。ひとつ数字的に示してもらいたいと思っております。さらにひとつ通産大臣としての値下げについての御見解をちょうだいしたい、こういうふうにお聞きいたします。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。国際的な比較ということで電力会社の収益というお話でございますけれども、私どもの手元には収益面での国際比較はございません。と申しますのは、アメリカは民間企業でやっておりますけれども、約三千社あるというふうな状況でございますが、一方、イギリス、フランス、イタリア等は国営でやっております。そういうことで、アメリカは民間でございまして、その統計がございませぬので、そういう面では国際的な収益比較はちょっと手元にはございません。

○村田(務)大臣 今数字的なデータあるいは各国の関係等について山本部長からお答えを申し上げましたが、円高差益の還元問題、これは非常に重要な御指摘であると思っております。それで今回の円高差益等も考えながら、内需の拡大ということについて電力会社が非常に前向きな対応をしておられる。したがってこの電気事業の設備投資は、事業遂行上の必要性等も十分考えながら計画的に行う

という意味において、相当長期的なタイムラグで考えていかないと消費者の利益に即応しないという基本的な問題がございまして。今回の内需拡大の一環としての投資の積み増しは、送電配電等の流通設備を中心に、六十三年度までの間、総額一兆円程度を追加的投資として実施しようとするものでありまして、これも、国民生活の水準が向上をし、高度情報化社会が進展する中で、供給への信頼性向上に対する社会的な要請にこたえるものだ、まずこういう基本的な考え方を持っておられます。そして日本は、委員御承知のように九電力体制でございまして、その点非常に合理的な経営というものが考えられ推進をされておるといふ前提を我々は考えるのでござい

ます。為替レートと電気事業の動向というものについて考えてみますと、御承知のように昭和五十三年に約七割の電力料金のダウンを行ったのは事実でございますが、その前に、五十一年には二割のアップをいたしております。そして五十三年の二年後の五十五年には、今度は逆に五割のアップをしておるといふことで、わずか四、五年の間にアップが二回、そして小幅のダウンということをしておられるわけでございますが、これはまさに、消費者の立場からいえば、大変迷惑をおかけした面が多いのじゃないか。つまり、七割下げたが、その期間を挟んで二割アップ、五割アップという二回の大幅なアップをしておるのでございまして、これは消費者にとっては決してプラスになるゆえんではない。したがって、ある程度の長期的なタイムラグを考えながらこの問題は考えるべきが本筋であるというふうな考えをしております。究極的に消費者、一般国民にどういうふうな対応をしていけば円高利益というものを対して真の意味でプラスになるのであるかということを見定めていかなければならぬ。

いすれにいたしましても、現在はまだ円高が始まりましてからわずか五十日間余りでありまして、この期間においてそういう問題に触れるの

は早過ぎる。先ほど野々内長官からお答え申し上げましたように、この円高が定着をし、そして各電力会社の需給の見直し、そしてまた資金の見直し等がもつとはつきりする、恐らくこれは来年の六月くらいになるのじゃないかと思いますが、そういう期間において総合的に判断をして、究極的に国民生活にプラスになるという方向で検討すべき問題である、このように私は考えております。

○和田(員)委員 収益については国際的な比較の資料というのはいないとしても、電力料金については、国際的に見て日本の電力料金というのは非常に高いということは認められると思うのです。したがって、過去値上げをしてきたいきさつから見ても、収益を上げるということになれば、どうにもならなかったらひとつまたお願いしますよという意味で、消費者に納得してもらい理解をしてもらうためにも、消費者に還元するということは、ひとつ通産の方ではぜひとも大きな検討課題として持ってもらって電力会社に指導してもらいたい、こう思います。

ただ長期安定のために設備だ設備だと言ったところで消費者は納得しないわけでありますから、その必要性を消費者に理解してもらわなければならない、やはりもうければ還元するという原則の上に立って指導してもらわなければならない、これは公益性を主とした事業であるわけですから、ひとつぜひともお願いしたいと思うのですが、もう一度お答え願いたいと思います。

○村田(員)大臣 和田委員の御主張はよく承りました。先ほどお答え申し上げましたように、究極的に一般国民にとってどういった形で円高差益の還元をすべきであるかということがやはり一つの大きなテーマだと思えます。  
先ほど五十三年の例を申し上げましたが、ああいったことでは一時下げたことが少しも国民の利益にならない。そういう意味で、例えばそういったことによる収益をほかの用途に充てないよう積み立てて、また物価が上がったり、あるいは

その他いろいろな社会的要因に対応して値上げをしないで済むような、そういう長期的な視点で委員のおっしゃった点をよく検討したいと存じます。

○和田(員)委員 最近、電力会社が電気通信事業に進出するという動きがあるわけなんです、これまた消費者としては心配をするところであります。そのことによつて電気料金に影響を来さないであろうかという心配をしておられる消費者のために、この動きについて、通産省としては電力料金に対する影響は与えないという自信を持っておられるのかどうか、ひとつお答え願いたいと思えます。

○野々内政府委員 最近、東京電力が電気通信事業に出るといふ報道がございまして本件が問題になっておりますが、電気事業者は、その設備あるいは通信技術というものは非常に高い能力を持っておりまして、電気通信分野での協力ということにつきましては、いろいろな方面から協力の要請が参つていっているというふうに聞いております。

しかし、一方、電力会社というのは安定的かつ低廉な電力供給というものが、これが公益事業者の責務でございまして、そういうものへの悪影響があつてはならないというのが必要なことかと思えます。したがって、私どもとしましては、この両者を勘案をいたしまして、子会社による方式、あるいは中立的な対応というような形での指導というものを考えております。

今回の東京電力の場合も、子会社を設立をし、明確に区分された経理によりまして電気通信事業に参入をするというふうな聞いておりました、新会社は当然独立採算で運営するというふうな考えでおりますので、電気事業への悪影響というものはないと考えております。

○和田(員)委員 それは消費者として心配をしておる面でありますから、ひとつ今お答えになったことを十分かみしめていただいて今後対応してもらいたいと思えます。  
そこで、さらに消費者の心配であるわけではござ

いますが、電気の安定供給、こういう錦の御旗のもとに、必要以上に急激に投資を拡大して設備をどんどん進めていくこと、電源開発をどんどんやっていくこと、これについても、やはり結果的には需要者や消費者に不利な面があるのではないかと懸念をされるわけがございまして、その点については見解と、あわせて現行の九電力体制で電源開発をやつたりあるいは電力業界の運営をやつておるわけがございまして、この設備についてもやはりそれ以上に枠を超えた広域的な運営をやっていく。

例えば電源開発を共同で広域的に開発を進めていくというふうなことで、設備資金の需要というものが極めて合理化される面もあるし、効率化を図ることにもなるわけがございまして、徹底的に効率性を追求していくためにもそのような行政指導というものが必要ではなからうか、こういうふうに思うのですが、御見解を承りたいと思えます。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。電力の投資が非常に膨大でございまして、その内容としては、増大する電力需要に対応するあるいは電源の多様化を図っていく、さらには国民生活の向上や高度情報化社会に対応した供給信頼度の向上ということで、送電、配電、変電設備に投資をするということがございまして、これは電力の低廉かつ安定的な供給を確保するためには必要不可欠の投資であるというふうに考えられるわけがございまして。

こうした投資をいたしますと資本費の上昇をもちろんもたらすわけがございましてけれども、石油代替電源の開発による燃料費の減少あるいは停電の防止その他今後の高度情報化社会に対応するための電力の責任の全うというふうなことで、電力会社の事業運営あるいは経営の安定に寄与するものであるというふうに考えておるわけがございまして。こうした膨大な投資を、できるだけ効率的かつ低廉な資金を調達しながら取り組んでいくというものが現状でございまして。

先生のおっしゃいました現在の九電力体制の問題でございまして、現在電力事業は民営企業でやつておるわけがございまして、その主体性を發揮する、あるいは経営の効率性を發揮する、あるいは地域の状況によくマッチした対応をするというふうなことで、最近臨調等の審議におきましてもそのパフォーマンスタについては大変評価をされておるわけがございまして。ただ、こうした地域が分割されておるわけで、そうした面を補うという点で御指摘の広域運営というのを大いに活用する必要があるというところでございまして。

特に、具体的な内容といたしましては、電力融通を拡大するあるいは共同開発をする、さらには連系線の強化というふうなことでお互い各地方の電力会社が協力し合ひまして一層の効率化を図っていくということ、たくさんプロジェクトがございまして、具体的なことはそういう広域運営のためのプロジェクトを互いに進めておりました、それによりまして、運営の効率化、さらには設備資金の運用自体の効率化ということを図つておるわけがございまして。

○和田(員)委員 来年度以降の設備投資によつて、今も言われましたように、停電あるいは電圧低下、これらの防止等によつて、いわば消費者あるいは需要者の電力の供給信頼度を向上させることができるというふうに通産省としては考えておるといふように受けとめておつていいのですかね。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。御指摘のとおりでございまして。最近特に情報化の急速な進展あるいは都市構造の高度化がございまして、電力の供給面における社会的要請がますます高まっております、そういう意味では供給信頼度の向上というの是非常に大きな課題となっております。特に、供給の信頼度の向上の対策といたしましては、従来から送電線の多回線化あるいは変電所の変圧器や母線等の二重化あるいは配電線自体についてループ化するあるいは柱上の開閉器の自動化をするというところで、実際に停電が起らない



ようにあるいは停電が起った場合にもそれが速やかに回復するようにということで、種々の対策を講じているわけでございます。

特に、来年度につきましてはさらに配電線の自動化ということについても一歩踏み出すということとございまして、現在来年度の財投、税制に配電の基盤高度化というのを進めるための施策を準備中でございます。

現在、停電ということで見ますと、我が国は欧米諸国に比べて停電の時間あるいは回数ともに抜群のいい状況でございますけれども、先生御指摘のように今後そういう供給の信頼度に対する要請はますます高まるということとございまして、こうした政策には力点を置いていきたいと考えております。

○和田(真)委員 今回の改正で一般ガス事業会社をこの社債特例法の対象から除外しているわけですが、その理由として、大手の一般ガス事業会社が天然ガス導入に関連する設備投資が一応一巡した、こういう理由であるわけですか。しかし、一面中小の一部の事業会社についてはなおその天然ガス導入の計画がある。これらを含めて中小のガス事業者の御意見を聞きながらの上なのか、これらの中小一般ガス事業会社に対して今後そのような中で支障を来すということがないかと断言できるのかどうか、ひとつお答え願いたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 中小のガス会社を含めてガス業界の御意見は十分拝聴いたしました。問題はないということで今回の原案をつくっております。

先生御指摘のように、大手のガス事業会社につきましては既にLNGの導入が大体終わっておりまして、そういう意味では今後非常に大きな設備投資が中長期的に出てくるという状況でございます。この点については資金需要からいっても特例法に入れる必要はないということとございまして、中小のガス事業会社につきましては、これから

LNGの導入が起るといふことでございまして、資金需要が起ってまいります。ただし、この特例法がなくなった場合につきましても社債発行限度暫定措置法、昭和五十二年につくられた法律でございまして、その法律によって商法限度の二倍までは発行できるということとございまして、その措置で十分に対応できるということとでございます。

なお、地方都市ガス事業がLNGを入れる場合につきましては、やはり資金的な需要も起こりますし、また担保その他のことでもいろいろ問題が生じるだろうということで、本年度から開銀、北東公庫などに低利の融資制度というのをつくりまして、ここから資金を供給するということで万全を期するということを考えております。

○和田(真)委員 時間もありませんので、最後に省エネに対する需要者、消費者の自覚の問題、あなたの方からいふならば啓蒙の問題ですが、しばらくこの省エネ、省電力ということについては非常に関心があつたのですが、最近は何日祭りのガソリンスタンドはもう休日がなくなりましたし、それから長期安定のために来年から多額の社債発行によって設備をやっていくんだ、大丈夫だ、こういうことになれば、おのずから需要者、消費者の省エネ、省電力の意識というものがだんだん薄れていっておるし、薄れていくと思つておるのです。

まあ売つたら商売になるんだというふうなことだけじゃなくて、何といつても資源の少ない国であるわけですから、一方では電力の長期安定の本策の中で消費者の皆さんに迷惑をかけないということとともに、やはり消費者の皆さん、需要者の皆さんには、電力をむだに使わない、節約しななくてはいけないという省エネルギー、省電力の啓蒙というものは今後なお続けていかなければならないと思つたすし、そのことはやはり大事な問題であらうと思つております。したがって私は、設備投資よりもそのことを念頭に置いたなお一層の努力をひとつ傾けてほしい

い、こういうふうに思つておりますが、最後にその点についてのお答えをひとつ大臣の方から述べていただきます。私の質問を終わりたいと思つております。

○村田国務大臣 大変いい御指摘だと思います。国際的な原油事情が数年前と変わってきておりまして、その中で、和田委員御指摘のように、省エネ省エネと言つた時代からや客観的情勢が変化して、その点で、事実だと思つております。

しかし、日本の資源賦存事情などを考えますれば、まさに原油にいたしましては石炭にいたしましても資源の非常に少ない国でございます。そしてまた、先ほど外国の電力料金との比較等いろいろ広範な視点から御指摘になりましたが、そういったいろいろな客観的情勢から考えれば、日本という国はぜひ資源を大事にして、そしてそれを大切に使うていくという原点に返らなければいけません。御指摘はまさにそのとおりであると思つております。

したがって、今後、そういった原油の供給事情その他にかかわらず、省エネという精神は常に国民生活にとって必要な考え方であるということとしっかりと啓蒙を続けてまいりたいと思つております。

○和田(真)委員 終わります。

○浦野委員長代理 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時一分開議

○粕谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○城地委員 今回、この社債特例法が提起をされているわけでありまして、この法律を約十年前の昭和五十一年に制定したわけでございます。その制定後今日までの約十年間の実績推移を各年度別にお知らせいただきたい。

それと、きょうは時間がありませんので、はしょつて申し上げますが、この社債発行限度の特例の改正は、結局、資本及び準備金の総額または純資産のいずれか少ない額の四倍ということに現行はなつておるわけでございますが、私の感じでは資本及び準備金の総額の方が純資産より少ないんじゃないかと、ふつと考へておられます。ということになりますと、資本及び準備金の総額のことになりましたら、資本及び準備金の総額のことになりましたら、資本及び準備金の総額のことになりましたら、

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

まず、社債の発行状況でございますが、昭和五十一年度から六十年度までということで、これを五年ごとの数字で見ますと、昭和五十一年から五十五年までの五年間に社債の手取りベースで三兆円でございます。それから五十六年から六十一年までの五年間は手取りベースで一兆七兆円でございます。両方合わせまして全体は五十二年から六十一年までの十年間に手取りベースで四兆八兆円の社債を発行いたしました。

なお、実際に発行した額といたしましては、この十年間に九兆円でございます。その結果、社債の発行残高といたしましては六十年度末で約八兆一兆円となつておるわけでございます。これが社債発行についての現在までの推移でございます。

なお、この法律制定時には社債発行総額は一兆二千兆円ということで見込んでおりました。ところが、それが現実には九兆円の発行ということになつておられます。

それから、もう一つの資本及び準備金の件でございますが、これにつきましては、両方足しましたら五十五年度末には一兆六兆円でございますが、五十五年度末には二兆二兆円になりました。六十年度末は二兆九兆円になる見込みでございます。これが増加いたしました理由は増資が一つの原因でございますが、そのほかに、準備金につきましては利益準備金と資本準備金がございますが、利益準備金につきましては、これは配当を行つた

びに配当の一〇%を積み立てるといふ準備金でございまして、資本金の四分の一に至るまで積むという事になっております。それから資本準備金の方は、増資の際に時価発行した場合にはその時価発行した額を上回る分につきましては準備金として積み立てるものでございます。

両方合わせまして六十年度末の実績見込みで申し上げますと、資本金が二兆四千億、準備金につきましては資本準備金が二千九百九十九億、約二千二百億、利益準備金が二千七百四十七億、約二千七百億でございまして、全体をトータルいたしますと二兆八千九百七十二億、これが現在の資本金と法定準備金の合計額でございます。

○城地委員 社債の発行と資本金との関係、さらにはなぜ社債を発行するのかということについて昭和五十一年の国会の審議の中でもいろいろやりとりがあったようでございますが、資本金をふやすよりは社債を発行した方が金利その他の関係で非常にメリットがある、そういうことで社債を発行するんだというふうな意味のやりとりがあるわけでございます。

それらのやりとり、さらにはもう一歩突っ込んで考えますと、社債を多くすることが会社経営上一番大きなメリットになるのかどうか、そういうふうなことを考えておられるかどうか、質問をしたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 企業が資金を調達する場合に、自己資本で調達する場合と外部資金で調達する場合がございまして、もちろん自己資金が一番望ましいわけでございますが、内部留保以外の自己資金としましては増資ということになります。増資につきましては調達コストが非常に高くなります。配当のほか法人税その他の税金を足しますと大体二〇%ぐらいになるというところでございます。社債とか借入金の場合には金利が七%前後ということでございますので、こういう点から増資によって資金を調達いたしますとどうしても高くつくというのが現状でございます。そういうことで従来も増資はそれほど多くございませんで

したけれども、今後はさらに増資のテンポはかなり緩やかなものになるというふうな予想がされます。

次に、外部資金でございますが、これについては借入金とそれから社債がございまして、まず借入金につきましては、金融の繁栄によって資金量が変わってくるというふうな問題、あるいは金利面でも非常に不安定である、さらには電力の場合には大口融資規制がかかってくるというふうなことがございまして、この借入金に全部を頼るという事は非常に難しゅうございます。

一方、社債につきましては、増資に比べて調達コストは低い、しかも大きなロットで調達できる、長期安定資金であるというところでメリットがございまして、社債につきましては一般に長期安定的であるという趣旨から自己資金というふうな位置づけられますけれども、そういう意味で社債の割合をある程度確保いたしますと、コストの面でもメリットがあるというふうな面でもメリットがあるというふうな面でもメリットがあると思っております。

○城地委員 結局、社債は増資に比べて資金調達コストが非常に安いというところで利用するというところでございまして、私は財政金融、会計学の専門ではありませんが、会社運営の基本は何とていっても自己資本ではないかと思っております。

そういう意味で、特にこの電力事業の関係は、ほとんど設備を新たに投資して伸びていく、それに追いついて自己資金をどんどんふやすということにいかないという事情は一般的には理解できませんけれども、やはり何とていってもいわゆる自己資本の全体に占める割合ということになると、自己資本が多くなることは経営上安定的な経営になる。社債とか借入金に頼るということよりはその方がいいんじゃないかというふうに理解しているわけでございます。

そういう立場からいたしますと、今、社債は準自己資金というのですが、準自己資金という言葉の方もまたある意味でおかしな表現じゃないかと思

いますが、そういう意味合いでございます。電力事業関係では通産省としては自己資金はどれくらいなところにあるべきであるのか、例えば、現在はこうであったとしても将来はこういうふうな姿であるべきであるというふうな点も含めて、自己資本率のあるべき姿というふうなものについてお考えがあればお聞かせをいただきたい。

○山本(幸)政府委員 九電力会社の自己資本比率の実績は、昭和四十年代前半までは三〇%程度の数字で推移したわけでございますが、昭和五十年代に入りまして一〇%台で推移いたしております。具体的な数字を申し上げますと、昭和四十年末には三一・四%でございましたが、四十五年末には二七・一%、五十年末には一八・五%、五十五年末には一四・〇%というところに参っております。

御指摘のように、その会社の安定性ということから見ますればやはり自己資本が望ましいということでございますけれども、一方、電力の低廉で安定的な供給を確保するという場合に、今後当分の間、相当増大する設備資金を賄うためには膨大な資金が必要であるというところでございまして、その資金については外部資金へ依存することはやむを得ないというふうな考えをしております。

御承知のように、内部資金として最も望ましい減価償却資金でございますが、これが大体内部資金の大部分を占めるわけでございまして、電力会社のように設備が次々と増大していくという場合には、減価償却でもってこれを補っていくというのには非常に難しゅうございます。そういうことで、やはり外部資金への依存が高まるというのはやむを得ないというふうに見ております。

しかしながら、経営の健全性という面から見ますと、御指摘のように、自己資本比率というものの低下は余り急激であってはまずいという観点もございまして、今回の特例法の前提となる試算で見ますと、七十年末についても一〇%は割らないという計算をいたしております。具体的に数字を申し上げますと、現在、六十年末は自己資本

比率は一五・〇%でございましてけれども、六十五年末に二二・〇%、七十年末に一〇・六%というところで、今後とも漸次比率は減少いたしますけれども、やはり一〇%のラインは守っていきたい、それが望ましいというふうな考えをしております。

○城地委員 一〇%を割らないという話でありましたが、一般の、例えば日本における大企業と言ってもいいのですが、そういうところのいわゆる自己資本率との比較でございますと、私はこの一〇%では低いんじゃないかと思っております。各会社別の資料を詳細に見ておりませんが、日本の大企業がおおむね三〇%前後じゃないかというように思っております。そういう意味合いで、電力の実情が七十年末で一〇・六%に自己資本率になるという御説明でありましたが、中長期的に見てどれくらいが望ましいのか、それらについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 企業の自己資本比率につきましては、諸外国に比べて日本は非常に低いというのが一般的な状況でございます。そういう低い日本でございますけれども、昭和五十八年度の数字で申し上げますと、全産業の平均では二〇・三%でございまして、二〇・三%というのが全産業の平均でございます。そのとき電力は、五十八年度では先ほど申しましたように一五・二%、一五%程度でございまして、

若干産業別に見ますと、例えば電気機械三六・一%、自動車四〇・三%、こら辺は自己資本の非常に高いところでございまして、これに對しまして、例えば石油精製は七・六%、私鉄は一〇・七%というところで、これは自己資本比率の非常に低い例でございます。私ども、自己資本はできるだけ高い方が望ましいという点については全くお説のとおりでございますけれども、現在の電気事業のように、今後かなり膨大な設備投資をしなければならぬ、その場合に、設備投資の資金についてはできるだけコストの安いものを選ぶ必要がある、全部を増資に

願うことはできないという状況を考えますと、ある程度自己資本が下がってもやむを得ない。そういう意味で、ほかの設備産業についてもどうして自己資本が下がっておられますか。

そういうことで、我々としてはそういう形で膨大な設備投資、そしてそれに必要な設備資金の調達が必要であるという状況におきましては、ある程度下がっていくのはやむを得ないかというふうに考えておられますが、そういう状況が終わった後にできるだけ自己資本を高めていくという努力が必要であるという御指摘については、そのとおりだと思います。

○城地委員 自己資本率のあるべき姿について私もはっきりどういふ見解で何%にすべきかという結論は持ち合わせておりませんが、今お答えがあったように、いわゆる設備投資をする、しかも電力の需要との関係でどんなふうなところを金をつぎ込む、しかし自己資本率はどんな低下をする、そういうことで果たしていいんだらうか。社債とか借入金だけで賄っていいんだらうか。大きな工事をやるのに自己資本でそんなんにできるわけではないという現実には我々はおかたておるのですが、だからといって、やすきに流れて借入金もしくは社債ということだけで、果たして産業の実態を見てそれでいいという結論になるかどうかという点では疑問を持っておりまして、これは後ほど結びのところでも要望申し上げたいと思います。

次に、時間がありませんでまとめて御質問申し上げますが、電力債の消化の内訳、個人消化とその他に分けて、それらの内訳はどういうふうになっているのか、また、今後これは四倍が六倍というふうなことで、そういう意味では社債の関係がふえていくわけですが、そういう場合でも、個人の消化が今のところ多いようではございますが、そういう状態のまま推移するのはいかがでしょうか。もう一点は、エネルギー庁で試算をした資料によりますと、このごろ国内だけでなく、海外の

外債というふうなものも昭和五十七年度からかなり入ってきているようではございます。一年間、五十七年度千四百七十八億、六十年二千四百七億というふうな外債が入っているようでありまして、これらの傾向は今後も続くのかどうか。

それから、外債に踏み切って今こういふ状況になつていくわけでありまして、今後の外債のあるべき姿、例えば今後どんなに伸ばして国内だけの資金でいかに、国内債と外債と両方同じぐらいにするんだとかいうような考え方とか、もしくはその逆にもっと外債を少なくする、国内債を多くするといふお考えなのか。それらの基本についてお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○山本(幸)政府委員 まず、電力債の消化先でございます。これにつきましては、現在の状況を申し上げますと、五十九年、一番新しい数字で申し上げますが、個人の消化が六三・七%でございます。それから都銀、長信銀の比率が二二・一%、それから簡易保険が一三・七%その他となっております。非常に個人の消化率が高いというのが電力債の特徴でございます。

これは、例えば一般の事業債、電力以外の会社が出します事業債につきましては、個人消化は、同じく昭和五十九年度で一九・五%となっております。それから国債の場合には一七%ぐらいでございます。それから地方債は四・四%ということ非常に個人消化率は低うございますが、これに對して電力債というのは非常に個人消化率が高い債券でございます。

一般に、国債あるいは地方債も含めて金融機関を中心としたいわゆる機関投資家が引き受けられるわけでございますが、これに對して電力債の場合には六割以上が個人投資家ということになっておりまして、いわば地元、地域に密着した消化基盤というものができているということが特徴でございます。先ほど御質問のほかの債券、国債、地方債あるいは他の事業債等々を消化の面で競合

することがあるかという点につきましては、そういう意味では非常に競合の度合いが低いものであり、というふうな考えでおります。

さらに、最近の金融の自由化あるいは国際化といたことで、金融資本市場も我が国においてもだんだん整備されてくるということが考えられます。消化という面でそう大きな問題が出ることはなからうというふうな考えで、次第でございます。

次に、外債の問題でございます。電力会社の外債発行は昭和四十年代から二、三年に一回という程度で行われておりましたけれども、昭和五十年代後半以降に、いわゆる金融の国際化が進みまして非常にふえてまいっております。具体的には数値を申し上げますと、昭和五十五年、五十六年とも実績ゼロでございますが、五十七年は千四百七十八億、五十八年度に千二百一億、それから五十九年度には二千九百七十七億円というところで、次第に増加してくる傾向が見られております。なお、六十年、今年度も上半期、四月から九月にかけては二千四百七十七億円が既に発行されているところでございます。

今後の見通しでございますけれども、電気事業会社は低利な資金調達と調達手段の多様化ということが非常に必要でございますので、国外においてもそうした社債を発行するということは当然必要かと存じます。今後金融の自由化あるいは円の外債化というものが進展するに伴いまして、発行額はさらに増加していくだろうというふうな考えでおります。

これが望ましいかどうかあるいはどういふ比率がいいのかという御質問がございましたが、私どもは、資金の調達についてはそのときどきの金融情勢あるいは国際金融情勢を踏まえながら、最も有利で安定した資金をうまく取り込むということが重要でございます。あらかじめどのくらいの比率が適当であるというふうなことは現在の段階でそういう考え方はございませんが、ただ見通しといたしまして、今後金融の国際化が進む中でま

すます外債の発行というのにはふえていくだろうというふうに見通しております。

○城地委員 次の質問は、同僚議員からも先ほどから質問があった点と重複いたしますが、今後十年間の設備投資四十五兆八千億、そして電源部門が十八兆五千億、非電源二十七兆三千億、非電源部門の方が多いわけでございます。ただ私は、この電源部門というのは発電所本体、非電源部門というのは送配電線等々の関係になるわけですが、いわゆる発電所をつくる、それに付随して送電線、配電線、変圧器、いろいろそういう関係が出てくる。

したがって、電源に関連する部門と、発電所をつくれれば当然それに付随してどうしても必要である非電源部門、それともう一つは、それらとは全然関係なく例えば既設のもの改造、改修、先ほども意見が出ておりました電線を地下へ埋めるといふのは、これは以前あったものをそのままやるということであれば、それは電源に関連しない新規な全然別な次元のことになるわけでありまして、そういう電源、それに付随する非電源、直接それに特別関係のない非電源というふうな本来三つに分かれるべきであると思っております。

そういう考え方に立って見ますと、ことしの十月の十五日に「内需拡大に関する対策」ということで三年間で追加一兆円というふうなものが出されましたが、私は、新規のそういう内需を喚起するということのようなものは、ただ単に発電所をつくるからそれに付随するものではなくて、新たにいろいろなことをやる、そういう部門に金を多く使うということがむしろ必要なんじゃないか。

電源、それから電源に付随する非電源は当然見込まれた予算、来年度、再来年度ぐらまでの間は発電所を何カ所つくって何万キロを伸ばすというふうなことはおおむね計画に立っておりますから、それは一応コンスタントにいろいろな会社であつても自分たちの予算の中に含まれていく。ですから新たに需要を喚起するのには、そういう地中化、先ほど電線を地下へ入れろという話が一

の例としてありました。そういうふうに、新規の予想されないものをぼんとやるのが日本の経済を活性化させる上でも非常に必要なんじゃないかというふうな考えをわけてあります。

したがって、ただ単に電源、非電源ということではなくて、私が言いました第三番目のそういう新たな現在ある設備の更新とか設備の改修とか、さらに上にあるものを今度は地下に潜らせるとかいうことの計画が、全体の二十七兆三千億の非電源の中にどれくらい含まれているのか、もしくは含まれていないのかという点について質問したいと思っております。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、今後十年間の設備投資四十六兆円弱を見込んでおりますが、そのうち非電源の投資額は二十七兆三千億円、約六割を占めているわけでございます。その中には当然送電線にいくものもあるいは配電線あるいは変電さらには配電線の地中化、自動化というようなことで投資がかさむもの等々がございますが、今先生がおっしゃったように、その中のどれが電源に直結する——電源に直結するような非電源とあるいは全然直結しない非電源というのは区別が若干難しいゅうございまして、現在ある数字で申し上げますと、先ほど申し上げました全体の六十一兆から六十五年あるいは六十六年から七十年、この統計は五年ごとに分かれておりますけれども、そこで申し上げますと、非電源は六十一兆から六十五年には十一兆、それから六十六年から七十年には十五兆、こうなっておりますが、まずその前半の十一兆八千億の内訳を見ますと、一番大きいのがやはり改良工事でございます、これが四兆円でございます。それから送電に二兆六千億、それから変電に八千億、それから配電に一兆八千億というふうなことでございます。

このどういふアイテムが先生のおっしゃったいわゆる電源に直結する非電源なのか、あるいは非電源プロパーといふべき工事なのか、もう少し私どもも分析、勉強させていただきたいというふうに考えております。

それから今度の一兆円の追加投資でございますけれども、今後の約四十六兆円の投資についてはもともと六〇%が非電源ということで電源以外の投資を予定いたしましたけれども、いわゆる内需拡大ということから特にこの非電源の投資について新たに追加投資として三年間で一兆円を追加しようというところでございます。

その主たる内容は、今先生のおっしゃいましたいわゆる電源に直結しない方の非電源でございます、例えば配電線とか送電線についての信頼性の向上ということで、停電対策、停電が起らないように、起こった場合に早くそれが回復するように、あるいは地中化を進めるということとで、送配電と変電の設備についての高度化ということに主たるねらいが込められております。

○城地委員 時間がもうありませんので、最後の質問に入りたいと思っております。今回の法案との関連は直接ございせんけれども、電源設備のいわゆる定期検査というものがあります。これは通常一年ごとに行われて、発電機でございますが、その定期検査について、発電機器の材質の向上その他を考えますと、一年に一回の定期でなくともいいのではないかと意見もあります。

むしろ逆に、一年に一回では少ないという意見もあるかもしれませんが、一般にはやはり一年に一度の定期ではなくて、もう少し検査間隔を延長してもいいのではないかと意見もあります。さらに検査期間、検査方法の簡素化、私も職場にいたときにもいろいろ監督官検査とか監督官立ち合いとかが、こんなところまで監督官のマータがなくても大体大丈夫じゃないかと思うのですが、どうも監督官に来ていただかないとだめだ、その期限が折り合わない、折り合わないといふ、二日おくれるとか、そういう具体的な事象に幾つか当たったこともございます。

そういう関係からすれば、この定期検査の問題を全体的に再検討するといふか見直してみたいといふことのお考えがあるかどうか、伺いたいと思っております。

○野々内政府委員 発電設備の定期検査につきましては、保安上の観点、それから長期から見まして設備の経済的運用の観点というから、ポイラーとか原子炉につきましても電気事業法によりまして原則年一回検査ということが義務づけられております。これは御指摘のとおりだと思っております。

他方、夏のピーク時には供給力の確保のためにはできるだけこの時期を避けて定期検査を行うのが望ましいというふうな考えをしておりますが、一年という義務づけをいたしますと、それによりましてどうしても順繰りにその時期に当たってしまうというふうなこともございます。

いろんなことを考えまして、火力発電設備につきましては、その施設の状況あるいは保守状況というものを勘案いたしまして、できるだけ弾力的な運用を図っていきたいというふうに考えております。

ただ原子力発電設備につきましては、保安上の問題がございますので、将来的には技術の進展に伴いまして定期検査時期の弾力化も可能かと考えられておりますが、現在ではまだ保安ということに重点を置いて考えますと、長期的に安定した運転を行うためにはやはり一年一回の定期検査が必要ではないかというふうに考えております。

全体といたしまして、私も今後はとも技術開発というものが非常に重要になりますので、そういう技術開発の状況に配慮しまして、また個々の発電施設の特長というものも考えまして、合理的な点検、保修計画を立てることが必要かと思っておりますので、そういう方向で電力会社を指導いたしました、定期検査の効率化、弾力化を図ってまいりたい、かように考えております。

○城地委員 時間が間もなく来ようでありますので、最後に総括して要望を申し上げます、そして通産大臣のお考えのほどもお聞かせいただきたいと思っております。

短い時間でありまして、余り核心に触れた質疑が行われなかつたので不十分かもしれませんが、

例えば電気産業のあるべき姿等々、先ほどは自己資本率だけしか私は追及しませんでした。

しかし問題は、事業を行う会社であるとすればやはり自己資本が高くなるようなことが望ましい。将来のことを考えても、会社の自己資本率が一〇%というふうなことで、それは電力の特殊事情などというところで社債とか借入金だけに頼るといふことだけではないのかというところになる、将来の課題として問題があるし、それらについても十分な指導をしていくべきだし、また極端に言って、電力だから原価主義といふことで、何か内部蓄積がでないような形にしております。

そのことについての意見もありますが、それは後日に譲るとして、それやこれや考えていきますと、やはり自己資本率が高くなる、それだけ企業としての力があるという形にしていきたいと思っております。

それから設備投資の関係で先ほど若干伺いましたが、やはり特に今、内需喚起でやられる場合に、先ほどの答弁でいただきましたが、例えば六十一兆から六十五年までの十一兆八千億ですか、その内訳で改良四兆円という内容がありました。

むしろ具体的には、改良の内容が例えば四兆円のうち一兆円はこれだ、一兆円はこれだという一兆円単位くらいのものでどういふ改良をするから、それは日本全体の経済にどういふ影響を及ぼすんだというところまでいかなければ、例えば三年間でさらに設備投資を一兆円ふやしてそれで内需喚起をするんだと言っても、今この衆議院の商工委員会の場でそういうことがある程度はつきり言われるような状態になっていなければ、本当に内需喚起になるのか、本当にこれをやることによつて日本の経済がこれだけ伸びるんだというふうな裏づけにならないのじゃないかと思っております。

ですから、そういうことが出たとすれば、これは通産省だけでなく、いろんな工事その他の関係では建設省との関係もあると伺っておりますけれども、それらは別にしても、とにかく具体的に

これこれとこれをやればこういう内需喚起があるよ、それは地方に対して経済の波及効果もあるよというようなことを確信を持ってやるべき時期じゃないかなと考へますので、今後はそれらのもので出された場合、それからさらに一歩突っ込んで検討をする場合にも、それらの内容までではつきりさせるようにぜひお願いしたいと思います。さらに定期検査の問題についてはお答えがありました。検査間隔の延長が難しいとしても、検査方法の簡素化とか、さらに検査期間の短縮というものはまだまだ十分検討する余地があると思はれますので、これらについても十分な検討をお願いしたい。

最後になりましたが、そういう意味で非常に、電力社債、四倍を六倍にする、それによって日本の安定的な電力の供給というものを確保し、そしてこれから来ます高度情報化社会にも電力も対応する、それから、私どもの文化的な生活を高めるためにも電力は必要不可欠なものでありますから、そういう意味合いも含め、これからこれらに対する取り組みに対して大臣のお考えを伺って終わりにしたいと思います。

○村田国務大臣 先ほど来城地委員の御質疑承りました。個々の問題につきましては資源エネルギー庁長官あるいは山本部長からお答え申し上げたとおりでございますが、今回の、十月十五日の経済対策閣僚会議で決定された内需拡大に関する対策の中でも、委員御指摘のように、電気事業については六十三年度までの間に一兆円程度をめぐりに追加的投資を実施することが決定をしております。

そして、先ほどもお答えをしたところでございますが、九電力体制のもとでできるだけ効率的に、そしてまた広域的に電力経営というものをやっていたいというものが基本であります。委員御指摘の自己資本比率についてはもちろん高い方が望ましいわけです。それからまた、内部蓄積ということについても高めることが望ましいわけでございます。内需拡大は投資内容を十分

検討をいたしまして効果あるようにすべきであると考えております。

また、定期検査の改善であるとかそういった諸般の問題についても、通産省としても電力会社を十分指導してまいりたいと思っておりますし、電力業の公益事業としての社会的責任を果たして行くようにできるだけ効率的に、国民の立場に立つて運営をされるよう指導してまいる決意でございます。

○城地委員 終わります。

○粕谷委員 城地豊司君の質疑は終わりました。

続きまして、草野威君の質疑に入ります。草野威君。

○草野委員 初めに、私は社債特例法改正案の趣旨についてお尋ねをしたいと思います。

今回のこの特例法の改正につきましては、期間は当分の間、また限度額につきましては六倍を超えない範囲内で、このようなことになっているわけでございます。電気事業法の第三十九条、社債発行限度の特例が定められておるわけでございまして、この中のただし書きにおきまして二倍といたし書きの部分の改正で対応すべきではなかったのか、こういう点。

さらにもう一点は、一般ガス事業会社の取り扱いにつきましては今回特例を廃止することになったというところになっておるわけでございまして、これらの理由についても御説明をいただきたいと思はれます。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

今回の社債特例法の改正につきましては、今後中長期的にもかなり電力企業の資金需要がふえてくる、これらに対応するために社債発行の限度額をふやすというところでございます。

先生の御質問の幾つかをまずお答えいたします。一番基本になります電気事業法三十九条自体をなぜ改正しないかということがございます。これにつきましては前回の社債特例法の制定の際に

も大変問題になった点でございます。しかし、今回の電力事業の設備投資が非常にふえてくるというのも、これは永遠に膨大な設備投資が起こることである。特に電源の多様化ということで原子力とか石炭をつくる必要がある、あるいは送電電線あるいは配電設備につきまして時代の要請にこたえて早急に高度化する必要があるということでございます。一巡するということでございます。前回はこれを十年と見込んだわけでございまして、

第二次石油ショック以降非常にGNPの伸び率も電力の需要も減りまして、それによって今申しました多様化の設備投資も相当規模が低下いたしました。そういうことで、一巡するはずの投資がかなり持ち越されておるといふことで、我々計算いたしますと、今後もう少しゆる電源多様化の投資、原子力あるいは石炭、LNG、さらには送配電の高度化という投資は今後も相当起こってくるけれども、それはやはり長い目で見ればある時期の問題でございまして、一巡する、そういうふうにご考慮をしております。そういうことで、今回これを電気事業法自体の改正ではなくて、やはり特例法というところで改正をお願いしているわけでございます。

そこで、これを当分の間といたしました理由でございますが、これも二つございまして、一つは、今申し上げましたそういう大型の設備投資は一巡するということにございまして、それからもう一つは、現在の特例法がございました一年後に、昭和五十二年でございまして、商法の暫定措置法というものがございまして、これは商法のもとになる二百九十七条自体について今後その規制の必要性があるかどうか、すなわち社債について資本金プラス準備金の額までと決まっておりますが、そういう規制をする必要があるかどうかということに

ついての議論が今後行われるということ、その暫定措置法では、それをとりあえず二倍までふやすとともに、それを当分の間の措置といたしたわけでございます。そういうことでございまして、一番もとになる商法の二百九十七条自体につきましても、今後それが基本的に再検討される可能性が強いということ、この関係からもちょうど暫定措置法と同じような趣旨で当分の間といたしたわけでございます。この二つが当分の間といたした理由でございます。

さらに、今まで社債特例法には電力会社及びガス会社が適用対象になっておりましたが、これについて今回はガス会社については落とすという理由でございますが、二つございまして、一つは、特に大手のガス会社につきましてはいよゆるLNG化ということでも相当な投資がございまして、それが一巡いたしました。今後この現在の社債暫定措置法の限度を超えて資金が出てくるという見込みはないということ、これを落とすというわけでございまして。

御高承のとおり、現在の社債特例法では電力は四倍、ガスは二倍となっておりまして、その後にはございまして暫定措置法で全企業について二倍にふやすことになっておりますので、今度社債特例法から外れました場合には、従来は社債特例法で二倍だったものが、今度は暫定措置法で二倍になるということ、実質的にはその倍率は変わらないということ、ガス会社についてはそれで十分対応できるということでガス会社を外したわけでございます。

○草野委員 ガス会社につきましては、今後十年間その必要はなからうというふうにご理解してよろしいわけですね。

それからただいまの御答弁の中で、商法第二百九十七条、これについて再検討の時期が来ている、こういうお話があったわけでございますが、この問題で法務省にお尋ねをさせていただきたいと思はれます。

この商法二百九十七条、明治三十二年法律第四十八号、この中で社債発行限度に関する規定が定められたわけでございますけれども、例えば法制

審議会において立法的な面から批判がある。また、一部財界からも撤廃せよというような話もあるやに伺っておりますけれども、そこら辺を含めまして商法の見直し作業が今後どのように行われていくのか、そういう点を含めましてお話を承りたいと思います。

○稲葉説明員 商法二百九十七条の規定は、これは社債権者の保護という見地から定められたものだと、いうふうな考えられておりますけれども、比較法的に見ても外国でもイタリヤ等のわずかの例外を除いて例を見ないということ、それからさらに発行時の規制にとどまらず将来必ず償還されるというような保証をするようなものではないということ、あるいは現実に会社の資金調達において支障が生ずる場合があるというふうな理由によって、これについての立法的な批判があるわけがございます。

これにつきましては、私どもとしてはその本来の趣旨でございます社債権者の保護が、他にかななる方法によつて保護することができるとかということを検討したいと思っております。この制度はこれなりに、自己資本に比して余りに過大な負債を負わないようにという趣旨でございますから、それなりの理屈はあるわけでございますけれども、今申し上げたいいろいろの弊害があるということとは事実であろうという認識でおるわけでございます。

したがって、この問題につきましては早急に検討したいという趣旨でございますけれども、現行の法律の全面改正作業の一環として中小会社についての法律の見直しというのをやっております。社債法まではまだ手が回らぬという状況であるわけでございます。しかしながら、現在、実務界においてもいろいろの要請があるということでございます。私どもとしても、現在行われております社債権者の保護のためのいろいろの方策というものを総合的に考えまして、法制度をどのように整備したらよいかということについてなお検

討をして、しかるべき時期には国会に提出させていただきます。○草野委員 しかるべき時期にというお話でございますが、もう一点だけこの問題についてお尋ねをしたいと思つております。

社債権者の保護ということでございますけれども、この二百九十七条の廃止に当たりまして幾つかの問題点もあろうかと思つております。その中で、例えばこの社債法、それから担保つき社債、それから証券取引法、これは大蔵省、法務省にわたる問題でございますけれども、これらの整合性の問題、これについては早急に着手しておかなければならない、こういう問題もあろうかと思つておりますけれども、こういう点についてはどのようなお考えでしょうか。

○稲葉説明員 先生御指摘のとおり、社債に関する法制については商法、担保附社債信託法あるいは証券取引法と、いろいろの法律にわたつて規制が行われておるわけでございますけれども、この間に必ずしも整合性が見られないという批判があることは御指摘のとおりでございます。

したがって、私どもとしては、先ほど申し上げた会社法の全面改正作業の見直しの一環としてこの問題について検討したいということをお前から考えておりました。それを総合的に見直して、その過程の中で社債権者保護の問題についても十分検討いたしまして改正をいたしたい、それが先ほどの趣旨であるわけでございます。

○草野委員 今回の法改正に当たりましていろいろの資料をいただきました。七十年までの電力の需給関係、また設備投資の関係につきましていろいろと御説明もいただきました。それなりに理解をしていくつもりでございますが、一、二点お尋ねをしたいと思つております。

まずそれは、過去十年間の計画、またその実績、こういうものについてのお尋ねでございます。これによりまして、十年前は、この六十年までの間の十年間の設備投資、これが四十七兆六千億円、このように見込まれておりましたわけござい

す。これが二十八兆円程度にとどまっております。また六十年の必要電力、これが一億九千万キロワット、これが同様に一億五千万キロワット、このように計画が大きく狂つてきているわけでございますが、いろんな要素はあると思つてお尋ねしたいと思つております。○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

前回の法律制定時に想定いたしました諸数字につきましては、実は五十年代前半につきましては大体その数字に沿つて動いておつたわけでございますが、五十年代後半に至りまして非常に狂つてきたということでございます。

その一番大きな原因は五十四年における第二次石油危機でございます。その結果まずGNPが非常にダウンいたしました。十年間の見直し六・一%でございますけれども、後半に至りまして非常にGNPの伸び率が落ちましたので、全体的にはこれが四・五%ということになりました。

さらに電力の需要につきましては、それに上回りました。いわゆる電力需要のGNP弾性値というものが非常に下がりました。それが相乗されて、需要の見直し年率六・三%というのが三・三%ということになりまして、当然年度末の電源構成につきましてもダウンするということ、これが見通しが一億九千二百二十万キロワットでございますけれども、それが一億五千四百二十五万キロワットに実績では落ちました。これに伴いまして、当然それに必要な資金につきましても、当初の四十七兆六千億円というのが二十八兆三千億円ということで大體にダウンしたということでございます。

以上が、法律制定時に考えられた経済上の諸数字が現在の段階で非常に修正されたという大きな原因でございます。

○草野委員 これからの新しい計画によりまして四十五兆何がしと、非常にまた巨額な設備投資が計画をされているわけでございますが、このよう

な投資は供給信頼性の向上、こういう面におきまして非常に必要の一面、反対にまたその減価償却、こういう面から見ますと非常にふえてまいりました。さらにまた金利の増加とかの面にもつながつてくるわけでございます。いずれにいたしましても、電気事業の経営にとりましてはこのような巨額な資本費の増大、負担というものは大きな重要な問題になってくるかと思つております。そういう中で、今回、この四十五兆八千億円の設備投資という面でございますけれども、当然これはコストにはね返らざるを得ないと思つてお尋ねしますが、この十年間、四十五兆の設備投資によりましてコスト的どの程度こういうものがはね返ってくるか、これは非常に難しい問題だらうと思つてお尋ねいたします。我々にも参考になりうい話を聞かせておいていただきたいと思つております。

○山本(幸)政府委員 電力会社のみならず一般の企業がその設備のために資金を調達する場合に、一番望ましいのはやはり内部資金でございます。内部資金は電力の場合でございますと、その大部分が減価償却費でございますので、この内部資金を使えばもちろんコスト的には非常に有利でございます。ところが、非常に大型の投資を次々と行う場合には、当然内部資金だけでは無理だということ、外部資金に頼るわけでございます。その場合に、内部資金の一つである増資に頼ることも考えられますけれども、これは実は非常に資金コストが高くなります。現在の積算では法人税その他も加えますと二〇%近くになるということ、コスト的には非常に高くつくということでございます。

外部資金につきましては、借入をするものと社債でそれを調達するといふ二つがございますが、この両者につきましては、そのときどきの情勢によつて異なりますけれども、利息の比率は七%内外ということも参つております。したがって、今後、調達した七%内外の資金がそれに見合う収益あるいは全体の資金を通じての収益の増大をもたらすかどうかということが先生のおっしゃ

った答えになるわけでございますけれども、実はそういう七%の社債を発行して、それがどういふふうにかコスト増になつて、それが生んだ収益との関係でどうなるかという計算は、現在いたしておりません。

○草野委員 確かに今長官おっしゃられたように、資金の面から見た場合には、社債発行限度の拡大によつて資金調達をする。これはコスト低減につながつてくると思ひます。しかし、コストだけ膨大な投資計画である以上は、より一層コスト低減に努力する必要があるかと思ひます。そこで、今後どのような対策を講じていくのか、特にこの設備投資の効率化という面につきましても、ぜひとも努力をしていただきたいと思ひますけれども、こういう点について何かございまして承りたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 設備投資の効率化という面では、電力業界が抱えている一番大きな問題は、いわゆる負荷平準化の問題でございます。御高承のとおり、電力については貯蔵ができませんので、生産即消費となりますが、その際に、特に現在では夏の日中を中心にして冷房のための需要が急激に高まりますけれども、そうした高まった需要に応じた設備が必要であるということ、その設備に見合った電源開発をせざるを得ない。そうした時、それ以外の普通の電力の平均的な使用時にはその設備は余つてしまふということ、この問題は供給面及び需要面に非常に大きな問題を投げかけておりました。我々もこの負荷平準化というのを非常に重要な課題と思つております。それからもう一つは、消費の増加を回避すると

いう面でも広域的な運営、現在九つの電力会社に分かれてやっておりますけれども、電源開発あるいは電力の融通等につきましても、広域運営ということに互いに補つて、それによつて資金及び現実の運営を効率的にするということが重要な課題と考へております。その他いろいろございまして、現在の電力の大きな問題としてこの二つがあることを申し上げておきます。

○草野委員 今長官の方から負荷率の平準化対策というお話がありました。その前にもう少しお尋ねしておきたい問題があるわけでございますけれども、お話が出ましたのでこの問題について先にお尋ねしたいと思ひます。

電力のコスト低減を図るためには、今お話ございましたように、負荷率の平準化の促進ということが非常に重要であると言われられております。年々電力の需要構造とか供給構造が大きく変化をしております。これも事実でございます。例えば冷房の需要増加による夏のピーク時の増大であるとか、昼夜間、季節間の需要格差の拡大の傾向が言われているわけでございますけれども、この平準化対策につきましても、具体的に政府はどのような対策を今お持ちでございませうか。

○山本(幸)政府委員 負荷平準化の対策といたしましては供給面と需要面と二つあると存じます。まず供給面でございますが、いわゆる電源のベクトルミックスと呼んでおりますけれども、そのときどきの燃料情勢あるいは各電源の特性、特に経済性、安定性等々を考慮いたしましてバランスのとれた構成に持つていくことが非常に重要かと存じております。具体的には、ベース電源として原子力あるいは石炭火力、ミドルの電源として石炭火力あるいはLNG、それからピークの対応電源としては石油あるいは揚水の水力というのが考えられますけれども、こうしたものを最も合理的に組み合わせ、負荷パターンを踏まえた電源開発構成を進めていくということが供給面では基本になると存じております。また、需要面でございますが、需要面ではやはり

負荷平準化を図るためのインセンティブを持った制度が必要でございます。

現在、三つの制度がございまして、一つは需給調整契約制度というのがございまして、これは五百キロワット以上の大口需要の方に適用されておりますが、時間別調整をする、あるいは非常に負荷の高い緊急時にはそれを遮断する、あるいは夏の一番負荷の多いところに休日を持つてきてもらうというふうなことで、そういう需給調整をする契約を結びまして、これに従ひまして料金を安くするという制度でございます。

第二番目は夏季料金制度でございます。これは家庭用の電灯料金を除くすべてに適用されておりました。七月から九月につきましては一〇%高設定いたしております。当然、その分につきましては夏季以外の方は安くなつていくわけでございますけれども、夏季についてはほかの時期よりも一〇%高くて、この時期についての需要を抑制しようという考え方でございまして。

第三番目は、いわゆる深夜電力であるが、去年からつくりました第二深夜電力でございます。これは家庭用の温水器を中心に夜中の電力の要らなときに使つた場合には安い料金で供給するという制度でございます。

現在この三つが主要な制度でございますけれども、今後の検討課題といたしましては、先ほど申しました需給調整契約をさらに拡大するという考え方、さらには夜間の需要を喚起するような機器をもっと開発する。現在は家庭用の温水器だけでございますけれども、さらにそういう機器を開発するということも考えられます。

また抜本的には、いわゆる季節別料金、季節別時間別料金と称しておりますが、一般家庭も含めて季節別時間別料金をつくつて、負荷の高いつきには高い料金で、負荷の低いときには安い料金でという制度の導入も現在検討中でございます。

○草野委員 確かに昼と夜、また季節によりまして大きな格差があることはもう当然のことでございます。

いますけれども、例えば最近の産業の傾向を見ましても、いわゆる二十四時間フル操業型の素材産業、こういうものがだんだんと少なくなつてきて、やはり昼間型の産業が増加してきて、こういう傾向にあることも事実だと思ひます。今お話がございましたけれども、幾つかの対策を考へておられるようでございしますが、ともかくそういう中であつて、昼間の料金、夏の料金、こういうものが現在よりもさらに高くなつてしまふ、こういうことであつては庶民感情からいつてもどうか、このように思つてございまして。

そうなつてきますと、今新しい夜型の機器の開発だとか、それからメーター類の問題もちょっと触れたようでございしますが、やはりこれについても相当大きな問題を幾つか抱えておられると思ひます。

そういう中で、例えばメーター類の整備にしても大変なコストがかかる問題でございますし、また深夜型の家庭用電気機器の開発と一口に言つても、これは大変大きな問題が幾つかあるかと思ひます。こういうことにつきまして、今通産省はこういう問題についてどういった点を具体的に指導をされておられるのか、そしてまた、どういった方向に向かうかといふこと、そこら辺のところをもうちょっと具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先ほど申し上げました季節別時間別料金を導入するということは、負荷平準化のために非常に本質的な制度になるというふうに考へております。

ただ、今先生が御指摘になりましたように、例えばメーター一つとつても今後の技術開発の余地が非常にございまして、それからそれをつける場合にはお金がかかるという問題がございまして、それから、現実的に夜、非常に能率的に働く機器がうまく開発できるかどうかということも非常に大きな課題でございます。それと同時に、人々の行動パターンが変わるかどうかが、昼間高くして夜安くしますと、例えば昼間やつていたいろいろな仕事

を真夜中にやるというふうなことになるのかどうか。しかもそれがいいことかどうかという問題もござります。

そういうことで、従来からの季節別時間帯別料金については、理論としては非常にいいのではないかと、早晩これを導入すべきであるという論が強くござりますが、現実導入した場合にはかえって混乱が起ころしはしないか。あるいは夜安くして昼高くすると、逆に今までのパターンで昼に余計使った人は料金の値上がりになってしまふのではないかとということもござります。現在そういう点を含めまして、実務家を中心に具体的な内容を詰めております。

それと同時に、先ほど言いましたように、実際にこういう制度をとった場合に人々のパターンが変わるかどうかということも、実態的な調査も含めて現在いろいろ検討を進めておりますが、私どももいたしましては、今後の負荷平準化のための非常に大きなポイントになる制度だと思っておりますので、ぜひこれを検討して将来の導入に結びつけたいというふうに考えているところでござります。

○草野委員 あわせて、今度コジェネレーションの問題につきましてお尋ねをしたいと思います。このコジェネの問題でござりますけれども、現在、ガス業界、電力業界、いろいろと論議が交わされていくようにござります。特にガス業界では、自家発電に対する電気事業法の制約をぜひとも取り払ってもらいたい、このようにいろいろと運動もあるようにござります。

実態としましては、ビルだとかホテルだとか病院、こういう大口のところではガスタービンを通して自家発電をする。いろいろな面で非常に効率的な面も考えられるわけですが、反面、大きな問題をたくさん抱えていることも事実であるように思われます。そこで、きょうはこのコジェネの抱えている具体的な問題点について御説明をいただきたい。また、今後は通産省としてはどうの方針で臨まれようとしているのか、この二点につ

きまして承りたいと思ひます。○山本(幸)政府委員 コジェネレーションにつきましては、先生御指摘のようにこれが多くなるというところでは、先生御指摘のようによくすれば非常に熱効率が上がるといふこととござりますけれども、また他方、いろいろ問題を抱えております。

その第一の問題といたしましては、実際にコジェネレーションをやる場合には、一般の電線に併入しなければいけないという状況にござります。申しますのは、コジェネレーションだけが独立して電気を供給するということになりまして非常に不安定である。故障した場合とか定検した場合とかあるいはその他のいろいろな事情によって絶えず電気の供給が不安定であるというのでは困りますので、現実としてやりますコジェネレーションでも、必ず一般の電力系統に併入をいたすわけにござります。

そういういたしますと、いろいろな問題がござります。まず第一には、技術的な問題として、併入したところがコジェネレーションでできる電力が非常に質の悪いものであると、それが全体の電力に対して悪い影響を与える。あるいは逆流防止をつけておかないと、併入された一般の電力の方が電気を切ったつもりでいるところへ電気が流れてくるということだと、感電その他の観点で非常に危ないという問題がござります。そういういわゆる併入に伴う技術問題がござります。

それから第二番目には、コジェネレーションが働かない場合に、電気をもらわなければいけないわけにござりますが、そのときに、いわゆる予備電力という制度がござります。この予備電力というところで電力系統に対して一定の契約をいたしまして電力の供給を受けるわけにござりますが、そのときの供給値段をどうするか。これが非常に高いと、コジェネレーションをやったことに伴うメリットがなくなってしまうという問題がござります。

第三番目には、コジェネレーションの結果、余った電気はどうするか。これは例えば夜中に、要

らなくなった場合には当然余るわけにござりますけれども、そういうときに、この余った電力をどうするか。電力会社が買えばいいというところもござりますけれども、例えば夜中で、電力の需要が少なくなると余ったからといってこれを引き取るという場合には、非常に問題が生じるということにござります。

以上、大きく分けてこの三つの問題がござります。現在、コジェネレーションにつきましては、全国で約数十カ所で行われておりますけれども、今後、熱の需要と電力の需要がうまくマッチする場合同じについては、非常に有効な手段でござりますので、こうした問題点をうまく解決しながらこれを進めていきたいということで、現在通産省の中におきまして、こうした問題についての実務家を集めて調整について検討を進めていくところでござります。

○草野委員 今、検討しながら進めているところとござりますと申すことなんでしょうが、この辺のところをもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。これは非常に重大な問題だと思ひますし、日本のエネルギーの将来を考えた場合、こういうことをどうやってやるかという問題も非常に重要だと思ひます。今までのいろいろと検討してきた中から、通産省としてはこういう姿勢で取り組むのだ、またこうあらねばならないとか、そこら辺のところをきょうはもう少し詳しく中身について御説明いただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 御説明申し上げます。コジェネレーションにつきましては、基本的に熱の需要と電力の需要がうまくマッチする場合には非常に有効であるということで、私どももいたしましては、これが今後ますます発展できるように基盤をつくらう、しかし、その場合に既存の電力サイドに非常に迷惑をかける、技術的な面あるいは余剰電力の面あるいは電力供給の質が落ちるというふうなことでありますので、この点について、そうしたことが起こらないようにというこ

とで具体的な調整を行っております。基本的な考え方といたしましては、一般電力系統に併入する場合には、コジェネレーションの設置者は一般電力系統の電力の品質、あるいはこれは技術的な問題でござりますけれども系統自体の保護、保安等に必要措置を講ずるということにござります。

それから、予備電力につきましては、先ほど言いましたように、これが非常に高うござりますとコジェネレーション自体の存在が不能になりますので、予備電力については普通の電力よりもある程度安い、いわば業務用の予備電力制度というのを今後つくってはどうかということ、その検討を現在行っております。

それから、余剰電力につきましては、基本的に電力のいらぬときに買ひ取れと言われても困るわけにござりますので、これは当事者間の協議によって解決することになります。

以上三点につきまして基本的なラインは決まっておりますけれども、この具体的な適用をどうするか、ただいま申し上げましたところで、実際の適用に当たっては非常に技術的な問題でまだ細かい詰めが必要でござります。こういうところを詰めているというのが現状でござります。

○草野委員 では次に、内需拡大策の問題につきましてお尋ねをしたいと思います。もし、大臣から御答弁をいただければ幸いです。

先月の十五日、政府が三兆一千二百億に上る内需拡大策を発表されたわけにござりますが、正直言いますと余り好評とは言えない内容であったようにござります。経企庁長官もみずから六十五点のできとこおっしゃったのでござりますけれども、いざにしまして、重要事項については先送り、迫力を欠く内容であったと言われているわけにござります。



計画がこれから実行されようとしているわけでございますけれども、内需拡大という面から見ただけのよう効果も期待されるのか。

それから、政府が特に電気、ガス業界に對しまして六十三年度までに内需拡大の一環として合計一兆一千億円の積み増しをするように要請した、これを受けまして、各社が十一月の初めまでに各年度の具体的な投資内容を定める、このように言われているところでございますけれども、これらの点につきまして、あわせてお尋ねしたいと思ひます。

○赤羽政府委員 去る十月十五日に経済対策閣僚會議で決定をいたしました内需拡大に関する対策でございますけれども、これにつきましては、マスコミなどで今先生が御紹介になつたような評価がいろいろあることは存じております。

私どもといたしましては、この効果を積み上げ計算する場合、それぞれの要素を厳密に検討いたしましたして、例えて申しますと、住宅対策で事業規模が五千億円ということでありますけれども、住宅対策の追加がなくても家を建てたいということと予定されていた方が当然あるだろう、そこへ住宅金融公庫から有利な条件で新しく追加対策があるわけでありますからシフトしてくるものがあるだろう、こういったようなシフト率につきましても検討した結果積み上げたものでございます。したがって、事業規模で三兆一千億円、波及効果も含めましてGNP規模で、GNPに對する拡大効果四兆一千億円というものは当然實現できるものと期待してゐるわけでございます。

それから、電力業のことでございます。

電力業というのは、経済にとりましていわばインフラストラクチャーに当たります。インフラストラクチャーがしっかりしていることが日本経済の将来の基盤を形づくるとともに、今仰せになりましたような規模の投資は、日本経済大きくなってまいりましたけれども、日本経済を今後成長させる上で大変な原動力になるものと理解をして

おります。それとともに、経済のインフラストラクチャーになるような投資は、輸出能力と申しますか製品をつくる能力を直接ふやすものではないということ、内需拡大という観点から非常に好ましいもの、貿易摩擦の原因にならない投資であるというふうに理解をしております。

○村田國務大臣 内需拡大の十月十五日対策に關連して、私ももちろん閣僚會議にも出席しておりますし、それから七月三十日のアクションプログラム以降あるいはそれ以前、全体にわたつておりますので、私自身の考え方もこの際申し上げておきたいと思ひます。

内需拡大は、例えばアメリカで言えばマクロ経済というような言葉でも言われておりますし、中曾根、レーガン會談等におきましても、そういう基本的な問題にまでさかのぼつて貿易問題、經濟問題を論じようということから出発しておるのでございまして、委員御指摘のようにこの内需拡大策だけでは余り大きな決め手がなれないかという批判も一部にあることは承知しております。しかし、今赤羽局長からも個々について御説明申し上げましたように、三兆一千億という内需拡大策は決して小さな規模ではございません。そして、現在の日本の財政状態から言へば、小さな政府、またできるだけ効率的な政府ということを考えておるわけでございますので、要は一般財政の中で非常に苦しい財政事情の中から打ち出の小づちはないかということと考へ出しますと、民間設備投資あるいは民間活力という日本経済全体の中にある活力を引き出すというこの考へ方の方向自体は非常に正しいと思つております。

アメリカと日本あるいはヨーロッパその他の自由主義經濟諸國の中でそういう共通の目標に向かつて頑張つていく、そして日本の場合はこれから六十年年度の予算査定でございますし、あるいは税金の問題も出てまいりましようし、そういった今後問題をも含めて総合的な大きな施策として考へていくの中の一環であるという御理解をいただきたく思ひますし、その一環に対して電力業界にお

いても一兆円の設備投資を追加するということ、相応しい切った協力をしてくれているという理解を私はいたしております。

○草野委員 その中で、具体的な問題について一〇草野委員 と思ひます。この内需拡大策の一つとして電線の地中化が言われているわけでございますけれども、まずこの点につきまして建設省にお尋ねしたいと思います。

この電線の地中化につきまして、この事業方針についてまず概略を御説明いただきたいと思ひます。それで、このような見地から、学識経験者あるいは関係省庁、関係の公益事業者によつて構成されたキャブシステム研究委員會というものを設けまして、電線類の地中化についての具体的な御方針を検討していただいたところでございませう。そしてこの委員會から、去る十月二十一日に報告をいただきました。

したがって、今後の事業の進め方につきましては、この委員會の御報告に示された御提言に基づきまして、大都市及び地方の中心的城市といったようなものから段階的に全国へ展開していくことが適切だと考へているところでございませう。

配電線の地中化につきまして、大都市等の主要道路を主体に実施をいたしまして、今後十年間におおむね千キロ程度を地中化するということを目途に進めたいと思ひます。なお、具体的にいたしましては、当面はモデル都市を選定いたしました後事業として実施を、その実績を蓄積いたしました後に徐々に実施範囲を広げていく、円滑な事業の展開の面から考へようと思ひます。

○草野委員 モデル都市を選んでということでございますけれども、六十一年度はこのモデル都市はどこを選ばれるのか、またその選考の基準、これが一点、それから、この実施に当たつての費用の分担、こういう面についてお尋ねいたします。

それからあわせてもう一点、今冒頭に御説明いたしましたが、安全で快適な通行空間の確保等の御説明でございませうけれども、やはりこういう問題と同時に都市災害の防止、さらに都市の景観の問題、こういう観点からこれは当然有意義な事業であると思ひますが、やはり見ておられますと、都市景観の向上というところに重点が置かれる余り、歩行者の通行の安全とかそういうところがどうしても後回しにされるのじゃないか、こういうところがあるのですね。

諸外国を見た場合でも、確かに電柱がほとんどない国は幾つもございませう。日本の場合にはこういう状況でございませうけれども、都市の景観、また災害防止等を含まして、歩行者の通行の安全という観点から、この千キロメートル、これから実際に工事をするに当たつて、そういうところも念頭に置きながらぜひとも進めていかなければならぬのではないかと考へるわけでございますけれども、今申し上げました点につきまして御説明をいただきたいと思ひます。

○布施説明員 まず第一点の、モデル都市はどのような基準で選んだのかということでございます。いろいろ基準がございませうが、一つには都市としての成熟度といった都市としての要件があるかと思ひます。それから、キャブを予定しております道路の規模でありますとか歩道の幅でありますとか沿道の状況、こういったような道路の条件があるかと思ひます。それから、地中化を行いますことに関します関係の方々、関連の事業者あるいは地方自治体等の合意の有無といったようなものもございませう。こういったようなことを考へいたしましたして、昭和六十年におきましては全国で十五都市を選んだわけでございませう。

それで、十五都市でござりますが、順次申し上げますと、札幌、仙台、前橋、千葉、東京都、金沢、福井、名古屋、岐阜、大阪、京都、広島、高松、久留米、大分という、以上十五都市を選んだものでございます。

それから、その次に御質問のございました費用負担の考え方でございます。事業の実施に当たりまして、まず電力会社が単独で地中化を行われず場合には、当然全額電力会社の御負担と相なるわけでございますが、御案内のように、道路管理者が一緒に行いますキャブシステムといったもので実施をいたしますような場合には、その場所でも電力事業者が単独で地中化される場合の費用と同額を負担していただきまして施行をしていくという費用負担の考え方を持っていくものでござります。

それから、最後に御質問のございました美観ということもござりますが、交通の安全というように見地を重視した箇所から行くべきではないかという御指摘でございます。今おっしゃいました御趣旨は、私もいたしまして非常に重要な課題だというふうに認識はいたしているところでございます。

ただ、現実はこの事業をモデル事業として始めてまいったわけでありますけれども、まず第一義としては、やはり大都市中心部の主要道路といったようなところも歩道幅員が狭くて、歩行者が集中して歩行に困難を来しているというようなこともござります。また、沿道にもいろいろな高いビルが集中して、その架空線がもろもろの障害になっていくというようなこともござります。またあわせて、今申し上げましたような観点のほかに、電気事業者の方々の健全な発展というように見地からの調整も必要かと考えております。したがって、今御指摘のような場所から実施するということも重要とは存じますけれども、まずは大都市の主要道路を中心として電線の地中化を始めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○草野委員 いずれにいたしましても、この地中化の問題につきましては電力事業者また地方自治体、そういうところと早急にひとつ調整を図られて実施をしていただきたい。特に内需拡大、景気という面から見た場合には非常に大きな影響も出てくる事業ではないかと期待をしているわけでござりますので、ぜひともお願いをしたいと思っております。

次に、円高問題につきましてお尋ねをしたいと思っております。最近のこの円高傾向、それから景気の問題、また円高差益の問題等々につきまして、何点かお尋ねをしたいと思っております。

まず初めに、大臣並びに経企庁にお尋ねをしたいと思います。九月のG5会議以降、急速な円高傾向が続いているわけでござります。一時は二百円の台を突破、こういふような勢いでござりました。このところ二百四円か五円というところのようでございます。今回のこの円高は、政府の円高誘導堅持政策の結果であると思っております。

そこでまずお尋ねしたい第一点は、円高と貿易収支の関係というものがござります。お尋ねをしたいと思います。常々通産大臣がおっしゃっておいりますけれども、今回のこの円高によりまして黒字解消にどういふふうな役立っているのか、こういう点が一点でございます。

それからもう一点は、このような為替政策の効果があらわれる時期はいつごろなんだろうか、この辺のところをひとつ具体的に承りたいと思っております。

○村田国務大臣 草野委員にお答え申し上げます。今まで貿易インバランス、特に日米に例をとってみますと、私どもがかねがねアメリカに対して主張しておりましたのは、ドル高・円安、そしてまた米国の高金利、財政大幅赤字、こういったようなものが貿易インバランスの大きな原因であるという点を主張しておったわけでござります。

このことがG5の会議においても各国からも指摘をされ、ファンダメンタルズの問題の解決が非常に急務であるということからドル高介入が始まったものと理解をしております。一般的に言えば、円高になれば輸入がしやすくなる、反面、輸出がしにくくなるという傾向が起るわけでござります。したがって、今まで私どもがアメリカなどに対して主張しておりましたドル高が円高になることによって一般的にはそういう貿易インバランスの解消に役立つというところから、円高は全般としては非常に好ましいものであるという受けとめ方をしておるわけでござります。

ただ、円高が景気に与える影響につきましては、それが経済一般に浸透するためには通常ある程度の時間を要する、これは草野委員御指摘のとおりでございます。我が国経済の全体に対して直ちに大きな影響を及ぼすということには必ずしもならないわけでござります。したがって、G5以降のこの期間が必要であるかということもござります。どうしてもこの円高基調は相当期間継続する必要がある、少なくとも半年、一年間ずっと継続しないといけないのではないかとおもうに思っております。九月二十二日のG5の会合以降、大体四十円内外の円高基調を示しております。しかし、過去においてはもっとも大きな円高のウェーブがあったことは事実でございます。したがってこの円高がどのくらい続くかということを私どもは非常に大きな関心を持って見詰めておるところでございます。

これがインバランスに大きな影響を与え、貿易正常化ということに役立つ、あるいはまたその他のいろいろな問題に対して影響が出てくるのは、少なくともこの円高基調が半年以上、相当期間継続することが必要と考えております。

○草野委員 貿易インバランスの解消に役立つというところでござります。その期間は半年後くらいになるのではないかと、こういうお話でござります。

確かに現在四十円程度の円高になっているわけでございます。甚だ具体的な質問で恐縮でございますけれども、例えば民間の調査等で十円の円高で十五億ドルぐらいの黒字解消になるのではないかと、そんなことも出ているのでござります。こういう点についてのお考えをひとつ。

○赤羽政府委員 為替レートが円高になりました場合どういふ効果があるか、たゞいま通産産業大臣の方からお話のございましたしばらくの間、半年から一年ぐらいの間はむしろ黒字がふえるというふうな効果、専門家はこれをJカーブ効果と言っておりますけれども、Jカーブ効果が見られるであろう。しかし、それが一巡した後におきましては、所期の効果ということで黒字が減る、こういうことになるわけでありますけれども、これを計算するということは大変に難しい。と申しますのは、そのときどきの条件によって違うということでありませうけれども、過去の平均的な条件というものを想定いたしまして、いわゆるモデルを使って計算する。こういうことになりまして、これまたモデルによりまして効果が大きく出るもの、小さく出るものがありますけれども、二百四、五十円を基準にして一％で二億ドルないし六億ドルというのが出ます。

ただいま委員から御質問のございました十円というの、大体四％ないし五％ということになりますから、十円で十五、六億ドルといったようなのはちょうどこの二ないし六というレンジの真ん中辺であろう、こういうことでモデルなどを使って計算をすればそんなところかな、こう考える次第でございます。

○草野委員 Jカーブのお話もございましたけれども、やはり円高の影響が成長率にどのような影響を与えてくるか、こういう問題についてはいかがでしょうか。

○赤羽政府委員 円高の経済成長率、経済活動に対する影響でございますけれども、いわゆるデフレ効果ということが言われます。こうした円高の

経済活動に対する影響というものも、Jカーブ効果が出た後の状態ということで御理解をいただきたいと思ひます。したがって、これから先半年ぐらゐ、つまり六十年中はそのほど大きな影響はないだらう、こういうふうな考えです。

そこで、デフレ効果ということでありますけれども、物事にはすべて光と影がある、こういうふうにも思ひます。これは円高についてもそのとおりでございます。デフレ効果というのはいわゆる影の部分に当たります。輸出がしにくくなる、輸入がふえる、こういうことで国内の産業の経済活動がデフレ効果を受ける、こういうことでありますけれども、その反面で光の部分に当たるプラスの効果もございまして、これは専門家がよく言う言葉を使いますと、交易条件好転に伴う実質国民所得増加効果ということであります。具体的に言いますと、物価が一層安定をして、実質所得がそれに応じてふえる、こういう効果であります。

こうした実質所得増加効果というのは、当然国内需要を増加させるということになります。したがって、円高の効果というのはマイナスの効果、デフレ効果と、それからプラスの効果、実質所得増加効果のどちらが上回るのかということだと思ひます。

私も理解しているところではややマイナスの効果、デフレ効果の方が大きいのかな、こう思ひますけれども、デフレ効果だけを頭に置いてプラスの効果も考慮しないような推計になりますと、かなり大きな影響を受けるという結果も出ておりますが、私も、五十二年から五十三年にかけて円高があつたわけでありまして、その当時の経験などを踏まえてかなりプラスの効果も大きいもの、しかし差し引きをいたしますと若干デフレ効果の方が強いのかな、こういうふうな考えでいる次第であります。

○草野委員 いずれにしても、この円高の影響が出てくるのがかなり先になるというふうなお話であつたわけでございますけれども、大臣にお尋ねしたいと思ひますが、こういう状況で今後進んで

いった場合、年明け早々にもまた貿易摩擦というものも再燃してくるのではないかと思ひますけれども、そういう懸念はありませんか。

○村田国務大臣 九月二十二日以降、私どもは経済の動きというものを慎重に見守つておるわけでございます。また、例えばアメリカ政府と日本との関連等についてもいろいろ見ておりますが、現在の円高基調が続くことは、貿易摩擦にとってはそれを少なくする方の要因に動く、こういうふうに見ております。

ただ、先ほども経済企画庁から御説明を申し上げましたJカーブというふうなものがありますから、一時的に安定するまではいろいろな変化があるわけでございますが、私は、この基調が継続すれば貿易摩擦については来年早々また再燃するという可能性は、今までもより鎮静化していくのではないかとこの見方をしております。

ただ、アメリカ議会は来年の中間選挙を控へまして非常に保護主義的な圧力が強まっておりますから、こういう二つの具体的な問題については分析がなかなか困難な点もございまして、この円高基調そのものについて申せばそういうことにならうかと思ひます。

○草野委員 この円高基調といふことは、今後どういふふうに見えていくかという問題でございますけれども、例えば日銀総裁が一日で済むか、この円高の問題につきましては、決して定着したという状態ではない、現在はアクセルを踏み放しの状態、それでブレーキを踏む段階じゃない、こんなようなことをお話しになつたのでございまして。

これから年が明けて引き続き円高基調の政策が重点的に続いていくのではないかと、当然こういう判断がされると思うのでございまして、今後の円高の方向といふことは、また定着の見通しだとか、どういふ点につきましても大臣の御見解を率直にひときょう承りたいと思ひます。

○村田国務大臣 このお答えは非常に難しいと思ひます。

円高基調、これについては私は、アメリカ、日本をしてもまたG5全体の意向というものが、ぜひこれは通貨の実際の動きというものを、アメリカのドルがファンダメンタルズ以上に高く評価をされておるというふうな基本的な認識から介入が始まったと思ひますし、しかも日本銀行総裁や大蔵大臣のいろいろな御発言を見ておきますと、これをひとつぜひ相当続けようという決意のもとに進めておられるように思ひます。

したがって、これはどうしても相当期間続けてもらわなければ困る、そうしないと、円高が始まる以前の状態にまた逆戻りしてしまつたのでは、貿易摩擦にとつてまた大変な遺憾な事態が起こるといふ、基本的には認識でございます。ただ、円高が始まりまして、これは草野委員が前提として踏まえながらおっしゃつておられるということがよくわかるような気がいたすのでございまして、特定の企業あるいは輸出に頼つておりました中小企業には相当深刻な影響も出るといふ、先ほど赤羽局長の申し上げた光と影からいへば影の部分も出てまいりますので、通産省としてはそういう方面もよく観察をしながら国民全般の生活が向上するような対応をしていかなければならない、そういう配慮をしておるところでございます。

○草野委員 では次に、電力各社の財務の状態につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

五十九年度の決算におきましては経常利益が九社で八千四百三十七億円、史上三位でございまして、これは二百四十五円という円安、また異常高水という中で、決算でございます。六十年度の上半期の決算の状況でございますけれども、既に九月で終わつておるわけでございますけれども、この状況についてももしおわかりであればお尋ねをしたいと思ひます。

さらに六十年年度三ヶ月の決算、この決算の見通しにつきましても大体どのようなことが予想されるか、あわせてお尋ねをしたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 六十年年度の中間決算でございますが、近々最終取りまとめが行われるという

段階でございます。現時点ではその詳細については承知いたしておりません。したがって、確たることは申し上げられませんが、内々得ている感じでは、昭和五十九年度、すなわち前年度の中間決算並みの水準ではないかといふところかと思ひます。

さらに、六十年年度全体の決算がどうなるかについては今後の、この冬の需要の動向あるいは出水率、資本費のコストの要因等々、不確定な要素が非常に多ございまして、現在その見通しを述べる段階ではないと考えております。

○草野委員 円高差益の問題でございますけれども、特に電気事業の収益に大きな影響を持つておるわけでございますが、それと同時に原油の価格の動向というものもかなり大きな影響を持つてございまして、この原油の価格の動向につきまして今後の中期的な見通しについてお尋ねをしたいと思ひます。

○野々内政府委員 石油情勢につきましては現在国際的に緩んでおりますが、ただスポット価格につきましては最近急上昇いたしてございまして、アラビアン・ライトも大体GSPの天井に張りつたという動きでございますが、これはサウジアラビアのネットバックプライスによる販売方法あるいは共産圏からの輸出減とかいろいろなる事情があるらうかと思ひます。ただここ当分は弱含みで推移すると思つております。

本年七月にIEA、国際エネルギー機構の関係会議がございまして、通産大臣のお供で出席いたしました。そのときの見通しによりますと、大体一九九〇年代に入りますと需給が固まつてまいりまして、紀元二〇〇〇年に入りますと石油需給は大体一日当たり四百万バレルから八百万バレルぐらゐの超過需要、供給不足になるであらうといふことでございます。

我が国の現在の原油の輸入が一日当たり三百四十万バレルでございますので、大体日本に匹敵するぐらゐの量、またはそれ以上のものが今後十五年後には不足の可能性があるといふのがIEAの

見通しでございます。そういたしますと、一九九〇年代中ごろあたりから価格が縮まってくるといふふうにか考へるのが常軌的ではないかというふうにか考へております。

○草野委員 先ほどの大臣のお話にもございましたように、この円高傾向はさらに続いていくであろう、ただいまの長官のお話にもございますように、原油価格につきましても約十年間ぐらゐり当分弱含みの傾向が続いていくのではないかと、こういう状況でございます。

そこで、ちょっと教えていただきたいわけでございますけれども、いつも言われることでございますが、円高だとか原油下げの電力各社の収支に与える影響いかんという問題でございます。例えば円が一円上がった場合にはどうか、それから油が一ドル下がった場合にはどうか、それからとか、このように言われておりますけれども、この点の数字についてちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 お答えを申し上げます。円につきましても、一円高になつて一年間続いた場合には電力九社合計しまして百二十億円というところでございます。これは一年間続いた場合でございます。

それから油価につきましても、これは油だけじゃなくて、そのほかの燃料にも全部響くわけでございます。油が一ドル下がった場合には全燃料を足しまして、かつ九電力全体ということで年間一千億円ということでございます。

○草野委員 ということでありますと、円高、また原油の当分弱含み、こういう状態が今後続いていくという前提になりますけれども、電力業界はかなりの利益が予想されるわけでございます。そこら辺の見通しはどのように持っておられますか。

○山本(幸)政府委員 円高につきましても、先ほど来大臣からも御答弁さしていただいておりますけれども、始まつてからまだ五十日ぐらゐりというところで、まだ現実にその円高の差益が出ておりま

せん。と申しますのは、大体二カ月ないし三カ月のタイムラグを生じて燃料が下がつてきて九電力の会社に差益が生じるということでございます。それから先ほど言いました石油につきましても、今後どういふふうになつていくかということ、その見通しについてはいろいろ見通しがございますけれども、実際にどうなるかは確たることはわからないわけでございます。

そういうことで、現在の状況で今後の電力会社の収益が一体どうなるかということをご想定することとは非常に難しいというように考へております。理論値として円が幾ら上がり、原油が幾ら下がつたらどうなるかという事は出ますけれども、今後の現実の電力会社の経営がどうなるかということにつきましても、もう少ししばらく様子を見たいというふうにか考へております。

○草野委員 現在のような大幅な経済の変化、急激な経済の変化と言つてもいいんじゃないかと思ひますけれども、それから今後の見通しを立てた場合も今いろいろな方から見通しについてもお話があつたような状況でございますけれども、こういう場合には当然その利益というものがあつた程度予想されるわけでございます。例えば料金の改定をするか、また前回のような一部還元という方法をとられるのか、またそのほかの方法をとられるのか、いろいろな方法があると思ひます。

今の部長の方の御説明で影響があらわれてくるのはまだ先の話である、二、三カ月前の話である、こういうような御説明でございました。そういう中で、通産省としてはそこら辺の判断の時期をいつごろに置かれるのか、そのめどについて承りたいと思ひます。

○村田国務大臣 非常に重要な御質問でございます。最近の、今、草野委員がお挙げになつたことに非常に参考になるデータと申しますと、昭和五十三年に円高為替差益のための料金の割引措置というものがあつたわけでございます。これは五十二年が非常に円安で、平均レートでいうと二百九十三円前後であつた。それが五十三年になると二

百二円前後ということ、その間円の換算レートで一ドル約九十円ばかりの大変大幅な差があるわけでございます。

もう一つ、草野委員のお挙げになつた石油価格の方は、五十三年に料金改定をいたしました後で石油価格が上昇をする、一方、円のドル換算レートは逆に今度は安くなりまして五十五円まで下がつておるといふ間で、五十一年には二三%の料金アップを行つて、五十三年には今申し上げた電力料金の七%ダウンを行つた。ところが、二年もたないうちにさういふ石油料金が高くなつたり、いろいろな理由から今度は五〇%も上げてしまつた。これは考へてみれば、一つの歴史の示すところでありまして、五十三年の料金ダウンは行わないでもっとほかの方法でやつておれば、五十五年国民生活に与えたショックに比べれば、もっとショックは少なくて済んだはずであるというところが言われるわけでございます。

したがつて、こういうことから考へますと、現在の円高がどれだけ続くのか、少なくともこれは半年、一年あるいはそれ以上も続いてもわからない、とても円高差益の還元という事態は考えられないわけでございます。仮にそれが続いたといつたとしても、そういうことを判断する時期は来年度の決算がはつきりした以降の問題であらう。

それも円高差益の還元ということは電力料金でやつたのがいいのか、あるいはさうでなくて物価が上がつたりいろいろなことに備へて、むしろさういふ円高差益というものはほかに一切使わないういふ形の貯金として蓄へておいて、来るべき時期に、そのショックが国民生活に及ばないようにするといふことで考へた方がいいのか、これは非常に重要な判断の起点であらうと思ひます。

したがつて、そのことは六十年度の決算が確定をし、六十一年度のいろいろな計画を立てる時期においてさういふ判断をすべきであつて、現在まだ円高が始まつてから五十日後の時点においてさういふ問題に当局者が触れるのはまことに時期尚早である、こういう感触を持っております。

○草野委員 今大臣が御説明になられたわけでございますが、前回の例にかんがみまして、電気事業審議会の方から「急激かつ大幅な経済変化に対応する料金のあり方」ということにつきまして提言が出ています。この結論から見ますと、ケース・バイ・ケースで対処する以外にない、こういうことになつております。

ただし、その中で、こういう事態になつた場合に、将来二年間程度の収支の見通しの上で、さういふように書いてあるわけですが、もう既に恐らくこの二年間程度の見通しを立てたと思ひますけれども、どのように立てておられますか。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、「急激かつ大幅な経済変化に対応する料金のあり方」ということにつきましても、昭和五十四年三月に取りまともを行つております。その中で、ガイドラインをつくらつたらどうか、いろいろ指摘もございましたが、結論的にはさういふものもなかなか現実には難しいというところで、先生おっしゃつたようにケース・バイ・ケースに判断するというところに結論はなつておると思ひます。

ただいま御質問の、二年程度の収支見通しを立てているかということでございますが、現在の状況では、先ほど来申し上げましたように円高の状況ははつきりしない、それから今後の油の値段の状況もはつきりしない、そのほかたくさん要素がございます。例えば需要の動向がどうか、これが電力の収益に非常に大きな影響を及ぼします。そのほかに出水率の問題、これがどうか、あるいは原子力の利用率はどうか等々、非常に多くのファクターがございますので、現在の状況で将来二年間についての収支見通しをつくつておるといふことはございません。

○草野委員 それはちょっとおかしいのですよ。今申し上げたこの電事審の内容は、いわゆる平時の場合にはそんなことしなくてもいいのです。でも、ここに書いてあるように、急激かつ大幅な経済変化によつて大幅な利益が発生する場合

の対処方法をどのように定めておくかということ、そういう場合にその料金の不安定化を招かないように将来二年間程度の収支の見通しの上で立つように、こうなっているじゃないですか。これはすぐ立てるべきでしょう。なぜ立てないのですか。

○山本(幸)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、例えば円高が定着するあるいは油が下がるといふようなことは仮定としてございますけれども、現実の問題として一体そうなるかどうかということは現在わからないわけでございます。そういう将来不確定な状況、すなわちここで言う「急激かつ大幅な経済変化」というものは将来まだはっきりしないわけでございます。○草野委員 そういうことでは困ると思うのですね、そういう答弁では。こういう事態になって、政府は挙げてそういう方向に進んでいる。しかも、さつき長官がおっしゃったように、原油についてもこれから十年間、当分弱含みの状態が続く、そういう判断をされている中で、あなたがそういうような判断をされているとしたらおかしいですよ。もう少しきちっとした見通しに立ってほしいと思います。

それから、もう時間もなくなりましたので最後に申し上げますが、家庭用電力の問題でございます。昭和四十九年。このときに、この家庭用の電気料金の算定の仕方について変更が行われておりまして、三段階に分かれての従量料金制度が取り入れられております。

それを見ますと、昭和四十九年の九電力の一家庭の月平均使用量は百五十七・五キロです。それから昭和五十九年が二百七・四、このようになっています。これは家庭の冷房機器その他いろいろの理由があると思えますけれども、このように五十キロほどふえているわけでございます。

こういう中で三段階の電気料金がとられているわけですが、四十九年のスタートの当時

では割安料金が十二円、これは百二十キロ未満、それから百二十から二百キロ未満が十五円四十銭、二百キロ以上が十六円九十銭、このように定められておりました。その後二回の料金改定がございまして、現在では割安料金が二十円九十五銭、平均が二十八円九十五銭、割高が三十三円二十五銭、このように五十五年以来改定がなされているわけでございます。

この三段階料金、これをこのようにされた意味もわからないわけではございませんけれども、この十年間に家庭の電気使用量というのでも三割以上もふえてきておる、こういう状況の中にありまして、この三段階料金について、このように円高の差益が予想される中におきまして、やはりこれも近々に見直してもいいのじゃないか。

ということは、五十九年の実績でいきますと二百七・四キロとなっているわけでございます。平均が割り増し料金を払っている、こういう状況です。また、電力の使用量を見ておりましたも、口数から見ますと割安が三〇％、平均が三〇％、割り増し料金を払っている口数が四〇％と、これまた一番多いわけでございます。そういう点から見れば、この三段階料金について見直しの時期にきているのではないか、このように思いますが、これも、この点についての御見解をいただきたいと思えます。

もう一点、やはり四十九年の第一次オイルショックを契機といたしまして特別料金制度がしかれております。この特別料金制度におきまして、これは二五％ないし三五％、各社によって違いますが、高くなっているわけでございますが、これもいろいろの報道等によりまして、この特別料金制度によって年間五千億ないし六千億の利益を上げている。これも、この制度の発足の当時と比べて既に十年以上経過したわけでございます。この特別料金制度についても見直すお考えがあるかどうか、この二点についてお尋ねをしたいと思います。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。

まず、三段階料金制度の問題でございますが、これにつきましては今先生の御指摘の数字はそのとおりでございます。

この制度の発足時には、家庭の平均の電力の使用量が百六十キロワットアワー、これは月ごとでございますが、ございました。それが最近では二百七まで上がっていること、ございまして、ただ、その中をさらに分析いたしてみますと、最も多い需要家層というのは、やはり平均使用量が百五十キロワットアワーという程度のクラスが多くなっております。この傾向はここ数年来変わってないという状況でございます。ただ、三百キロワットアワー以上を使う非常に多消費型のお金持ちの需要家の分が非常にふえているというところで、これが急増しているというところで全体の平均使用量はおっしゃったように非常に上がっております。五十九年度では二百七キロワットアワーまで上がっております。

しかしながら、先ほど申しましたように、平均的な使用量が百五十キロワットアワーの家庭というのがやはり中核を占めているという状況は変わっておりません。ただ、先生御指摘のように、今後家庭における電気の使用の実態についてさらに詳細な分析を行いながらその動向についてフォローしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つの特別料金制度でございます。この制度は、新しくつくる電源が非常にお金がかかるということで、新しい電源の費用を分担していただくという趣旨から、新しく電気を契約する者あるいは増設する者に対して高い値段を徴収しているという制度でございます。現在二五％ないし三五％、これは各電力によって違いますが、これも、その割合で高くなっている制度でございます。

この制度は、その後の状況におきましても、やはり新しい電源はもと電源に比べてかなり割高になるとは存じます。ただ、その後の電源開発の進展によりまして、次第に原子力あるいはLNG、石炭等がふえてまいりまして、従来ほどには、新しい電源の費用も増加度が減っております。

そういうことで、今後そうした状況を見ながらこの制度についても検討を進めていきたいと考えておりますけれども、現在のいわゆる円高差益問題との絡みでこの制度について見直しという論議が起こっておりますけれども、我々としては、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる為替差益というのはまだ現実のものではない、やはり二カ月ないし三カ月のタイムラグがございまして、それもその後の状況を十分見ながらこうした問題を検討していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○草野委員 時間が参りましたのでこれで終わりにしたいと思います。料金の改定の問題でございますが、これは大臣に最後に要望として申し上げます。料金の改定に関するルール、こういうものをせひともひとつつづけていただきたいと思えます。理由は長くなるから申し上げます。

それからもう一つは、先ほど大臣の御答弁の中に、来年の三月決算の時点において判断をしたというところで例を挙げさせていただきました。直接還元する方法、また例えば今私が御提案申し上げたような三段階の電気料金の改定という問題もあろうかと思えます。また積立金として保留していただく、そういう考え方もあろうかと思えます。また設備投資というように間接的な還元もあろうかと思えます。幾通りかの方法は考えられると思えますけれども、いずれにいたしましても今回のこの円高の差益、今後も当分は続くであろう。原油もまた当分弱含みで今後続くであろう。こういう中において、ぜひとも、どう判断に立たれるとしても、国民が本分に納得するような方法で決めていただきたい。この点だけは特に大臣に要

望して質問を終わりたいと思います。

○村田国務大臣 重要なことでございますからもう一度申し上げます。

来年三月というのは決算の時期ということでございまして、それが確定をして判断をし得るのは六月以降であろうということでございます。

それから条件がいろいろございまして、円高がこのまま続くであろう、あるいは委員御指摘のように石油料金の軟化の状態が続くであろうといったような条件もございまして、それからまた既に電力会社は設備投資の前倒し発注その他で非常な協力をしていたらいておるわけでございまして、そういう条件を踏まえて草野委員の今御主張になりました点は承っております。

○草野委員 以上で終わります。

○粕谷委員長 以上をもちまして草野委員の質疑は終わりました。

引き続き、宮田早苗君の質疑に入ります。

○宮田委員 この法律の改正案は、一般電気事業会社が今後必要といたします設備投資資金を円滑に調達する法律案として提出されておるわけですが、この法律案提出と時を同じくして、今時最大の問題でございまして貿易摩擦解消の一つの方法として、為替レート問題なりあるいはまた内需拡大のための民間設備投資の促進の作業として電気事業及びガス事業の設備投資の追加等が考えられておりますので、私はこの問題に関連をいたしまして質問をいたします。

最初に質問いたしますのは、円高差益によります電力料金引き下げの問題についてであります。九月の二十四日、五カ国蔵相会議での協調介入への各国合意が発表されてこの方、急激に円高が進んでおるわけでございまして、この円高があらゆる産業に大きく影響しておることは御承知のとおりであります。産業界の今日最大の関心事は、これに對します見通しがどうなるであらうかということだろうと思ひまして、そこで通産省は現在の円高がどの程度まで進行すると見ておいでになるか、またこの円高の定着の見通しですね、これに

ついて明らかにしていただきたいということでございます。

○野々内政府委員 御指摘の九月二十二日のG5におけるドル高是正の合意と、その後の日米を初めとした各主要各国の協調介入あるいは我が国の金融当局の金利政策を受けまして、円の対ドル相場は御承知のように一時二百二十五銭まで上昇したわけでございまして、一月半の間に大体四十円近い円高になっておりました、その後は円がやや反落をいたしました、最近一週間は二百四円から二百五円くらいのところまで推移しているかと思ひます。こうした円高傾向は、私どもといたしましては、日本の経済にとつても大きな流れとしては望ましいという認識は持っております。しかしながら、現在の円高傾向は各国の介入あるいは金利政策などに支えられたものでありまして、先行きにつきましては、なお予断を許さないとこののが実情かと思っております。

それで、今後円高傾向が定着していくかどうかというところでございまして、これはG5で合意されましたような各国の政策協調、例えば、アメリカでは財政赤字の削減あるいは我が国では内需拡大、こういうようなものが具体的に進展するかどうか、こういうところによるところが大きいというふうな考え方をしております。病気でいけば、解熱剤を飲ませた感じの為替介入と、それから基本的な病気を治す治療、この二つがあらうと思ひますが、今のところ解熱剤が効いてきている段階でございまして、今後基本的に病気が治るかどうかという点になりますと、ちょっとまだ疑問点もございまして、引き続き為替相場の動向を重視していくという点が申し上げられる限界かというふうな考え方をしております。

○宮田委員 もう一つ、この円高によります差益を、電気料金引き下げの形で国民に還元せよという意見が一部に出てきておる、御承知のとおりと思ひます。しかし、この円高差益の電力料金引き下げの効果については極めて小さいんじゃないか、といひますのは、昭和五十三年当時の料金引き

き下げの実績を見ましても証明しておると思うわけでございます。そこで、私は基本的に円高差益は現行料金の長期安定に振り向けるべきだ、こう考えておりますが、大臣、せっかくおいでですから、御意見はいかがですか。

○委員長退席、田原委員長代理着席

○村田国務大臣 非常に重要な御指摘であると思ひます。

私は、料金改定というものには当然極めて慎重であるべきであるという前提でございまして、要はその判断の基準になるのは、いかなる対応が国民生活にとつてプラスになるかということであろうと思ひます。したがって、円高が長期的に続かなかつた場合は、もちろんこれは円高差益の還元は行いようがないわけでございます、そしてまた、物価その他の問題も一つの判断の要因になります。現在の時点では、九電力会社は民間設備投資の繰り上げ発注等を内需拡大施策に対応して非常に積極的に協力をしていたらいておるわけでございますので、こういう事象のもとで円高がどのくらい続くのか、そういった問題をよく判断した上で、国民の生活のためにいかなる方法がいいか。それは内部に蓄積していくということも電力設備をよくしていく上には大変大事なことでありと私は思ひますし、そういういろいろな考え方をよく検討してみべきである、このように慎重に考えております。

○宮田委員 十月二十二日の新聞報道でございまして、通産省首脳は、円高が定着した段階で、一定期間、原価の見通しが立てば原則として料金改定を行うことを考えている、こういうふうな言われておるようでございまして、これは事実かどうか、お聞きします。

○野々内政府委員 御指摘の記事は、私がプレスとの懇談で申し上げた中身が一部伝えられたものと思ひますが、その発言の真意は原価主義というものの原則を申し上げたわけでございます。むしろこの段階でどういう判断をするかということ

を言うのはまだ早過ぎるのではないかとということにポイントを置いて申し上げたつもりでございます。したが、どうもああいふ記事になりまして、誤解を生じて大変申しわけないと思つております。

○宮田委員 電力産業は今後、中長期にわたりますして巨額の設備投資を行う必要に迫られておる。したがうございまして、また、さっきの質問の中でちよつとあつたようですが、建設省の構想にございまして、電線の地中化埋設作業を本格的に推進するためにはさらに巨額の資金が必要になると思ひますが、これをやるためにはどの程度の投資規模になるか、この点ある程度わかつておりますならば説明願ひたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 配電線の地中化についてでございますけれども、御指摘のように、関係省庁とも調整の上、問題の少ない大都市中心部の主要道路等を主体にして、今後十年間で一千キロメートル程度の地中化を行つていきたいというふうに現在進めております。これにより、配電線地中化のための投資額は今後年間三百ないし四百億程度、全体では十年間で大体三千億から四千億程度というふうに見積もっております。

○宮田委員 ただいまの答弁によりますと一千キロメートルというところでございまして、これは電力会社そのものがおやりになる額なんですか、それとも建設省と一緒なんですか。

○山本(幸)政府委員 これは会社が独自にやるものと、建設省のいわゆるキャブシステムによつてやるものと両方合わせた数字でございまして、やるとは円高差益の問題について、電力産業のこうした中長期にわたります巨額の設備投資を円滑に進めるためには有効に用いなければならぬ、こういうふうな思ひをしております。したがうございまして、料金引き下げの形で関係する方策を安易にとるべきでない、こう思つておりますので、もう一度大臣の所見をお聞きしたいと思ひます。

○村田国務大臣 重ねて申し上げますが、電力の

設備投資の額は、今一つの例として配電線の地中化のための設備投資規模を仮に十年間で千キロ程度というだけでも三、四千億円かかるわけですが、その他、電力需要の増加に対応しながら国民の利益に合致するように電力供給を行っていくためには、相当の設備投資あるいは施設の整備が必要であると思われたいと思います。

つきましては、そういった投資をいたします場合に借入金で賄えば金利が要ります。これは自己資金で行えば金利は要らないわけですが、これは高まるとは思われたいと思います。

これは需要者のためには大変なプラスになるわけですが、これを必要とするためには、高度情報化社会がやってくる、そしてますますこれから電力に対する需要その他の問題、国民的なニーズが高まってくるでありたいと思います。その意味で、国民の供給に対する信頼度を向上していくためにも設備の整備、設備投資がますます増加するであろうと考へられます。したがって、そういった国民に対する直接的なサービスをもっとよくしていくためにも資金の内部留保が必要である、こういうふうな考へております。

円高差益問題につきましては、本日たびたび出ておりましたように、現在はG5の介入によって円高の事態が発生いたしましたからまだ五日間でございます。非常に時期尚早でございます。今後慎重にこの事態を見守りながら判断をするべきものであると思っております。宮田委員の御指摘は非常に正鵠をついた御指摘であらうかと存じます。

○宮田委員 次にお聞きしますのは電力設備投資の内容についてお聞きをいたします。全体については説明書をもつた中に入っておりますが、おのおのについてちょっと聞きたいわけでございます。特に非電源と電源それぞれ投資額、できるならば六十年、六十五年、七十年という追っての額がわかりますならばお知らせ願いたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 総投資額は、先生御指摘のように四十五兆八千億円でございます。これは六

十一年度以降十年間のトータルでございます。この内訳でございますが、電源部門が十八兆五千億円、全体の四〇％でございます。それから、非電源部門では二十七兆三千億円、全体の六〇％を占めております。

なお、各年ごとの内訳は出しておりません。

○宮田委員 もう一つ、エネルギーごとの発電量について、例えば水力、石炭火力、石油火力、原子力、それぞれの量がわかっておりますならばお知らせ願いたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 電源別の発電電力でございますが、電気事業審議会の需給部会というのがございます。この答申の数字をもとに説明させていただきます。

昭和七十年には二億五千万キロワットの発電設備ができる、そして八千五百万キロワットアワの発電電力が必要であるという見積もっております。内訳でございますが、まず電源別の発電電力量は、原子力が二千八百五十億キロワットアワ、これは全発電電力量の三五％を占めます。これは七十年でございます。それから、LNG火力でございますが、一千七百億キロワットアワでございます。同じく全体の二一％を占めます。次に石油火力の千五百五十億キロワットアワでございます。水力が千十億キロワットアワでございます。石炭火力が九百五十億キロワットアワ、一二％ということでございます。

○宮田委員 次にお伺いしますのは、電力需要の見通しについてでございます。

安定的な経済成長を年平均約四％としておいて、これに伴う電力需要は年平均約三％増加ということになっております。そうして、最大需要電力は年平均三・三％増加が見込まれておるわけでございます。このことは、今後の経済成長率は今ここで言っております想定どおりで推移するであろう、こういう見通しかどうか、その辺をちょっと確認したいと思っております。

○山本(幸)政府委員 現在の電力需要の想定は

「一九八〇年代経済社会の展望と指針」、五十八年八月に出されました政府の想定でございます。GNP平均四％というものをもとに計算いたしております。その結果電力需要は大体年三％程度伸びると思っております。

ただ、先生御指摘のように、この一兩年電力需要の伸びが非常に高まっております。昭和五十八年度には六・〇％、それから五十九年度には四・九％ということでもかなり高目になっております。これは季節的な要因として非常に冬が寒かった、あるいは記録的に夏が暑かった、あるいは景気の上昇期であった等々の要因がございまして、私どもは今後十年間をとりまして想定三％程度というのを見通しに考えております。

○宮田委員 もう一つは、家庭での電化というものがますます多くなっております。これらから多くなると思われますので、電気税の廃止の問題についてお伺いをいたします。

電気の使用への課税は、産業面では原料課税でございます。国民生活の面でも不合理な大衆課税であるために廃止すべきであるという声が非常に強いわけですが、その点と、もう一つは、廃止措置が実現されるまでの過渡的な措置として、現行の税率は電気料金で五％で昭和五十年以来据え置きになっておりますが、この引き下げ、さらに、免税点は月額料金三千六百円以下で昭和五十五年以降据え置きになっておりますが、この引き上げをしたらどうかと思っております。これらの点についての答弁をお願いします。

○山本(幸)政府委員 電気につきましては、国民生活及び産業活動に不可欠なエネルギーである、こういう国民一般の日常生活に不可欠なエネルギーに對して特別な課税を行うことは適切ではないということ、御指摘のように、今後できるだけ早期に廃止する方向で検討すべきであるというふうな考へております。もし廃止ができない場合には、既に講じられている減免措置以外に、免税点の大幅な引き上げ及び税率の大幅な引き下げを行うべきかと考えております。そのため通産省としま

しては、そういう内容について六十一年度税制改正要求を出しておるところでございます。実は毎年度要求を出しておりますが、今まで実現を見るに至っておらないわけでございますけれども、今後とも努力をしたいというふうな考へております。

○宮田委員 これはいいことで大変申しわけございませんが、電気との関係はございせんけれども、ガス税の廃止の問題についてちょっとお聞きします。

このガス税は、都市エネルギーとして不可欠の必需品に對する大衆課税であるとともに、LPG、灯油の非課税措置に對して著しく不公平な税制である、こう思われます。税率は現行が二％ですが、昭和五十一年以来据え置きになっております。そして免税点は、現行が一万二千円で、昭和五十七年以來据え置きになっております。これに對処してきておるわけでございますが、このガス税の廃止に踏み切るべきと思っておりますけれども、その点はどうですか。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のとおり、私もガス税については廃止、それができない場合には免税点の大幅な引き上げ、さらには税率の大幅な引き下げということがぜひ必要であるというふうな考へております。通産省といたしましては、電気税とともにガス税についても毎年度要求を出しておりました。今後ともその廃止ないしは軽減について努力したいというふうな考へておるところでございます。

○宮田委員 さらに税金のことでございますが、電気、ガス企業に對する事業税の課税標準の変更についてお伺いいたします。

現在の事業税は、電気、ガス、生保、損保の四業種のみが収入金課税になっております。言うならば外形標準課税であるのに対して、他のすべての業種には所得課税、こうなっております。収入金課税方式は通常でも重い上に欠損時にも課税されるというところになるわけでございます。その負担

は大変大きいのではないかと思ひます。さらに、租税負担の公平の原則に反しておるのではないか、これも思ふわけでございます。同じ料金認可業種でございませう鉄道とか航空等の公益事業と比較しても大変不合理と、こう思ふわけでございませう。

この見地から、事業税の課税標準を所得課税に改めたらどうか、こういうふうに思ひますが、その点の見解がございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のとおり、電気事業における課税方式は外形課税方式がとられておりました。電気事業以外でこの方式が適用されているのはガスと生命保険、損害保険しかございませぬ。一般産業についてはすべて所得課税方式がとられているわけでございませぬ。

電気事業は、従来から、所得課税方式で計算した場合に比べてかなり多額の事業税を払ってございませぬ。具体的に数字を申し上げますと、昭和五十九年度について見ますと、現実には納付したお金も千六百八十七億円でございませぬが、仮に所得課税にした場合の税額を計算してみますと、千二百四十五億円ということになります。これは非常に不公平な税であると考へてございませぬ。

特に近年、電気事業においてはコストの低減問題が最大の課題の一つとなつておるわけでございませぬ。こうしたことから、実質的に重課になつておるこうした課税方式につきましては、一般産業と同様の所得課税に変更する必要があるというふうに通産省と考へてございませぬ。

通産省といたしましては、そういう内容につきまして来年度の税制改正要求を出してございませぬ。ございませぬ。これについても、今後ともそういう要求を強く主張していきたいというふうに考へてございませぬ。

○宮田委員 次に、中小のガス事業者の課税標準の変更についてお伺いをいたします。ガス事業者の九〇%以上が中小企業である。御

承知のとおりです。この外形課税による税負担は、事業経営の圧迫要因であらう、こう思ひます。また、認可料金制の地方鉄道及びバス業は、事業者数も多く、経営規模の小さい事業者が少なくない点も、ガス事業者とよく似ておるわけでございませぬ。これは業種は既に外形課税から所得課税方式に変更されておるわけでございませぬ。このため、税負担の公平を図る見地から所得課税に変更することとして、当面、経営基盤の脆弱な中小ガス事業者について実現したらどうか、こういうふうな思ひますが、その点の見解をひとつお聞きします。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、ガス事業につきましては電気と同様の外形課税方式がとられてございませぬ。非常に不公平でございませぬ。特にガス事業者につきましては、その九割以上が中小企業でございませぬ。中小企業でこういう外形課税で税金を取られているのはガス供給業だけでございませぬ。

先生御指摘のように、地方鉄道とかバスというのは既に所得課税方式に変更いたしてございませぬ。当省といたしましては、ガス事業については、ガス業全体についての事業税の課税の方法についての変更を求めてございませぬけれども、少なくとも中小ガス事業については課税方式を改めるべきだといふふうに考へて、今後ともそういう要求をしたいといふふうにお伺いしてございませぬ。

○宮田委員 一番最初に申し上げましたように、この法律が持ちます一つの大きな意味は、今日問題になつておられます貿易摩擦の解消のための設備投資を大きくやる、そして内需の拡大を図るというところではないかと思ひます。そのために投資が今どういう傾向になつておるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。最近設備投資の手控えというものがだんだん出てきておるんじゃないかという報道でございませぬ。特に、テクニカルなどは慎重姿勢をとつておる。これが結果として投資を減退させて、せつかくの電力、ガスの追加投資までやつて内需拡大をしようといふ矢

先にこういうことになるとマイナスになるんじゃないかと思ひます。中小企業のごときはさらにこの投資活動が鈍つておる、こういうふうな傾向にあるようにございませぬ。通産省としては早くこれに對する手を打つて、せつかくこの電気関係の法律まで改正をして大きく投資をしようといふ、これと相まって、全体の設備投資が活発になるような方策を進めたらどうか、進めなければならぬと思ひますが、その点についてのお考えがございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○野々内政府委員 御指摘の点は非常に重要な点でございませぬ。今後の景気動向を考へますと、内需振興ということが非常に重要でございませぬ。その中でも設備投資というものが私どもとしても非常に重要だと感じてございませぬ。特に、私もエネルギーを扱つてございませぬ。その面から見ますと、長期的なエネルギー動向を考へて、エネルギー節約的なあるいは代替エネルギー導入的な技術開発、設備投資というものを促進する必要があると考へてございませぬ。各種の内需振興策とともに、今後のエネルギー供給あるいは需要構造が高度化するような投資税制というものも来年度創設したいといふことで、現在関係方面との折衝を行つてございませぬ。今後ともそういう技術開発を体化したような設備投資、こういうものを中心に促進措置をとつていききたい、かように考へてございませぬ。

○宮田委員 ぜひひとつお願い申し上げたいと思ひます。そして、電力の設備投資が引き続き行われ、さらに一兆円の追加で行われる、こういうふうになるわけでございませぬが、もしそれを実行するということになりませぬ場合に、波及効果についてひとつお伺いをしたいといふことで、電力でございませぬ。さらに、相当に業者も関連しておると思ひます。さらに、中小企業に与える影響というものが、貿易摩擦の解消になり得るだけの波及効果があるものかどうか、この辺についてお伺い申し上げたいと思ひます。

○村田国務大臣 今回の内需拡大策の一環としての設備投資でございませぬが、この対象設備は送電、配電など電力流通関係の設備が大部分となつてございませぬ。したがつて、これらの設備は機器、材料等比較的簡易なものも多く、各電力会社は地元業者からの供給に依存する場面が多いといふことでございませぬ。また、工事実施の面でも、送電、配電それぞれ専門の地元業者が仕事を請け負つておるといふことで、内需拡大自体が相当の効果があらうといふことを我々は見ておるわけでございませぬ。したがつて、これがまた回り回つて、内需の拡大でももちろん相当役に立つ、こういう判断をいたしてございませぬ。そういう趣旨のもとに進めておるところでございませぬ。

○宮田委員 設備投資を増加するに当たりましては、内外のエネルギー事情を無視してはできかねるのだと思ひます。そこで、外国におきまますところのエネルギー事情について御質問申し上げるわけでございませぬが、まず石炭、石油、ガス関係についてどのような傾向になつておるか、抽象的な質問ですけれども、ひとつ説明していただきたい、こう思ひます。

○野々内政府委員 国際的なエネルギーの動向でございませぬが、まず石油につきましては、国際的な石油情勢は基本的には緩和基調で推移してございませぬ。と考へていいかと思ひます。昨年来OPECが、石油市況の回復のために生産枠の削減でございませぬ。すなわち、価格デフレインシヤルの調整とございませぬ。すなわち、新価格の設定などの措置をとつてございませぬ。基調的には余り大きな変化がないといふふうにお伺い願ひます。ただ、最近では、短期的には在庫が非常に低くなつておるといふこと、あるいは冬場の需要期を迎えるといふようなことで、石油市場はやや堅調さみになりつつございませぬ。



ただ、長期的に見ますと、IEAの見通しによりますと、石油の需給は中長期的、一九九〇年代中ごろには逼迫化するというのが一般的に言われておりまして、また、日本の石油供給源の大体七〇％が中東依存でございますが、この中東情勢は、御承知のように、イラン・イラク戦争、レバノンをめぐる情勢、イスラエルとの関係、その他非常に不安定な状態でございます。今後の国際石油情勢については、十二月初めに開催されますOPECの通常総会、この動きを見きわめる必要があるかというふうに考えます。

それから石炭でございますが、最近の世界の石炭需要は一般炭を中心に着実に増加を見せられておりまして、また需要の伸びに対応した供給が安定的に行われております。英国で石炭鉱山のストライキがございまして、その分供給が逼迫をし、石油需要がその分逆にあふえたとということが昨年ございましたが、現在は落ちつきを取り戻しております。

今後の石炭需給の動向でございますが、石炭は確認可採埋蔵量が非常に豊富でございます。また、石油のように地域的に偏在をすることではなしに比較的世界に広がっております。潜在的な供給力も大きいということで、適切な開発が行われれば需要の増加に対応した供給量の増加は可能であるかと思っております。

天然ガスにつきましても、最近各地で開発が行われておりまして、我が国では、長期的な供給契約で大体三十年ぐらいの需要に見合う分は契約済みという程度に安定をいたしております。この天然ガスも供給地域があちこちに分散をいたしておりますので、当面需給に心配はないというふうな考えをしております。

○宮田委員 もう一つは、電源立地の進捗状況について伺いをいたします。

余り立ち入ったこととは思いますが、できるだけ現在各電力会社が進めております開発状況の説明をしていただければと思っております。

○山本(幸)政府委員 電源立地につきましては、

官民による立地の促進努力の効果もございまして、近年着実に進展を見ております。しかしながら、第一に発電所の立地に伴う雇用効果というのは余り多くございません。また、地元へのメリックが一般の工場に比べて少ないというような問題がございまして。第二番目には、発電所の立地に伴う安全性あるいは環境保全についての不安がまだまだ残って根強いということがございまして、そういう意味では楽観ばかりしているわけではございませんで、今後とも官民挙げて努力を続けたらと思います。

具体的には、まず第一には、電源立地地域における公共用施設の整備、それから企業導入、産業の近代化のための措置等に充てるために現在交付金の交付をやっておりますけれども、これを昭和六十年度から、電源地域の市町村の行う産業興しについても補助金を交付して、電源立地についての産業面での振興を図ろうというような施策を講じております。

また、電源立地地域における安全対策等を推進するために、原子力発電施設の安全性の実証のための試験あるいは環境審査のための調査等を行っております。地元住民の理解の確保を図り、電源立地促進に努めていくというように現在行っております。

○宮田委員 次に、電力多消費型産業について伺いをいたします。

きょうはアルミの問題についてお聞きするわけでございますが、アルミの問題については、前回の産業構造審議会ですか、もう三年ぐらいになると思っておりますが、それがあつたにもかかわらず、何かなかなかそのとおりいっていないということですが、まず、アルミ産業の現状について伺いたいと思っております。

○岩崎政府委員 先生よく御承知のとおり、アルミ製錬業というのは典型的な電力多消費産業でございます。まして、アルミ地金一トンつくるのに一万四千キロワットアワー電力が要る、こういうことでございまして、石油ショック以来非常に強い大

きな影響を受けております。特に、第二次石油ショックというのが極めて大きな影響をもたらした。その後、構造的な不況産業ということでもずつと苦しい状況を続けておりまして、それに対応するためにこれまで数次にわたる構造改善を進めてまいっておるところ、これもまた先生よく御承知のとおりでございます。

現在も、昨年十二月の産業構造審議会の答申に基づきまして、この四月からもう一段の構造改善事業というのを三カ年計画で進めておりまして、その主要部分は、七十万トンございました能力をさらに三十五万トンまで減少させる、設備処理をする、身軽にするというふうなことが、あるいは海外の開発輸入を進めるとか、あるいは関係企業の協力を得まして最大限の金融支援を行うとか、政府といたしましても関税減免制度というふうなものをもってこれを側面から支援している、こういう状況でございます。

ただ、今御指摘になりましたように、ことしに入りましてアルミ製錬業をめぐります国際環境は一段と厳しさを増しております。円高の事情等もあつて、いろいろなこれまでの努力にもかかわらず、現在なお千億円の累積欠損を抱えている五つの企業というのが極めて厳しい状況にある、こういうふうに認識いたしております。

○宮田委員 アルミの問題についてでございますが、答申は三十五万トンという方向に持っていられるという話を聞いておりますが、国内需要が今どれほどあるものか、さらに、それに対して輸入がどの程度になるか、さらに、三十五万トンというふうにおっしゃいましたけれども、果たして三十五万トンの生産が可能かどうか、これは大変疑問を持っているわけですが、この点もひとつお考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

○岩崎政府委員 確かに、今や日本のアルミ需要全体は二百萬トン前後でございますので、そういう中で国産の地金の供給というものは極めて少なくなっております。五十九年度で見ましても、現

実の国内地金の生産は二十八萬トン、地金の輸入というのは既に百二十八萬トンということで、極めて大きな部分が、開発輸入等もございましてけれども、輸入に依存している、こういう状況でございます。

○宮田委員 電力多消費型の産業について、要望を含めて、見解をお聞きしたいことがございまして、それは、やはり電力多消費型産業で一番大きな原因というのは電力料金だということでございまして、たびたび業界からも、何らか特別の措置はとられないかというふうな意向がよく伝えられておるわけでございますが、せっかく電力の関係についての法案審議、さらにこれが実行される過程の中で、その辺についての御見解、これは要望を含めて私には言っているわけですが、何か見解がありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○岩崎政府委員 確かにアルミ地金というのは電力の塊でございます。先ほど申し上げましたように一トンで一万四千キロワットアワー、もし一キロワットアワー十円としましても十四万円、トントン当たりかかります。現在の国際市況は非常に異常な低水準でございますけれども、千ドルあるいはそれを若干切っておるような状況で、現在のレートで申しますと二十万そこそこでございまして、したがって、非常に大きな部分が電力料金というところになっておりまして、この重要性につきましては私どもとしても従来からよく承知しております。

前の構造改善計画のときにも、アルミ地金産業用の電力のコスト低減を非常に大きな眼目として個別に各電力会社との間でいろいろなお願いもいたしましたし、また政府といたしましては石炭共同火力への転換等につきましてできるだけの支援をしてきたところでございます。

ただ、そういうことにかかわらず、やはり日本の電力産業のコストというものは全体としてはどうしても高く、水力発電国等に比べますと格段と高い水準でいさざるを得ないということで、

いろいろな電力コストの低減措置が非常に大きな目に見えた効果を及ぼすほどにはなかなか実現できないというのが実情でございます。今後とも私もとしましては、いろいろと深夜料金等の活用あるいはそういうものの拡大とか、電力料金体系の範囲内において許す限りの電力コストの低減について、資工庁ともよく相談しながら最大限の努力をしてみたい、そう思っております。

○宮田委員 次に石炭問題についてお伺いいたします。

まず、我が国の石炭火力に使用いたします国内炭はどの程度使用されておるのですか、それをまず聞きます。

○山本(幸)政府委員 電気事業では、燃料の多様化という観点から積極的に石炭火力の導入を今図っております。五十九年では全体の発電電力量の八・八%を占めております。その使っている石炭の内訳でございますが、全体が約二千万トンでございますが、そのうち一千三十五万トンが国内炭、大体五〇、五〇という感じでございます。

○宮田委員 たいま国内炭の方針は依然として二千万トン体制という、これは続けられておるわけでございますが、実際問題として実績は千七百万トン程度ではないかと思っております。せつかく二千万トン体制が決められておりますだけに、それに到達することがなぜできないかという疑問があるわけでございますが、その点のネックはどこにあるのですか、聞きます。

○野々内政府委員 本年度の国内炭の供給は千六百三十万トン程度でございます。これは大きな事故があったということもございしますが、最近国内の炭鉱の条件がだんだん悪化してまいりまして、今平均の深さが六百メートルでございますが、既に千メートルを超える炭鉱も出ておりまして、切り羽への往復に一時間以上もかかるというふうな炭鉱も出現いたしております。かなり技術的に悪い条件で掘らざるを得ない状況になっております。保安の確保には十分注意をいたしておりますが、残念ながら大きな災害が続いている現状でござ

います。

そういうことで本年の供給は千六百三十万トンというところで、これはやはり日本の地層の構造あるいは現在の技術水準からいってこの程度ではないかというふうな考えをしております。

○宮田委員 現在の石炭政策といえますのは第七次というところでございしますが、これから第八次政策の検討ということになると思いますが、その際、二千万トン体制を見直すお考えがあるかどうかということをお聞きいたします。

○村田國務大臣 第八次石炭政策につきまして、ことしの九月三日に石炭鉱業審議会に諮問を行ひまして、現在、政策部会に設けられた検討小委員会において来年度にその答申を出すべく検討を行っております。現在の段階ではこういって状況でございます。またその方向は決まっておりますが、今後、内外炭価格差の拡大とか、近年の国内炭をめぐる諸情勢の変化を踏まえまして、国内炭の生産規模、保安確保のあり方など広範な課題について検討を行うこととなるのではないかと、このように考えております。

〔田原委員長代理退席 委員長着席〕

○宮田委員 第八次の石炭政策の検討ということですが、多分に要望しておきたいと思っております。やはり円高ということもございまして、国内炭使用という理由がだんだん高まってきておるのではないかと。もちろん保安ということも全く前提でございますから、その辺は十分に配慮してもらわなければいけません。炭鉱の今日の事態から、できるだけこれが引き続いてできるような方針を八次の政策立案の中にきちっと入れてほしいということをお聞きいたします。

あと、最後でございしますが、ガスの問題についてお聞きをいたします。

このたびガスの関係についてはこの法案から除かれておるわけでございます。しかし、貿易摩擦解消の一つの方策として特別投資として一千億円を追加するという事になっておりますが、この一千億の追加の対象が三社ということになってお

ります。問題は、九十%までが中小でございすから、中小にもある程度そういう関係の投資をやらせないとなかなかガス業界も大変だと思いがすが、そういう点について何か御見解がございましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○山本(幸)政府委員 今回の内需拡大のための追加投資につきましては、大手三社に対して要請をいたしたわけでございます。これは、大手三社の設備投資がガス事業全体の設備投資の約七割を占めておるということで、三社に要請をいたしたわけでございます。実は、その他のガス事業者につきましてはそのほとんどが中小企業、民営ガス会社の約九〇%以上は中小企業でございます。そしてまた公営企業も相当多ございします。ということで経営基盤が脆弱であるということもございすので、政府として強く要請するということとはしなかつたということでございます。

○宮田委員 最後に要望です。何しろ貿易摩擦という大きな問題をどう国内的に解消するかという最大の課題は設備投資だと思っております。ただ、設備投資の可能性のあるのが電力だけだというのは大変寂しい思いをいたしますが、それだけでも思い切つてやることによって波及効果が生まれるんじゃないかと思っております。今のところ三年間、一千億の追加というふうになっておりますが、今日の他の民間産業の投資状況というものが大変少ないという傾向になっておりますので、そういう点は、通産省としては別な面で投資が活発になりますように、質問の中にもございしたように、電線を埋設するような工事等々も大いに取り入れてやっていただきたいということを要望として申し上げます。

○粕谷委員長 宮田早苗君の質疑は終わりました。引き続き工藤晃君の質疑に入ります。工藤君。

○工藤(晃)委員 本法案の内容は電力会社が設備投資を大いにやる、そのため社債発行の枠を広げたいという非常に単純明快な内容でありますけれども、しかし、これは今の電力会社の体質や政府の電力政策の方向や、あるいは今日のいわゆる民活による内需拡大の方向や、さらには国民の負担が今後どうなるであろうか、さまざまな問題が絡んでおります。そこで私は幾つかの問題についてただす予定であります。

水曜日の当委員会におきまして、私も、電力料金が公共料金である以上、円高の差益や原油の差益、これが出てくる以上、料金の値下げを行うべきであるということで、一つの例として、これはあるテレビで、ある経済評論家の三十円の円高で三千六百億円、原油パレル五ドル安で五千億円、合わせて八千六百億円の差益が出るという例を紹介したわけでありました。

昨日のある新聞を見ましても、石油連盟会長が十三日の記者会見で、一ドル二百円が定着するようなら来年度以降石油製品値下げも考えられると言つて、民間側でもこういう動きといえますが意向の表明が出てきたということは、大変注目されなければいけないわけでありました。

ただ、前回私が伺いましたところ、この前円高差益の還元ということで値下げしたら、すぐに第二次オイルショックでまた上がってしまった。今度は五〇%の値上げをやつたではないか、そういうことをもって非常に慎重に臨むという答弁も聞かれたわけでありました。しかし、私は円高の見通しを今から論じるわけでありませんが、少なくとも石油の価格の動向について言えば、先ほど答弁にありましたように、IEAの見通しやらその他を見ても、長期的には石油の価格はそう上がるといふ見通しは持てない、どちらかというと弱含みではないというところでありますが、その点だけでも一度御確認願いたいと思っております。

○野々内政府委員 国際石油情勢は、中長期的には緩傾向と言つていいかと思っております。ただ、残念ながら日本の石油は七〇%が中東依存でございまして、中東情勢、イラン、イラク紛争あるいはペイルトあるいはイスラエル、ああいう動向につきましても確たる見通しというのは非常に申し上げ

げにくいわけでございますので、確たる見通しと  
いうことになるかと非常に難しゅうございますが、  
中長期的には緩傾向かというふうに見えるかと  
思います。

○工藤(見)委員 中長期的にそういう見通しであ  
るといふことは、もう国際的にも一つの共通した  
見解になっておると思えますから、私たち政策を  
考えるとき、もちろん突発事故が起きたときはど  
うするかというところは当然考えなければいけな  
いけれども、国の政策としてはそういう見通しを前  
提にして考えるべきだという意見を申し上げます。

次に、ごく一般的な問題であります。電力コ  
ストあるいは電気事業費用の最大の費目は燃料費  
と資本費、この資本費は減価償却費プラス支払い  
利息、大体こういうことだと私は思いますが、過  
去十年ぐらゐの一つのトレンドとして、コストあ  
るいは電気事業費用の中でそれぞれが何%で、最  
近はどういう傾向かということをお答えいただ  
きたい。

○山本(幸)政府委員 お答え申し上げます。  
九電力会社の費用に占める燃料費、資本費につ  
いて、過去十年間の推移を見ますと、まず燃料費  
でございますけれども、昭和五十年年度が約一兆五  
千二百億円、それから五十五年年度が約三兆五千  
百億円、五十九年度が約三兆六千三百億円となっ  
ております。その費用全体に占める比率を見ます  
と、五十年年度が約三七%、五十五年年度が約三七  
%、五十九年度が約三二%となっております。

また資本費は、先生御指摘のように減価償却費  
と支払い利息を足したものでございますが、これ  
については昭和五十年年度約七千六百億円、五十  
五年度約一兆九千億円、五十九年度約二兆七千五百  
億円と推移いたしております。その費用全体に占  
める比率を見ますと、五十年年度約一八%、五十  
五年度約二〇%、五十九年度約二三%、こうなっ  
ております。

○工藤(見)委員 これからの設備投資に伴うコス  
トの変動を考えると、当然長期的に特に資本

費が伸びているということに注目しなければなり  
ませんが、それは後段の私の質問で触れることと  
しまして、私はここにも持ってまいっております  
が、電気事業審議会料金制度部会の七十九年三月二  
十七日中間報告というのがありますけれども、  
「原価主義にいう原価は、「能率的な経営の下にお  
ける適正な原価」であるべきことである。」こうい  
うことを確認してあります。電気事業者に対  
し、経費節減のために努力を促すとも書いてある  
という観点から、これは最近私が電力会社の有価  
証券報告書に基づきまして、それぞれの企業が実  
際に幾らの石油を買っているかとか燃料を買って  
いるかというこの単価を見ると、大蔵省が発表し  
ているCIF価格と比べてかなり高いという状況  
があるので、一体これはどこから起きているのか  
ということについて説明していただきたい。

例えば五十九年度原油のCIF価格は、キロリ  
ットル当たり四万四千五百五十八円です。ところが、  
東京電力は一キロリットル当たり五万四千  
六百九十五円、関西電力は五万四千五百六十九  
円。ほかの電力会社もいろいろありますが、省き  
ます。関税と石油税を加えても二千七百三十四円  
これに積み増しで、四万七千二百九十二円キロリ  
ットルでありますから、東京電力も関西電力もそ  
れよりも七千円以上、キロリットル当たり高いと  
いう状況もありません。

重油の方については、CIF価格は四万二千  
七百五十五円。これに関税や石油税を加えて計算  
して四万五千四百四円ですが、東京電力は五万四  
千四百四十七円、関西電力は五万四千九十九円  
で、これは九千円以上あるいは九千円近く高い。  
こういう違いがなぜ発生するのか。それこそ能率  
をよくしたもとの原価でなければいけないとい  
うとき、電力会社のこの費用の計上というのは一  
体どうして起きているのか。これは私にとって大変な  
その問題でありますし、電力会社の中の人も大変  
不思議だと言っておりますので、ぜひ伺わせて  
いただきたいと思います。

○山本(幸)政府委員 お答えを申し上げます。  
御指摘のような輸入原油のCIF価格は、我が  
国が輸入している全油種の通関時の平均価格でござ  
います。これに対して、電力会社が平均購入し  
ている価格というのは、ちょうど燃料消費前の価  
格、いわゆる炉前価格というものでございませ  
ん。この中にはまず関税や石油税が課税されると  
いうことは先ほど先生が御指摘したとおりでござ  
います。そのほかには石油会社の内航運賃、それ  
から備蓄費等諸経費が加算されるわけでございます。

具体的に申し上げますと、関税、石油税のほか  
に、基地経費としてタンクの費用、それから防災  
費として消火設備、防油堤等の費用、それから備  
蓄費として備蓄法に基づく備蓄タンク等の費用、  
それから内航運賃、それに金利として石油会社が  
産油国に支払った後ユザーから代金を受け取る  
までの間の金利、以上がCIFにさらにつけ加わ  
るということでございます。

○工藤(見)委員 今言った具体的なその構成、こ  
れはぜひ私も知りたいと思えますし、資料とし  
てお見せいただきたいわけですが、この場合は、L  
NGの場合ですとそういう差が比較的少なく出て  
きて、原油、重油に関しては、しかし、常識  
的に考えて、火力発電は大体港湾にありませ  
んから、大体そこに着くのじゃないですか。です  
から、こういう諸経費がこれだけ七千円も八千円も  
キロリットル当たりふえるというのにはまことに不  
思議なことですが、そういう意味で、具体的な内  
容が幾らだということのはぜひ示していただきたい  
と思えます。

○山本(幸)政府委員 ただいま申し上げました諸  
経費の具体的な数字その他につきましては、取引  
の秘密ということで私どもも手元にございませ  
んけれども、これは公表は出来ません。

○工藤(見)委員 そういう通産省の姿勢を私たち  
は問題にしなければならぬと思っております。大変  
遺憾なことである。あくまで要求しますが、それ  
をやりますと時間がかかりますので、次に移  
りたいと思っております。

委員長、当委員会に提出したいと思っております  
資料の配付を許可していただけますか。  
○粕谷委員 たいだいま工藤委員から資料の机上  
配付をしたいということでございますので、これ  
を許可いたします。

○工藤(見)委員 五十五年の料金改定るとき、各  
社が申請を出しました。例えば東京電力がこうい  
うふうに出しました。それに対して通産省の  
方で査定して、料金の認可をしたわけでありま  
す。それで、ここに書いてある資料は東京電力と  
関西電力であります。いわゆる総括原価に含ま  
れたものを積み上げていくとき、通産省としては  
こういう積み上げでなければならぬというよう  
に訂正されたものであります。これは注に書い  
てあるところでありまして、実績というのは、有価  
証券報告書から、その結果どうであったかとい  
うことが書いてあります。

なお、各社が出した申請書の中には、最後に五  
年間にわたる収支見積書がございまして、こういう  
新しい料金の改定をやると大体五年間これこれの  
収支見積もりになるというのがあります。  
そこで、実績と比較していったのがこの表にな  
りますけれども、東京電力の燃料費というところ  
をぜひ見ていただきたいわけですが、これは五十  
五年度に早くも七六・〇%、五十六年度が七一  
・九%、五十七年度が六八・三%、それから五十八  
年度が六一・六%、五十九年度には四七・七%。  
この改定時に出した見積もり、そしてそれを認可  
したときの計数や何かの変更がありますね、それ  
で修正したものに比べて、つまり査定したと  
き燃料費はこのくらいであろう、それに基づいて  
今後五年間どうなるというの、この燃料費だけ  
でもこんなに大きな違いというの、半分以下にな  
っておる。支払い利息の方を見ていただいても、  
東京電力の場合には六九・三%まで落ちて、そんな  
に高く査定する必要がなかったということになっ  
てきております。そのほか、人件費、修繕費など  
もありません。関西電力の場合、五十九年度だけに  
ついていいますと、燃料費は三九・八%、支払い

利息は四二・一％ということになっているわけでありませう。

つまり、五十五年年度の料金改定の際の総括原価、その根拠となつたいろいろな、燃料費がどうであるとか支払い利息がどうであるというその計算の根拠というのは、五年たつてみると余りにも甘かったというよりか、もう二年、三年でかなり大きな変化が出てきておる。もちろん先ほどお話がありましたように、事業収益が予定どおり伸びたわけではありませんが、これは五十九年度の方を見ていただければわかりますように、九一・五％、九二・二％ですから、いわば一〇％以内の収益の方はおさまっている。ところが、重要な経費である燃料費などに至っては見積りよりも半分以下である、支払い利息も見積りよりも大変少なくて済んでいる、こういうことになっているわけなんです。これは料金改定の認可表と申請書に基づいた計算でありますから、これはぜひ試していただきたいわけですが、このことを見ても、つまり五十五年年度の料金改定の根拠、少なくともそのときの総括原価というのは、その後の経済変動と比べて著しくかけ離れているということでありませう。

さらにこの問題を詰めていきますと、先ほど申し上げました電気事業審議会の料金制度部会の中間報告の中に、急激な経済変動があったときに電気料金を見直さなければいけないということであつて、今日の、そしてこれから進むであろうところの円高に対して当然見直しを行わなければならぬけれども、五十五年年度の料金改定の際、少なくとも政府の見直しからこれほど大きな変動が起きているわけでありませうから、料金の改定というのは既にこれまでの時点で当然やっておかなければならぬことである。それに加えて今度の円高が起きているのだというふうに考えます。その辺については大臣の答弁を求めます。

○山本(幸)政府委員 五十五年当時の査定でございますけれども、この料金認可につきましては公

正かつ適正な査定を行い認可されたものと考えておりまして、査定に当たりましては、公聴会、物価安定政策会議の意見を参考としながら、経済企画庁とも協議の上厳正な査定作業が行われたものと考へております。

先生御指摘のその査定と実績が非常に変わつておるといふ点でございますが、特に燃料費についてそれが大きいという御指摘でございますけれども、この点につきましては、一番大きな要因はやはり燃料の構成及び燃料の量が変つたということでございます。五十五年年度について分析してみますと、一番大きな原因は需要減でございます。需要が想定よりも非常に減つた。それから円高になつた。それから非常に豊水であつた、水が豊富であつたということ、水力発電の割合が多えた。それから原子力が非常にふえたというふうなことがございます。

五十六年につきましても、石油消費が非常に減つた。これは原子力あるいは石炭火力が非常に伸びまして、その分石油消費が減りましたが、それによつて全体の燃料費が非常に減つたという状況にございます。

○工藤(見)委員 大臣、私はなぜこの食い違いが出たかという説明は十分よくわかつております。しかし、少なくともこの五十五年改定の際に根拠にした今後の総括原価の構成並びに見積りもいろいろが大きく変動したではないか。これだけ大きな変動をするのに、この料金を改定せずにはおつたのはおかしいではないか。これはさつき言つた電気事業審議会の料金制度部会の報告に照らしてもおかしいではないか、そういうことを申し上げるわけでありませう。ですから、その点でこの問題ぜひ検討して、どうするかということについて大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

通産大臣、お願ひしますよ、もうお話はたつぷり伺ひましたから。  
○山本(幸)政府委員 ちょっと先に答弁させていただきます。先ほど申し上げましたような燃料費の構成及び

為替についての変動その他によりまして、御承知のように五十五年についてはその後想定した内容よりも変つたことは確かでございます。しかしながら、全体につきましてはそれほど大きな変動はございませんで、特に為替差益が出たということ、これにつきましては御高承のとおり別途積立金として千八百億円を積み増し、現在それが千七百三十五億円残っておりますが、その別途積立金として積み立てまして、為替差益によつて生じた利益はそれをガラス張りにして、今後料金の長期安定あるいはその他為替差益のさらに違う変動が起つた場合の準備といたしておるわけでございます。

○工藤(見)委員 私は大臣に答弁を求めております。つまり、料金改定したときの総括原価が、その後の事象から見ても余りにも変わつていないではないか。なるほど収益も少しは予定どおりではないけれども、これはまあ九割以上だ。ところが重要なコストの方は、半分で済んでいるとか半分以下である。余りにも大きいじゃありませんか。だから電力会社のもうけ過ぎということが起るわけでありまして、当然そこで料金の改定を考えなければいけない。これは何もこれからの円高について私に言っているのではないに、過去五年間について言っているわけでありませう。その点について、この表についての御感想でもいいですから聞かせていただきたいと思ひます。

○村田國務大臣 工藤委員から御提出をいただいたこの資料でございますが、この「事業収益計」の「b/a」の欄を見てみますと、大体九三％、九四％というふうな数字になっておりますが、御指摘のように、確かに燃料費は年次が新しくなるのに従つて相当の差があるようにございませう。この点はひとつよく検討させていただきたいと思ひます。

○工藤(見)委員 大臣は検討されると言ひましたから、ぜひこれは検討していただきたいと思ひます。つまり、これからの円高という変化でただ改定問題を考えるというだけでなしに、過去の、こ

れまで大きな変動があつたということは大変重要な事実であります。ですから、仮に五十五年改定の際、通産省の方としてはこの程度だと思つても、事態がこんなに進んで変わつてきている。これが放置されているということは、国民にとつては全くたまらないことである。このことを強く申しておきます。

そして前回は私申し上げました、電力会社というのは非常に高収益を得ているという問題ですね。これは国民の側から見ても大変疑問にしていることでもあります。例えば五十九年度申告所得上位五十社を見ると、電力会社が五社入る、ガスは二社入る。それで東京電力は三位、関西電力は六位、中部電力は七位。こういうことで、例えば売上高に対する利益、これは申告所得の利益をとつたわけでありませうが、関西電力などは一〇・一％で、トヨタの八・八、日立の九・九、松下の八・〇なんかと比べても著しく高い、こういう利益になつている。そして、先ほどお話ありましたように、結構積立金もやつてきている、こういう事態であります。

しかし、この中間報告は、大きな変動があつて利益がたまるときには、ただ積立金を積み増すだけじゃだめだと書いてあるでしょう、この中には、そのときには料金を改定しなければいけないと書いてあるわけでありませう。つまり「過大な利益が長期間発生する場合には、準備金を積み立てる一方となり、かなりの期間取崩しが行われないこととなる。このような場合には、原則として料金の見直しを行う必要がある、準備金の積立のみで対処するのは適切でない」と書いてありますから、当然これはもつと前の時点でやるべきであつたと考えます。

さて、そういう点でもう一点それに加えて、先ほど来円高問題で、今後円高差益がさらさらと出る際には、料金改定の検討をいつかやるといふこととありませうが、先ほどの大臣の答弁ですと、それは来年の六月ごろですか三月ごろですか、もう一度はつきりさせていただきたいと思ひます。

○村田國務大臣 お答え申し上げます。

来年の六月ごろには六十年年度の決算が出てくるであろう、それに従って今後のいろいろの資金上の見通しが出てくるであろう、その場合に円高がなお現在のまま続いている、あるいはその他のいろいろの物価等の要件に変動がなければ、どういった方程式が出てくるか、そういった意味で諸般の情勢を勘案をする、検討をする、このように申し上げたわけでございます。

○工藤(見)委員 それはガス料金についても同様ですか。

○山本(幸)政府委員 同様でございます。

○工藤(見)委員 しかし、ガス会社の収益状況はもっとも最近ありますし、先ほど言いましたように、五十五年の改定の際の総括原価の根拠が大きく変わっているというのを通産省としてももう一度確認し検討して、その時期を早めるようにする必要があり、このように考えますが、どうですか。

○山本(幸)政府委員 料金査定時にはいろいろの諸元について前提を置いて決めるわけでございますが、先ほど来申し上げましたとおり、下がっているものと上がっているもの、例えば燃料についてはその後非常に変わっておりますけれども、資本費は上がるとか、あるいはその他の経費は下がるとか、上がるということで、ここがございまして、その全体が最終的には、そのときに起こる經常利益ということになるかと思っております。その經常利益につきましても電力会社、ガス会社ともにガラス張りにして、現在積み立てるといふことで、料金の長期安定に備えるということにいたしております。

○工藤(見)委員 今みたくないかげんな答弁をされては困りますよ。資本費がふえているというのは、比率の上でふえているという傾向はありますけれども、私の出した表で見ると、例えば関西電力の場合は減価償却費も八〇・九、支払い利息も四二・一、資本費が下がっているじゃないですか。東京電力の場合も支払い利息が六九・三、な

るほど減価償却費は一〇・八ですが、これは定率法を下げたりいろいろそういう操作で広がっただけであって、何かこっちは下がったけれどもこっちは上がっている、そういう答弁をされては困ります。今の答弁は、これに基づいて変えてください。

○山本(幸)政府委員 五十五年の料金査定の際には、その査定の前定期間を一年といたしておりましたので、その後についてはさまざまに変わることがございます。五十五年について見ますと、先ほど言いましたように、上がった分もございまして下がった分もございましてということで、その收支は当然最終的に經常利益として出るということをお願いしては、法人税を払い、配当した後は全部積み立ててあるということでございます。

○工藤(見)委員 これはやり合っているのでしょうか、上がったものもある、下がったものもあると、その主要経費を全部合わせたら、私の計算では下がっているじゃないですか、六十何%に、どうしてそういうことを言うのですか。ですから、そういうようなことはだめですよ。ちゃんとまじめにこの問題を検討していただかなければなりません。しかし、時間の問題がありますから、設備投資の問題に移りたいと思

います。私の設備投資問題での最初の問題は、十年間で四十五・八兆円設備投資をやるといいますと、その場合資本費はどのくらいふえますか。これは八年度、五十九年度と比べてどういう計算になりますか。

○山本(幸)政府委員 御指摘のように電力会社の設備投資は、五年後四兆八千億、十年後には五兆二千億となる見込みでございます。資本費については試算いたしております。

○工藤(見)委員 私は、あらかじめその計算をせよと示してほしいと要求しておりましたけれども、なぜそれをやらないのですか。これは非常に大事な点でございます。電力会社が設備投資をほとんどや

る。国民にどういふ負担がかかるか。それは結局資本費の増大ということを通じてかかるわけでしょう。それが計算されないと、今度設備投資をふやすときに、国民は一体どういふ負担を負わなければならないか、はっきりしないではありませんか。それはどうなのですか。

○山本(幸)政府委員 資本費につきましては、各資産ごとの減価償却年限等に依りまして計算しなければなりませんので、現在のところ計算できておりません。

○工藤(見)委員 そういふことさえ試算できないようでは、一体この設備投資は国民にとつて何をもたらすか、はっきりしたことが言えないということだと認めざるを得ませんが、私は、ごく粗っぽい私の試算を示します。

これは、五十年から五十九年度まで、設備投資が二十六兆六千四百三十四億円ということになります。二六・六兆円として、その間資本費がどれだけふえたかというのは、約二兆円ふえています。二六・六兆円と二兆円ふえた。四十五・八兆円ならば、これと大体並行するならば三・四兆円ふえる。というのと、五十九年度の資本費二兆七千億円余りプラス三兆四千億円で六兆一千億円に十年後には年間の資本費がなる。二・二倍ぐらいになっていく。これは減価償却のやり方によればもっとふえることになるわけですが、結局この資本費の増大というのは料金収入で回収されるということになるのじゃないですか。その点はどうでしょうか。

○山本(幸)政府委員 ただいま先生の試算については何っておりましたけれども、それについては現在コメントする限りではございません。いざいざにしましても、設備投資が増加すると資本費が上昇するということは当然でございます。

ただ、それによりましていわゆる石油代替電源が開発されるということと燃料費が減少する、あるいはその他のコストが下がるということとございまして、総合的には電力料金の安定、あるいは電力経営の安定に資するということふうに考えており

ます。○工藤(見)委員 私の試算をどんなにコメントしていただいてもいいわけですから、遠慮なしにそれはやっていただきたいわけでありまして。今の答弁でも、資本費が相当ふえるであろうということも明らかだと思います。

ところで、電力会社の設備投資の内容について、産業構造審議会の資料を見ますと、六十年年度の計画で、電源開発が四一・六%、流通が二四・九%、改良が二〇・八%等々ありますけれども、この電源開発じゃ何といつても火力と原子力が多い、それから流通では送電が多いという中身であります。

そこで、民間活力による内需振興策として電力会社の設備投資をふやすというのですが、電源開発で、これは原子力なら原子力に限っていいですが、電力会社九電力、その発注を受けている上位十社はどこですか。それで、この十社で総額の大体何%ぐらいを占めているか。送電関係はその注文を受けている上位十社はどこであつて、総額何%ぐらいを受けていることになっているのか、これをぜひ資料として示していただきたいと思

います。○山本(幸)政府委員 ただいま先生がおっしゃいました内容につきましては、私企業間の契約の問題でございますので、具体的な社名とか発注について資料を出すことは差し控えたいと思

います。○工藤(見)委員 まことに不満な答弁であります。私がたびたび引用します電気事業審議会の料金制度部会の中報告の中でも、「電気事業は、公益事業としての性格を持ち、社会に対する影響、役割が大きいので、他産業に比してより積極的に企業活動の内容を公開すべきである。」といったふうに企業秘密の範囲を拡大しないよう留意しなければならぬ。こうなっていますね。こういう方向に照らしてみても、これはまことに疑問に思われます。「電気事業を監督する立場にある通産省において、上記の点を踏まえ、電気事業に

関する行政の内容について、国民への説明等に

層努力すべきである。もつと公開しろということじゃありませんか。それをどういふふうに行うに実行するつもりですか。

○山本(幸)政府委員 その答申の内容につきましてもよく存じております。

ただ、その答申の同じところに、「この場合において、商取引に悪影響を及ぼし、あるいは企業努力の余地を奪うような企業秘密の公開は行わなければならない」といふふうに書いてございまして、先ほどの点につきましても「企業秘密の公開」になるというふうに考へるわけでございまして。

○工藤(見)委員 そういふことで答弁を避けておりますので、私の方で少し実情についてお話ししたいと思います。

日本原子力産業会議が毎年報告を出しております。一九八三年度「原子力産業のマネーフロー」というのがありますが、電気事業への納入額、これは機械装置、構築物、その他を含んでおりますが、一兆五千五百億と巨額に及びます。

こういうことを前提にして、今度は「鉱工業の資本金階層別・部門別原子力関係受注残高」の表があります。それを見ると、原子炉の材料、これは受注残高で一兆五千億を超えているという巨額なものであります。資本金五百億以上が八〇・五%を占めております。十億以上を合わせますと九七・八%になります。発電電機機器、これは二千五百六十七億円でありますが、資本金五百億以上で九三・六%を占めます。建設・土木、これは二千三百二十億円でありますが、資本金五十億以上で九一・六%を占める、こういうことになっております。ですから、特に電力の設備投資というのはほかの設備投資とも違ひまして、受注する企業が非常に少数に限られて、しかも巨大企業である、資本金五百億以上である、これが特徴です。

このことを考えると、電力の設備投資がふえることと一体どこへ波及するかと問題は、当然真剣に見なければならぬというところになっております。例えば東京電力の例で福島第一、これは原

発、福島第二、これも原発ですが、一から六、一から二までとて主契約者のリストを見ますと、G E、G E・東芝、東芝、日立になっております。原子炉型については言わずと、G E、G E・東芝、東芝、日立ということになっております。圧力機器については言いますと、G E、石川島播磨重工業、パブコック日立。本場に二社か三社に限られております。

関西電力の例で言いますと、美浜の一から三、高浜の一から二、大飯の一から二、これはウエスチングハウスと三菱商事、三菱原子力工業、三菱商事、これが主契約者であり、原子炉型ではウエスチングハウスと三菱重工、三菱重工、ウエスチングハウス、それからコンバッション・エンジニアリング、こういふものも入ってきます。圧力容器その他についてはこれが入ってくるわけであります。これは非常に限られております。

特に、土木建築関係で言いますと、五社体制というのがはっきりしておりました。鹿島それから大林組、大成、清水、竹中、この五社体制というのほとんど原子力の建設関係を独占している。鹿島に至っては、電力業界全体三十一基のうち十四基の本体を設計したり施工したりしている、こういう状況になってきているわけであります。

そういうことを見ますと、電力産業の設備投資は、G Eとかウエスチングハウスとか東芝とか日立とか三菱とか限られたのが、繰り返して繰り返して注文を受けて設備投資をやっている、こういう関係にあるわけですから、これは一体そこで果たしてもうけ過ぎがあるのかないのか、こういうような企業でいいのか、そういうことは通産省としても当然検討しなければ、総括原価の中身を査定することもできないし、これからの設備計画が妥当であるかどうか見れないと思うのです。その点について、通産省としてはどういふ態度でこれまで臨んできたでしょうか。

○山本(幸)政府委員 先生の御指摘で、電力会社

が発注する場合に非常に大企業に偏っているのではないかとこの点がございまして、発電設備の点につきましても、御指摘のように、発電設備に関連するものにつきましては非常に大企業が多いということにございまして、逆に送電、配電、変電等の設備につきましても、これは全体の設備投資の非常に大きな部分を占めますけれども、そういう設備につきましても、これは材料等については比較的簡易なものもあって、地元業者あるいは中小企業者に依存する場面もかなり多々ございます。また、工事の実施面でも、送電、配電、それぞれにつきましても地元の中小企業の工事を社々使っている場合も多々ございます。

また、先生がおっしゃったいわゆる原子力発電あるいは発電工事の大手メーカーあるいはいわゆるセネコンが受注するというところでございまして、これも、その下請あるいは具体的な土木工事、掘えつけ工事等につきましては、中小企業あるいは地元業者が非常に多く関与しているというふうなことに考へております。

○工藤(見)委員 もしいろいろそういう説明をされるなら、先ほど私が要求しました、それこそ送電関係あるいは電源開発関係、上位十社とか三十社のリストを出して、十分納得いくように説明していただきたいのですが、少なくとも原子力関係では、日本原子力産業会議のこの報告の中にあるように、先ほど言いましたように、発電電機機器に関して言えば五百億以上が九三・六%ということを書いているわけです。それから、あとと下請にいくとだんだんピンはねかなんかされてしまつて余りうまみがないのです。もうけるのは一番上なんです。

これは三菱銀行の「調査」、昭和五十六年十二月号に、特にセネコンのことが書いてあるのです。この中で、原子力関係の建設でどう書いてあるかといひますと、「この本体建設だけでも今後一〇年間で八、〇〇〇億円の需要が出てくる」と予想される。「今後とも一部の大手セネコンの金城湯池

であらう。銀行の調査というのは割合こういふ金城湯池というふうな文学的なことは書かないのですよ。割合抑えて書くのですが、金城湯池と出てくるのは、一つは競争者を寄せつけないという意識があるのです。しかし、これでは国民も寄せつけられないわけですね。一体どこでどういふ取引が行われているのだから、こういうことも全くわからぬ。五社体制がずっと続いている、最近少し崩れたという報道がありますけれども、ですから、ここで一体どれだけほろむけが行われているか全くわからない。

しかし、これをこのまま続けて、ただ設備投資だけふやしましょうかというのでは、国民の側から見てちょっと納得できないと思うのですが、大臣、どうでしょう。こういう点について、もつと通産省として厳格に、電力会社の発注のやり方や価格が妥当であるかどうか、もう少し考えないかと、それは私企業間の関係であるといふたつ、百社も二百社も公開し合はるような関係じゃありません。延々として相手は東芝であり、鹿島であり、延々として相手は三菱であり、そういう関係ですから、そこへどうしても踏み込んでいかなければならないと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○村田国務大臣 工藤委員の御質問を承りました。公共事業の場合であれば、大企業と下請企業あるいは中小企業との関係につきましても公共事業執行官庁が、その執行に関するいろいろな監督指導等をなすわけであります。民間企業の場合は、自由主義経済体制でありますので、原則としては自由経済を十分伸長させる、その中で社会的に一つのバランスのとれた形が出てくるというのが望ましいのだからと思ひます。先ほど公益事業部長から御答申申し上げましたように、大企業と中小企業との関係、地元企業との関係等につきましては、もちろん通産省もいろいろ検討、研究をしなければならぬと思ひますが、原則としては、電力事業というものの性質、非常に大規模なものであるというふうな性質から、そういったこ

とがあらうかとも思いますが、またいろいろなる事項について、大企業と中小企業あるいは地元企業の振興ということについては、常に民主主義の原則として配慮をされつつバランスがとれていくものである、このように考えております。

○工藤(見)委員　しかし、先ほども私指摘しましたように、料金制度部会が、やはり公益企業なんだから、秘密をなるべくなくして公開しなければいけない、通産省としてこういうのを受けているわけですね。それは大臣としてやはりそういう方向で努力しないと、そこはただけもうけているかわからない、それで、それは私企業だというのは済まないのではないですか。そういうことで済ましてはいけないということを書いてあるのではないですか。その点、どうお考えでしょうか。

○村田国務大臣　私は、民主主義というものは一つの社会秩序として、その秩序が保たれていくべきものであると考えておまして、官庁の介入というのは最大限少なくするというのが民主主義の理想だと思っております。そしてまた、そのことは、仮に工藤委員のおっしゃる非常に不正なことが行われているとすれば、これは公正なマスキが承知しておくはずがないのであって、そういう批判にさらすわけでありませうから、そういう民主主義のルールというものを最大限尊重したいと思っております。

○工藤(見)委員　さっき言った東京電力と東芝の関係とか、そういうのが延々と続いて、マスコミも知りようがないわけなんです。それを知ることができないのは、やはり通産省がちゃんと調べないと知りようがないわけですから、そういうことを言われたのは完全に公益事業としての性格を失う、大変危険な答弁だと私は思います。時間もだんだん迫ってまいりましたので、私が最後に申し上げたいのは、このように、どうも考え方として設備投資のための設備投資ということになっている。それで、たしかしばらく前までは、なるほど国鉄の設備投資をどんとふやす、あるいは鉄鋼の設備投資をふやす、それに電力を

ふやす。ところが鉄鋼の方も伸ばせない、国鉄もああいふことになったというので、特に重電機関係だとか商社関係だとか銀行関係だとかあるいは電気機器関係が、ともかく電力の設備投資をふやす以外ないということ、寄ってたかかってこを膨らませようとしている。だから本当に電力の必要ということからやる設備投資と、こういう大きな大手の企業、商社などが、ともかく彼らの景気対策のためにやる設備投資と、はっきり区別していかなければならぬけれども、私はこのやり方、非常に心配なんです。

かつて国鉄は、日本列島改造計画が出たときに、これまで政府の審議会で十年間に三兆七千億円までにとめなければ国鉄危ないと言ったのを、一挙に十年間で十兆五千億円にふやしてしまつて、そして国鉄はとうとうパンクしてしまつた、こういういきさつがあります。ただ、国鉄と電力会社が違ふのは、地域の独占ががちりしていて、みんな料金にぶっかけることができるのです。国鉄は料金を値上げしたらだんだんお客さんが減ってしまつてああいふことになつたけれども、電力の場合はみんなこれは国民の負担にツケが回るから、私はこういう設備投資のやり方には非常に大きな危険を感じる。

こういうことを含めまして、公共料金の見直しを直ちにやらない問題や、今の設備投資のあり方や、それからもともと企業として公開すべきであるのに、そういうことがやれないという今の状況のもとでは、設備投資拡大を認めるのにつながらるような今度のこの法案には賛成しがたいという意見を述べまして、時間が参りましたので私の質問は終わらしていただきます。

○粕谷委員長　これにて工藤君の質疑は終了いたしました。これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○粕谷委員長　これより討論に入るのであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長　起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長　御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○粕谷委員長　次回は、来る十九日火曜日午前九時四十五分理事會、午前九時五十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時三分散會

昭和六十年十一月二十五日印刷

昭和六十年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C